

平成24年 第63回定例会

# あわらし議会会議録

平成24年12月4日 開会

平成24年12月20日 閉会

あわらし議会



平成24年 第63回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(12月4日)

議事日程	1
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により出席した者	4
事務局職員出席者	4
議長開会宣告	5
市長招集挨拶	5
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	16
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	18
議案第63号から議案73号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	18
議案第82号の上程・提案理由説明	29
議案第83号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	30
議案第84号から議案90号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	31
議案第91号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	33
議案第92号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	34
議案第93号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	35
議案第94号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	35
議案第95号から議案98号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	37
議案第99号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	38
議案第100号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	39
請願第4号の上程・委員会付託	40

第 1 号の追加1(12月4日)

議案第95号から議案第98号の委員長報告・総括質疑 ・討論・採決	41
散会の宣言	44
署名議員	44

第 2 号(12月10日)

議事日程	45
出席議員	46
欠席議員	46

地方自治法第 1 2 1 条により出席した者	46
事務局職員出席者	46
開議の宣告	47
会議録署名議員の指名	47
一般質問	47
吉 田 太 一 君	47
一般質問	53
牧 田 孝 男 君	53
一般質問	57
八 木 秀 雄 君	57
一般質問	63
森 之 嗣 君	63
一般質問	66
山 田 重 喜 君	66
一般質問	72
山 川 知一郎 君	72
一般質問	84
卯 目 ひろみ 君	84
一般質問	90
坪 田 正 武 君	90
散会の宣言	99
署名議員	100

### 第 3 号 ( 1 2 月 2 0 日 )

議事日程	101
出席議員	102
欠席議員	102
地方自治法第 1 2 1 条により出席した者	102
事務局職員出席者	102
開議の宣告	103
会議録署名議員の指名	103
議案第 8 4 号から議案第 9 4 号、請願第 4 号の 委員長報告・総括質疑・討論・採決	103
発議第 8 号の提案理由説明・質疑・討論・採決	113
閉議の宣告	114
市長閉会挨拶	114
議長閉会挨拶	114
閉会の宣告	115
署名議員	115

## 第 6 3 回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成 2 4 年 1 2 月 4 日 ( 火 )

午前 9 時 3 0 分開議

1 . 開会の宣告

1 . 市長招集あいさつ

1 . 開議の宣告

1 . 諸般の報告

1 . 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第 6 5 号 平成 2 3 年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度あわら市水道事業会計決算の認定について

日程第 1 0 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について

日程第 1 1 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 1 2 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について

日程第 1 3 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について

日程第 1 4 議案第 8 2 号 専決処分の報告について ( 損害賠償の額を定めることについて )

日程第 1 5 議案第 8 3 号 専決処分の承認を求めることについて ( 平成 2 4 年度あわ

		ら市一般会計補正予算（第6号）
日程第16	議案第84号	平成24年度あわらし一般会計補正予算（第7号）
日程第17	議案第85号	平成24年度あわらし国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第86号	平成24年度あわらし水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第87号	平成24年度あわらし工業用水道事業会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第88号	平成24年度あわらし公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第89号	平成24年度あわらし農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第90号	平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第91号	あわらし債権の管理に関する条例の制定について
日程第24	議案第92号	あわらし廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第93号	坂井地区広域連合規約の変更について
日程第26	議案第94号	工事請負変更契約の締結について（（仮称）あわらし生涯学習館整備工事（建築工事））
日程第27	議案第95号	工事請負契約の締結について（あわらし学校給食センター整備（建築）工事）
日程第28	議案第96号	工事請負契約の締結について（あわらし学校給食センター整備（電気設備）工事）
日程第29	議案第97号	工事請負契約の締結について（あわらし学校給食センター整備（機械設備）工事）
日程第30	議案第98号	財産の取得について（あわらし学校給食センター厨房設備の取得）
日程第31	議案第99号	芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
日程第32	議案第100号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第33	請願第4号	生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願
追加日程第1	議案第95号	工事請負契約の締結について（あわらし学校給食センター整備（建築）工事）
追加日程第2	議案第96号	工事請負契約の締結について（あわらし学校給食センター整備（電気設備）工事）
追加日程第3	議案第97号	工事請負契約の締結について（あわらし学校給食センター整備（機械設備）工事）
追加日程第4	議案第98号	財産の取得について（あわらし学校給食センター厨房

設備の取得)

(散 会)

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		



---

### 議長開会宣告

議長(向山信博君) ただいまから、第63回あわら市議会定例会を開催いたします。  
(午前9時30分)

---

### 市長招集挨拶

議長(向山信博君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 本日ここに、第63回あわら市議会定例会が開会されるに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今年も残すところあと1カ月となりました。議員各位には、年末の何かとご多忙の中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年を振り返りますと、超円高による製造業を中心とした輸出関連企業への打撃、原発の再稼働をめぐる世論の二分化、近隣諸国との領土問題など、我が国の安全保障と産業、エネルギー政策にかかわる困難な課題に直面した一年でありました。こうした中、本日、第46回衆議院議員総選挙が公示されました。既成の政党に新たに誕生した多くの政党が加わり激しい選挙戦が予想されます。現時点で、選挙後の政権の枠組みがどうなるかを見通すことはできませんが、新しい政府には、じっくりと腰を据え、諸問題を着実に解決し国民が安心して豊かに暮らせる政治を実現するよう願ってやみません。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、専決処分の報告に関するもの1議案、専決処分の承認に関するもの1議案、補正予算に関するもの7議案、広域連合規約の変更に関するもの1議案、条例の制定に関するもの2議案、工事請負変更契約の締結に関するもの1議案、工事請負契約の締結に関するもの3議案、財産の取得に関するもの1議案、人事に関するもの2議案の計19議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容、提案の主旨につきましては後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが招集のご挨拶といたします。

---

### 開議の宣告

議長(向山信博君) 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(向山信博君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

### 諸般の報告

議長(向山信博君) 諸般の報告を事務局長より行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 事務局長。

事務局長(道地菊代君) 諸般の報告をいたします。

平成24年9月3日招集の第62回あわら市議会定例会において議決されました議案につきましては、9月24日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました請願等につきましては、お手元に配布してあります請願等文書表のとおりであります。

なお、閉会中の10月9日、10日に、総務文教常任委員会と厚生経済常任委員会、11月15日、16日に議会運営委員会、11月19日、20日に中心市街地活性化調査特別委員会、11月21日、22日に環境対策調査特別委員会の行政視察を行っております。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案19件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

議長(向山信博君) 次に、各委員会の閉会中における所管事務調査について、その調査結果の報告を求めます。

議長(向山信博君) 総務文教常任委員長、三上 薫君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番(三上 薫君) 総務文教常任委員会は、去る10月9日、大阪府茨木市の防災対策について、翌10日には、大阪府大阪狭山市の二学期制について、行政視察研修を実施いたしましたので、報告させていただきます。

茨木市は、人口27万6,186人、世帯数1万3,622世帯、面積は76.52km<sup>2</sup>の市でございます。市内に指定避難場所を小中学校や公民館等75カ所を指定しており、全体収容人数は3万1,346人となっております。そのうち10カ所に備蓄倉庫を整備しておりますが、今後は全小学校単位で整備していく方針とのことでした。耐震性緊急貯水槽については、1日1人3リットルとして34万人分の蓄えがあり、大阪でもトップクラスであります。地震が発生した場合、震度5弱で災害対策本部を設置し、緊急初動チーム179人、各避難所要員2ずつの150人が配備され、また、市内には山間部、河川部もあることから、土砂災害、水害に対して、市内及び近隣市域に居住している職員を防災情報伝達員として253名を指定しており、災害時には住民の避難の誘導を行うとのことでした。

また、防災教育、啓発にも力を入れており、防災ハンドブック、マップの発行や防災に対する出前講座の実施、昨年は51回開催し、約2,200人の参加があったとの事でした。自主防災組織につきましては、32小学校区のうち27小学校区で結成されており、組織率84%となっております。市からの支援として、消火訓練、小型動力ポンプ、AEDの使用方法等の訓練を昨年は22カ所で実施し、約4,100人の参加があり、防災リーダー研修会をはじめとする研修会を開催しております。

また、結成された自主防災組織には、防災資機材用倉庫と小型動力ポンプほかを貸与しており、活動補助金として1組織、上限5万円を補助しております。自主防災組織については、昨年立ち上げたところや10年以上前から立ち上げたところもあり、訓練、研修を実施するに当たって経験等の格差があり、同じレベルに保つのが課題であるとのことでした。

なお、自主防災組織の結成されていない残りの5地区については、旧地区と新興住宅地が混在している地区との説明がありました。自主防災活動は顔見知りであることが最高であり、今はきっかけとして小学校単位で立ち上げて、その後で各町会での組織づくりを進めたい考えで、残りの地区につきましても立ち上げをお願いしている状況とのことでした。

また今回は、防災公園街区事業を導入してつくられた西河原公園を現地視察しました。公園内には災害時に設置できる非常用トイレや避難所として使用できるパーゴラ、あずまやが設置されており、災害時に大いに活用できるものでありました。

次に、大阪狭山市は、人口5万7,685人、世帯数2万4,127世帯、面積は11.86km<sup>2</sup>の市でございます。大阪狭山市には、小学校7校、中学校3校で、児童・生徒数は約5,000人との事です。

平成16年にまず小学校1校から二学期制をスタートさせ、翌17年に残りの6校、そして翌年18年に中学校3校の実施いたしております。

導入の狙いとしては4点あり、一つ目、教育課程の充実として、授業時間の確保、そして基礎、基本の定着。二つ目、学びの連続性として、長いスパンでの学習指導計画、教科や総合的な学習の時間の充実。三つ目、教育活動の見直しとして、評価、行事等の見直し、教職員の意識改革。四つ目、学校と家庭・地域との連携として、教育相談の充実、児童・生徒理解の充実を掲げています。

二学期制を導入して変わった点は、小学校においては夏休みの7月の後半に学習支援日を設けたこと、運動会が6月実施になったこと、年間計画見直しにより授業時間数を確保できたこと、ゆとりを持った指導で基礎基本が定着したこと等が挙げられました。

成果としては、二学期制として枠組みを変えることで、教育課程の全体の編成を見直すことができ、また、それに伴うカリキュラムの編成等において、教職員の意識改革が大きく図られたとのが大きな成果とのことでした。授業においても、夏休み直前まで授業が行え、また、夏休み中の努力が反映できるとのことでした。

課題については、小学校と中学校との取り組みでは差が見られ、小学校では比較的スムーズに移行でき、成果の多くは小学校での結果であるが、中学校においては進路指導、部活動については当市の3校で進められず、府内の他市と足並みを揃えなければならないこと、また、現在、大阪府で大きな教育改革が進められており、他市と合わせる対応が必要となっていることが挙げられました。

今現在、二学期制を小中10校で実施して7年目になり、今後の検討ということと10月に二学期制の検討委員会を立ち上げたとのことでした。これまでの成果に

については、2学期制でなければならないのかも含めて、再度検討して、大阪府の教育改革の流れを絡めて、来年度末を目途に平成26年度から二学期制の継続かについて決定したいと考えているとのことであります。

自主防災については、市民一人一人が防災意識を高めることが大切であると改めて感じました。

また、本市におきましても、2学期制が試行されていますが、今後の運用に関して保護者や教育現場の声を十分聞いた上で県内の他市町の動向を見ながら決めていく必要があると考えます。

以上2カ所の視察は今後の参考として大いに役立つ内容であり、有意義であったことをご報告申し上げ、総務文教常任委員会の行政視察の報告といたします。

議長（向山信博君） 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 厚生経済常任委員会は、去る10月9日、滋賀県栗東市の地域ふれあい敬老事業について、翌10日には、兵庫県三木市の空き家対策について、行政視察研修を実施いたしましたので、報告をさせていただきます。

まず、滋賀県栗東市の地域ふれあい敬老事業について報告します。

栗東市は平成20年度までは、小学校単位9カ所で敬老会を実施していましたが、平成21年度からは、市が自治会へ補助金を交付し自治会単位で敬老会を開催するようにしました。簡単に事業の説明を行いますと、市は70歳以上の対象者1人当たり1,000円を自治会に補助金として交付し、自治会は独自の方法で敬老会を実施するものであります。栗東市には127の自治会がありますが、123の自治会で実施しており、ほとんどの自治会において開催されています。開催方法は、今まで体育館で行っていたのと同じように公民館でお弁当を食べながらステージ発表を楽しんでもらうような自治会もあれば、夏祭り等のイベントと合わせて実施し異年齢交流を行う自治会、場所を変えて食事会を実施する自治会などさまざまでありました。

自治会単位での実施に切りかえたことによるメリットとして、参加率が30%程度から45%前後に大幅に伸びたことが最も大きく、そして、開催経費が1,300万円から790万円に減少したことが挙げられます。また、最近では地域コミュニティの低下が見られることから、この事業を通じて地域のつながりを強化してもらうこともあるとのことであります。

課題としては、自治会役員から補助事業の申請手続きが煩雑であるとの苦情があること、また大きな自治会では転入転出の把握が困難であることがあるようでございます。

最後に、自治会単位での実施にスムーズに移行できたのかと質問したところ、学校単位で敬老会を実施していたとき、既に自治会単独で敬老会を実施していたところもあり、不満の声はなかったとのことであります。

栗東市と当市では地域性があり同じにすることはできませんが、将来的には理想的な開催方法だと感じたところでございます。

次に、兵庫県三木市の空き家対策について報告します。

三木市は空き家対策として空き家等の適正管理に関する条例を施行しています。空き家等の適正管理に関する条例は、倒壊の恐れがある空き家等は近隣住民に不安を抱かせ迷惑を受けるものであることから、所有者等に適正な管理を求める目的で平成24年3月30日に施行したものです。この条例では、指導、勧告や命令に従わなかった場合、最終的に市役所と市のホームページにて住所氏名の公表を行うことになっています。

空き家対策は、所有者が不明、所有者が判明しても遠方である、所有者の金銭問題、個人情報保護法による調査困難など問題が山積しており、一朝一夕に解決するものではない、市として本気で運用するためには、職員、経費、時間が必要であるとのことでありました。そして、隣接する民家と民家の問題であり、民事に公費を投入してよいのか、また、国の補助制度があるのでその活用も含め現在検討中とのことでありました。

行政代執行を条例に加えることを検討しなかったのかと質問したところ、先進地の事例では、氏名等の公表も効果があったと聞いており、行政代執行は条例にうたわなくても法律で定めてあるので実施しようと思えば実施できるとのことでした。よって、まず市として行うことは、この条例の周知を図ることによって、所有者等の管理意識を高めることを行いたいとのことで、全くそのとおりだと感じたところであります。

実際に条例を施行し、空き家対策を実施している三木市を視察し、感じたことは、空き家になる以前より、住人及びその親族に管理意識を持ってもらう必要があると感じたところでございます。

以上2件の視察は今後の参考として大いに役立つ内容であったことを申し上げ、厚生経済任委員会の視察研修報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、議会運営委員長、丸谷浩二君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 議会運営委員長、丸谷浩二君。

12番（丸谷浩二君） 議会運営委員会行政視察をいたしましたので、その報告をいたします。

去る11月15日、奈良県天理市、翌16日には京都府木津川市を訪れ議会改革について研修を行ってきました。

初日の天理市は人口6万8,000人、議員数18名で3常任委員会で構成されています。天理市は日本で唯一宗教団体の名称が市名となっている宗教都市で、宗教との共存共栄が大切となっています。議会運営の中で気になりましたのが予算案の審議方法についてであります。当初予算は特別委員会で審議をいたしますが、一般会計補正予算は所管の委員会で予備審査を行い、総務財政委員会に付託され審査

をされます。特別会計、企業会計の補正は所管の委員会で付託、審査されるやり方でありました。

また議会基本条例につきましては、平成21年9月1日より施行されておりますが当時、急いで条例をつくり上げたということで、その運営や協議しなければならないことなど幾つか課題が残されていたとのことから、その後、議会改革推進委員会を立ち上げ協議や検討を行いながら決めてきたとのことでありました。その主なものとしまして、政務調査費の公開、全体協議会にて正副議長の立候補のマニフェスト、所信表明を行う、議会交際費基準を作成し平成25年度よりホームページに掲載するとのことでありました。議会報告会は年1回、21年より開催をされており、9校区で3班体制で実施をされ、班の構成は期別、年齢順、委員会や地域が重ならないように考慮して決められておりました。報告の内容は我が市と似ておりますが、住民の要望により住民の意見を聞くことに重きを置く形へと変わってきており、現在は市民と議会が共に語る集いと名前を変えて意見交換を行っておりますが、結果的に住民の参加は思ったほど増えてないとのことでありました。我が市同様、今後の課題となっています。住民への回答につきましては、24年からは表にして住民に配布をされています。

また議員研修につきましては、今年度も山梨大学の教授による勉強会を予定をされているとのことでありました。

次に、木津川市におきましては、人口7万1,800人、議員数24名で3常任委員会で構成をされており、京都府の最南端に位置し、京都、大阪とは30km圏内で、関西学術文化研究都市の一翼を担っている市であります。議会改革の取り組みとしまして、一般質問の質問回数の制限を廃止し、一問一答方式、反問権を付与し、政務調査費使途基準の運用指針を設定しております。

基本条例は22年12月より施行され、議会報告会も条例に基づき23年より年2回、3月、9月議会終了後に開催をされています。中学校単位の5班編成で実施をしており、班の編成は事務局に任せているそうです。班長には議長、副議長、及び広報委員長となっていました。議会としましては、特に住民への出席依頼は行わなく、広報等で案内をするだけだそうです。このことは地域の御用聞きにはならないようにとの考え方で、そうしたそうでありました。よって、参加者は少ないようで、住民と議員の集いと名称を変えたりしましたが、思ったような増加は見られなかったようでありました。しかしながら、参加される住民につきましては、それぞれ思いを持って参加をされていますので、意見等は活発に出されているとのことでありました。同じように参加者増は今後の課題であるようです。

23年には議員の発言などについて研修会を2回開催し、22年11月よりは本会議インターネットライブ中継及び録画配信し、委員会は音声ライブ、映像録画配信を行っているようであります。その日、議会運営委員長は以前、議長時代に当市あわらにもおいでになられたこともあり、全議会運営委員の方も出席をされ、相互に意見交換を行いました。有意義な研修となりました。また、時間もオーバーしな

がら、それぞれの思いを話されたことは、大変参考になりました。

最後に2市を視察研修し、議会改革につきましても、それぞれが課題に取り組まれていることなど参考にすべきところは参考にし、さらに議会改革を推進する必要性を強く感じた研修でありました。

以上で報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、中心市街地活性化調査特別委員長、卯目ひろみ君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 中心市街地活性化調査特別委員長、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 中心市街地活性化調査特別委員会の報告をいたします。

去る11月19、20日の2日間、富山県富山市、長野県飯山市で行政視察研修を行いました。

19日は富山市役所において中心市街地活性化にぎわい拠点の創出について、映像を使っただけの研修を受けました。富山市は約42万人という大きな都市です。道路の整備率、全国1位、持ち家率、車の保有台数、全国2位、1世帯当たりの実収入、全国2位、郊外での安い地価、これは反してアパート、マンションなどが相対的に割高となっています。その結果、市街地の低密度化が全国1位となり、中心部の人口減少、高齢化が進み、ドーナツ化現象が起きているそうです。その解消策として、まちづくり基本計画を中心部に人を集める作戦をとることにして、平成19年から5年間の間、27の事業を展開しているそうです。LRT、ライトレールトレイン、いわゆる鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させて、その沿線に住居、商業、業務、文化などの都市の諸機能を集積させ、車に頼らずに暮らせる中心市街地を目指して車がなくてもお出かけ電車、お出かけバスで回遊性を強化しました。ちなみに65歳以上、電車、バスともに100円だそうです。仕事、買い物、文化など、ほとんどが電車、バスによって用事を足せるようにしているそうです。効果としては、町中に高層マンションが建ったのですが、即完売状態となったそうです。

にぎわい拠点の創出では、商店街の中心に屋根つき全天候型の広場と立体駐車場を一体化させたものをつくり、イベントの開催や冬には一部をアイススケート場を使用するなどした結果、人の集まりが確実に増えているということでした。その他、補助事業としては、町の統一感を出すために店舗外装、ショーウィンドーの整備、建設事業者向けに共同住宅の建設費、商業ビルの改修化、市民に向けては一戸建て住宅、共同住宅の購入、借り入れに対する助成、中心部への転居による家賃助成、新規出店サポート事業など、かなりの補助金制度をつくっています。それもこれも、まず行政は人を中心部に集めるお手伝いをして、人が集まれば、それを活用するのは町の人たちであり、商業が活性化し経済効果が上がることを目的にしているとおっしゃっていました。

また富山市長という方は、なかなかのアイデアマンらしくて、統一された景観づくりに強い思いを持たれておられるようで、職員も一丸となってまちづくりを進めている、そういった様子が見てとれました。あわら市と比べると人口的にもすべて

において規模は違いますが、町並みは明るく、景観もよく、市街地中心の至るところの大きな通りに花が飾られ、きれいに整備された町であることが、とても印象的でした。

2日目の20日は飯山市役所において新幹線に向けたまちづくりについての研修を行いました。飯山市は2万2,000人余りの小さな市です。平成26年3月の新幹線開業に伴い、まず駅周辺部の区画整理を計画し、地権者とのまちづくりの話し合いが一番の課題だったそうです。市民を巻き込んでのまちづくりを目指していて、新幹線のまちづくり市民会議を立ち上げました。新幹線建設現場周辺の視察では市内にも足を伸ばしました。見晴らしのいい高台のすぐ下にトンネルと線路が見えて景観はすばらしかったのですが、まだ現在は足場がかかっており、駅周辺の整備がなかなか進まない状況だとお聞きしました。また、まちづくりについては市民を巻き込んでのプロジェクトを進めており、町を五つのゾーン、エリアに分け市民と協働のまちづくりをデザイン化して、コンセプトごとに町並みをイメージしながら急ピッチで事業を進めているということでした。

開業に向けての取り組みは飯山市近辺の広域の市町村と連携もとっていて、開業を待ちながら市民のグループと事業を展開していくといった感じであるそうです。ハード面では、まあ市民には理解してもらっているが、実際には新幹線開業後に市民生活にどのような影響が出るのかということなどは、もっともっとアピールが足りないということでした。飯山市はまさに今現在進行中といった感じが漂っていて、私たちが研修を受けた隣の部屋では小学生を対象に新幹線についての勉強会を行っていました。子供たちにも新幹線を身近に感じてもらい、また考えてもらうための企画だそうです。学年ごとの勉強会は将来を担う子供たちにとって、とても有意義なことだと思いました。

町の規模の大小にかかわらず同じような課題、問題を抱え、また同じように悩んでいることも現実だということを知りました。あわら市が今後、新幹線開通までに、あるいは金沢開業に合わせての間に、どのように市民と協働しながらまちづくりをつくり上げていくかが今後、大きな課題だと感じた次第です。他の町を知ることによって自分の町が見えてきます。今回の視察も大変有意義な2日間であったと思っております。

報告を終わります。

議長（向山信博君） 次に、環境対策調査特別委員長、牧田孝男君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 環境対策調査特別委員長、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） 環境対策調査特別委員会は、去る11月21日、香川県直島町の直島環境センターについて、そして、翌22日には、香川県坂出市の日本アジアグループ株式会社が展開しているメガソーラー、坂出ソーラーウェイについて視察研修を実施いたしましたので、報告をさせていただきます。



まず、直島環境センターについて報告します。

直島環境センターは、豊島に投棄された約60万トンの産業廃棄物を処理する中間処理施設であります。この施設は大気汚染法よりもさらに厳しい基準を定め、徹底した排ガスの処理などを行っております。この施設はあくまで中間処理施設であります。豊島の産業廃棄物をこの施設において高温で燃焼させ、スラグ、飛灰、アルミ、鉄、銅に分類し、すべて再利用させる完全循環型施設であります。よって最終処分場を有しておりません。スラグは、砂の代わりに公共事業のコンクリート舗装などの骨材として使われ、飛灰には有価金属が含まれていることから、販売しているそうであります。スラグは、製造単価1トン5万から6万円かかるが、販売単価は600円であります。しかも建築物以外の舗装骨材として香川県の公共事業に使用させているとのことであります。

豊島の産業廃棄物をどうして直島で処理するようになったのかと質問したところ、第1点目が直島町には元々、三菱マテリアル直島製錬所があったこと、2点目は住民の反対がほとんどなかったことが挙げられるそうであります。反対がなかったのは、施設を島の一つの産業ととらえているからであります。産業廃棄物の運搬からスラグ等の出荷まで徹底した管理及び検査が実施されており、環境の生きた教科書であるというふうを感じ次第であります。

最後に、産業の廃棄に要した経費はイニシャルコストとランニングコストを含めて10年間で550億円、国が6割、県が4割を負担しています。投棄した企業は当時の刑事罰の最高刑を受けましたが、50万円程度の罰金であります。非常に理不尽に感じます。絶対に不法投棄を許してはいけなく、住民自らによる日ごろからの監視が非常に重要であるというふう感じた次第であります。

次に、坂出ソーラーウェイについて報告します。

坂出ソーラーウェイは瀬戸内海に面した塩田跡地を活用し、敷地面積約3万3,000㎡、パネル数1万3,320枚で、最大出力約2,000キロワットに相当する規模のメガソーラー発電所であります。総工費は6億円で、その償却資産税が地元の自治体に17年間にわたり落ちるとのことです。

瀬戸内は晴天率が高く事業に有利なのかと質問したところ、6億円の投資は約15年程度で回収できると試算しております。確かに地域的に日照時間の差異もあるが、北陸も含め、日本全国どこでも採算はとれるとのことでありました。行政としても、塩田跡の遊休地が解消されることもあり、県は法令関係、市は地権者関係の調整など側面的支援があったそうであります。

メガソーラー発電所の利点として感じたことは、事業計画から発電所の運転開始まで非常に短期間で実施できるということがあります。11月21日に竣工したこの施設は、建設期間は約4カ月、計画からでも約1年間で運転開始にこぎつけています。現在、電力の固定買取価格が20年間、1キロワットアワー当たり42円あります。この価格は毎年見直しがあることから、技術の進歩によりパネルの性能が向上するは数パーセントのレベルで、事業に取り組むならば早ければ早い方が良

いということでありました。

感想としてですけれども、まず1番目の直島環境センターについては、豊島で起こった産廃の事件は経済優先社会のいわゆるごみ問題を世に問い、我が国がより環境負荷の少ない循環型社会を目指していくきっかけとなりました。視察で印象に残ったことの一つとして、例えば産廃輸送の大型トラックです。荷台の4面を特殊パネルで囲ってブロックされており、タイヤにも特殊処理がなされていたことでもあります。あわら市の場合も産廃施設が多くあり、産廃を積んだ大型トラックなどが生活道路を脅かしているという現実がありますが、そのことに対しては多いに参考になると思いました。それから、2番の坂出ソーラーウエイですけれども、太陽光発電というのは万一パネルの何枚かが破損しても発電が止まるわけではないということに特徴があります。あわら市にも遊んでいる広大な土地がたくさんあります。これからは再生エネルギー発電の時代です。その意味で大いに参考になる視察研修でありました。

以上で、委員会の報告を終わります。

議長（向山信博君） 次に、広域連合及び一部事務組合の議会報告を関係議員にさせていただきます。

初めに、坂井地区広域連合議会について報告願います。

13番、牧田孝男君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） 坂井地区広域連合議会の報告をさせていただきます。

11月6日火曜日の午後2時から第43回坂井地区広域連合議会定例会が開かれました。

提出議案は議案第24号、平成23年度坂井地区介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、それから議案第25号、平成23年度坂井地区介護保険広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案26号、平成24年度坂井地区広域連合補正予算（第3号）、議案第27号、平成24年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）、この4議案でありました。

初日に一般質問がありまして、一般質問者は3人。まず坂井市の畑野麻美子議員が一般質問の通告のタイトルについては、第5期介護保険事業計画について、及び代官山斎苑で葬儀ができるようにすることを求めるというものでありました。それから、田中千賀子議員、同じく坂井市の議員ですけれども、在宅介護のサービスの取り組みについてというタイトルでありました。そして、同じく坂井市の川畑孝治議員、グリーンセンターのメガソーラーについて、この3人の一般質問があった次第であります。

11月7日、水曜日の午前10時から坂井地区広域連合議会の総務環境常任委員会が開催され、議案24号と議案第26号について審議されました。同じく7日の午後1時半から介護保険常任委員会が開催され、議案25号、27号についての審

議がありました。そして、11月9日の議会最終日に4議案はすべて全員賛成で可決されました。

なお、議案外として、グリーンセンター土地、これは1万6,200㎡なんですけれども、メガソーラー、角度が20度で1,200キロワットの事業者を、ただいま公募中であるというふうな、そういうふうな説明がありました。それから、介護保険給付費の負担割合変更の話で、均等割10%を5%に経過措置というか暫定措置というか、平成25年度、26年度の経過措置として行いたいというような話もありました。それから、代官山での吉勝重建が平成17年度から契約より余計に土地を使用していた件に関しては、90円掛ける750㎡掛ける7.5年ということで50万6,250円を吉勝重建が支払うということで話がついたということの説明がありました。

以上で報告を終わります。

議長（向山信博君） 次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会について報告願います。

15番 宮崎 修君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 15番 宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

11月の26日に県の自治会館において開催されました。まず初めに議長の選挙がございまして、福井市の議長であります見谷議員が議長に選出されました。その後、5議案が上程されまして、人事案件2議案、決算の認定1議案、補正予算、一般会計及び特別会計の各1議案の全部で5議案であります。

まず第9号、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の専任の同意を求めることについての議案がありました。これはあわら市の橋本市長の辞任に伴いまして、その空席を坂井市長の坂本市長が副連合長に専任されました。

第10号議案、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任でございまして。これには越前市の福田議長が専任されました。この2議案については、いずれも異議なく同意されました。

次に、議案第11号でございまして。平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。この決算についても全員異議なく認定することになりました。

第12号議案でございまして。平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について申し上げます。これは平成23年度の決算に基づきまして、剰余分については市町及び国へ返還するというものでございまして。歳入歳出4,280万5,000円を補正いたしまして総額で5億3,362万8,000円とするものでございまして。この12号議案につきましても異議なく賛成多数で承認することと結しました。

第13号議案でございます。平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。この議案も平成23年度の決算に基づきまして療養給付費等の国庫負担金や保険料の過不足を精算するため、不足分については追加交付の受け入れ、及び準備金の取り崩しを行い、剰余金と合わせて国等へ返還するというものでございます。歳入歳出9億2,633万8,000円を補正いたしまして総額977億5,028万3,000円とするものでございます。この議案についても異議なく全員賛成で承認をいたしました。

あと、広域連合長の挨拶の中で、後期高齢者医療制度につきましましては、いろんな廃止、見直し等の意見がございますけれども、国民会議も設置されました。その中でいろんな議論の動向等を見守りながら現行制度が続くものと考えて今後も円滑な運営に取り組んで参りますということでございました。

以上で後期高齢者医療広域連合の報告とさせていただきます。

議長（向山信博君） これで諸般の報告を終わります。

---

### 行政報告

議長（向山信博君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管について申し上げます。

去る11月3日に、市役所におきまして、平成24年度あわら市表彰を教育委員会表彰とともに行いました。市表彰では、市政に対し長年にわたり多大な功績のあったお二人の方を表彰させていただきました。また、教育委員会表彰としてお一人を表彰いたしております。

政策課所管では、第2次行政改革大綱の策定と行政評価に係る外部評価を実施するため、市民や学識経験者など8人の委員で構成するあわら市行政改革等推進委員会を設置し、去る10月29日に第1回目の会議を開催いたしました。特に行政評価に関しましては、初めて外部評価を行うもので、来年1月ごろをめぐりに評価を取りまとめる予定であります。なお、本委員会の会長には、福井県立大学経済学部の桑原美香准教授が選任されております。

次に、市民福祉部関係の健康長寿課所管について申し上げます。

10月16日と17日の両日、トリムパークかなづにおいて健康長寿祭を開催いたしました。2日間で1,182人が参加され、市内幼児園、保育園児の遊戯や、老人クラブの活動発表、プロ歌手による歌謡ショーなどをお楽しみいただきました。

また、H E E C E 構想関連事業としまして、9月に子供たちに作ってあげたいおやつコンテストを実施し、28点の応募をいただきました。10月13日に金津中学校で最終審査会を開催し、一次審査を通過した8点の考案者におやつを実際につくってもらい、仁愛大学人間生活学部の谷洋子教授ら5人の審査により最優秀賞な

どを決定していただきました。入賞作品はホームページ、広報等でレシピを公開するとともに、おやつづくり教室などで、地元野菜で作ったおいしいおやつを紹介しております。

続きまして、経済産業部の観光商工課所管について申し上げます。

9月29日に開催いたしましたあわらSPAコンには、県内外から定員を上回る206人の独身男女が参加し、二つの旅館と17の飲食店を中心に大いに賑わいました。このイベントは、出会いの場を提供するとともにあわら市の魅力を体感してもらい、地域活性化につなげるため、初めて企画されたものでしたが、参加者アンケートの結果も大変好評であり、継続開催を望む声が多数寄せられております。

次に、あわら市、坂井市、福井市がそれぞれ出資し、春の福井を舞台に撮影が行われてきた映画、「旅の贈りもの明日へ」が、10月13日に県内で先行上映され、10月27日から全国上映されております。この映画は、ふくい映画全国発信プロジェクトとして3市が制作に関わり、テレビでお馴染みの前川清さんが初めて主演したもので、地元の多くの方々がエキストラとして参加され、あわら市を大いに盛り上げていただきました。

また、11月18日には、福井県の推進する花いっぱい運動の一環として、しばざくら大作戦1200を、県と共同で実施いたしました。当日は、あいにくの雨にもかかわらず、市民約200人が参加し、あわら警察署前の市道沿いに、芝桜の苗1,200株を丁寧に植えていただきました。この道路は、金津市街とあわら市街を結ぶとともに、温泉街へのエントランスともなっており、あわら市の新しい魅力づくりを市民の方々と共に実施できたことは、とても意義深く、大変感謝いたしております。

最後に教育委員会関係でございますが、文化学習課所管では、11月3、4日の両日に第9回市民文化祭を開催いたしました。

今年の文化祭には、金津高等学校の多くの生徒さんに絵画の出品や運営に協力していただき、訪れた方々に大変好評でありました。是非、今後も若い方々の参加をいただきたいと考えております。

更に、新しい試みとしまして、加越たたら研究会による製鉄体験と民踊クラブによる踊り体験を実施し、大勢の方が楽しみながら参加しておられました。

また、11月10日には、生涯学習推進大会をあわら市文化会館で開催いたしました。今回は、アトラクションを子ども文化祭と題し、市内の子供たちのバレエや3B体操、太鼓の演奏の後、全国屈指の実力を持つ石川県の遊学館高等学校バトントワリング部に特別出演をしていただきました。夢に向かって突き進む子供達のエネルギッシュな演技はたいへん素晴らしく、会場に訪れた観客全員を魅了しました。

以上で行政報告を終わります。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番、東川継央君、18番、杉田 剛君の両名を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（向山信博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より12月20日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

---

#### 議案第63号から議案73号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第3、議案第63号、平成23年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第64号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第65号、平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第66号、平成23年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第67号、平成23年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第68号、平成23年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第69号、平成23年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第10、議案第70号、平成23年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第11、議案第71号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第72号、平成23年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について、日程第13、議案第73号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、以上の議案11件を一括議題とします。

議長（向山信博君） これらの議案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査を願っておりますので、委員長よりその審査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） 決算審査特別委員長、森 之嗣君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 決算審査特別委員長、森 之嗣君。

2番（森 之嗣君） 議長の指名がありましたので決算審査特別委員会のご報告をいたします。

去る9月開催の第62回あわら市議会定例会において当委員会に付託されました議案第63号から議案第73号までの11議案について、9月26日、10月1日、

5日、12日、15日、19日、そして最終日24日の計7日間にわたり関係理事者の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

ご承知のとおり決算の認定には地方自治法に規定する議会の権限のうち極めて重要な議決事項の一つとして定められております。決算は本市の重要な経営成績のあらわれであり、その予算がいかに適切に執行されているかを監視し、その財政効果が本来の行政効果の目的に適合しているか、住民負担とその使途が適性かつ効率的に行われているかなどに重点を置いて、主要事業の成果の確認とあわせて、その処理及び対応について審査して参りました。特に、それぞれの会計における歳入歳出の内容及び、その執行状況、各事業の成果報告を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画にどのように結びつくかを主眼として審査したところがあります。決算書における計数的な内容につきましては、先の議会において代表監査委員から専門的な立場での意見書が提出されておりますので、総括的な事項について各課ごとに申し上げます。

まず総務課所管について申し上げます。職員数については現在、正職員が265人で合併時から約130人減少しているとのことでした。ただし、これ以外に臨時職員が168人いるとのこと、議員からは正職員が減ることによって、その分、臨時職員に負担がかかっているのではないかと問いが出されました。これに対し、理事者からは職員の定員管理については、現在の定員数を維持したいと考えているが、今後は国からの権限移譲や市民ニーズの多様化など特殊な要因についても考慮しながら採用の平準化と定員管理計画の運用に努めたいとの答弁がありました。このほか、事務の高度化に伴う専門職員の増員を求める意見については、小規模自治体ということもあり委託業務で対応したいとのことでありました。

次に防災関係についてであります。市が集中管理している備蓄物資を各地区に分けて備蓄する計画はないのかとの問いに対し、現在、金津地区の拠点避難場所12カ所に物資配置用の物置などを設置する計画であるとの答弁がありました。また、防災行政無線による情報発信について、内容によっては災害地区だけでなく広範囲に周知し多くの市民が認知できるよう運用すべきであるとの意見が出されております。このほか、災害時、現場に職員が立ち合うときなどは一目で職員とわかるような服装を身につけさせるべきではないかと意見に対しまして、現在、職員用に反射材つきベストの配備を検討中であるとの答弁がありました。これに対し、委員からはベストとともに現場で着用するヘルメットも配備すべきであるとの意見が出されました。

次に、政策課所管について申し上げます。県の支援を受けて実施している市町振興プロジェクトについては、政策課が計画して実施は担当課に任せてしまうのではなく、計画の段階で綿密な打ち合わせをしてから進めるべきであるとの意見や、事業終了後の効果についての検証も十分行うべきであるとの意見が出されました。

次に財政課所管について申し上げます。地方債については農業集落排水を含む公

共下水道事業などにおいて一般会計から特別会計へ財源を補てんしている状況となっていることから、地方債の発行抑制について財政として厳しく指導すべきであるとの意見が出されております。また、来年度で4年目を迎える配当予算制度について、現在の配当予算としては、経常的な経費をベースに約9億円の額が確保されているとのことですが、さらに各部長の裁量が発揮されるようなシステムの構築を望むという意見が出されております。なお、合併特例債の発行状況についての説明を求めたところ、あわら市の合併特例債の発行限度額94億6,000万のうち平成23年度末までの発行済み額は24年度繰越分を含めて約56億円で、これに24年度当初予算分の約9億円と補正予算分の約10億円を加えると、現時点で約76億円が発行済みであるとのことでした。さらに、先の定例会で設定した債務負担行為分約9億円を発行すると、発行総額は合計85億円となり、残りの発行可能額は約9億円になるとのことです。

次に、税務課所管について申し上げます。固定資産税については用途地域内での課税は宅地並み課税が一般的とされていますが、田畑などについては現況に基づいた課税とすべきではないかとの意見が出されました。

次に、収納推進課所管について申し上げます。市税の現年度分収納率は平成22年度で97.74%であったものが平成23年度では97.96%と過去最高の収納率となっております。これは、平成20年に収納推進課を設置し徴収及び滞納処分を強化してきた成果であり、評価に値すべきものと考えております。滞納者の意識も変わりつつあるとのことですが、引き続き徹底した徴収、滞納処分を望むものであります。

次に、市民生活課所管について申し上げます。一般廃棄物収集手数料の滞納については、徴収強化や納付催促とあわせて特別集積地料金を払っていない事業者に対しては集積地の撤去を検討するとともに、ごみ袋料金の未納の販売店については、未払いになった時点で取引を中止するなど強い姿勢で臨むべきとの意見が出されました。また、不法投棄対策として不法投棄パトロールなど実施した場合は、その実績等を成果報告として記録すべきであるとの指摘がなされております。

北潟湖水質浄化対策として実施している北潟湖の水質調査について、数値などの調査結果は公表しているとのことですが、地域の住民や漁業関係者などの地元にも調査結果を周知し、汚濁への認識を促進することで水質の浄化に協力を求めているかどうかとの意見が出されました。また、三方五湖は、以前はかなり水質汚濁が進んでいたようですが、近年はさまざまな取り組みで水質が回復してきたとのことで、北潟湖についても強力に対策を講じるべきであるとの意見が出されました。これに対し、理事者からは来年度において地元や周辺地域の関係団体などによる協議会を立ち上げ、水質浄化の計画を策定していきたいとの回答がありました。

一方、市営駐車場については、多額の事業費をかけて芦原温泉駅の東口及び西口の駐車場を整備しましたが、利用率は高くありません。このため、JRなどの利用者などに対し利用促進を周知すべきであるとの意見が出されました。



次に福祉課所管について申し上げます。生活保護関係については、23年度末は101世帯、125名であったのが、今年9月末では113世帯、139名に増えており、生活相談を含め相談を受ける件数も今年は大幅に増加しているとの説明がありました。このため、生活保護受給者に対し自立の促進の指導を強化すべきであるとの意見が出されました。また、悪質な収入未申告などによる生活保護費の不正受給については、そういったことのないよう事務の適切な執行と被保護者に対する徹底した指導、説明を強化するよう求めました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。保育料の未収金については、現在の滞納が13万8,100円で、前年に比べ大幅に減少したとのことですが、今後とも未収金の抑制に努めるべきとの意見が出されました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。健康増進事業の健康づくりサポーター事業の実施により健康診断の受診率が上がったとの報告がありました。このことはサポーターが住民に対して受診を呼びかけた成果であり、受診率の向上が結果的には医療費の抑制につながることから、今後は全地区に拡大して実施すべきとの意見が出されました。これに対し、理事者からは来年度は今回と異なる地区でモデル事業を実施し、23年度の地区も推進地区として継続することで最終的には市内全地区に拡大したいとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。竹田川水系の排水機場の高圧電気保安業務、排水設備機能点検業務に係る費用は現在、全額市が負担しています。これは排水機が都市排水の機能を有するためですが、維持管理に係る経費のうち定期的な保守管理に要する費用などについては土地改良区などにも負担を求めるべきとの意見が出され、地元の理解を得るための努力をすべきとの指摘がされました。

次に、北潟湖の稚魚放流等事業については、事業の成果や外来魚駆除後の状況が十分に把握されていないとのことなので、早急に実態調査を行い、魚が減っている原因の究明と現状を把握して今後の対策に努めるべきとの指摘がされています。一方、鳥獣害防止総合対策事業については、今後も金網固定さくを順次設置すべきとの意見が出されました。またイノシシの駆除については、個体を減らすことが一番であることから、おりの数を増やすべきであるとの意見もありましたが、地区によっては人手不足などで、おりの管理が行き届かないところもあるとの報告があり、管理に対する地区への適正な指導を要請しました。なお、農林水産課においては多額の補助金を各種団体に交付していますが、おのおの補助金に係る事業内容や支出明細、進捗状況、事業後の効果などが適正に検証されているかどうか、監査はどうなっているかなどについて十分にチェックすべきであるとの指摘がなされています。

次に、観光商工課所管について申し上げます。産業団地整備特別会計について、古屋石塚テクノパークが残り2区画売れ残っている状況であります。売却できるよう積極的に営業活動を続けるよう、更なる努力を求めました。ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業については長引く景気低迷に伴

う雇用対策として31の事業を1億1,000万余りの事業費で実施し、117人の新規雇用が創出され、事業の多くが目標を達成いたしました。しかしながら、中には伝統芸能継承者育成事業のように、思うように、その成果を上げられなかったものもあります。その原因については、さまざまな分析を通してしっかり説明することが必要であり、次の新たな事業に取り組む際には今回の反省を生かし十分な成果を得られるよう努めるべきとの意見が出されました。なお、観光推進については市観光協会のあり方も含め市全体のバランスのとれた観光振興を行うよう要請いたしました。

次に、建設課所管について申し上げます。都市公園管理委託業務について、高額な管理費で業者に委託している公園や、トイレのみ清掃を委託している公園についても、できるだけ地元と管理委託契約を結び地域や地元の人が協力して管理する体制を整えるべきとの意見が出されました。次に公営住宅の管理について、修繕が必要なものについては速やかに対応するとともに、取り壊す予定である政策空き家については居住者に転居を促し解体を進めるよう要請いたしました。また、市道管理については特に山沿いの側溝の点検、草木による交通障害の危険箇所の把握に努めるよう、市道のパトロールに力を入れるべきとの意見が出されました。

次に、上下水道課所管について申し上げます。上水道の有収率は87.7%で財産区は96.42%となっていますが、給水管の漏水の早期発見や老朽管の敷設替えなどにより有収率アップを図るための努力をすべきとの意見が出されました。また、下水道事業における5年に1回の計画の見直しについては、地元の意向を調査してから計画を立て、計画変更後は地元には十分説明すべきとの意見が出されました。

次に、芦原温泉上水道財産区所管について申し上げます。さまざまな経費削減などの努力に対して一定の評価はいたしますが、ボトル飲料水の販売促進や水道料金の検討など、引き続き健全経営に向けて、より一層努力されたいとの意見が出されました。

次に、教育委員会教育総務課所管について申し上げます。複式学級は現在、小学校3校で実施していますが、教育環境を考慮し小学校統廃合について早急に検討委員会を立ち上げ、統合の是非を含めて検討するよう要請いたしました。また、給食費の滞納については、児童・生徒が学校を卒業した場合や転出した場合など、どうしても徴収困難な案件があるとのことですが、これらを含めてしっかりとした対応をすべきとの意見が出されました。

最後に、文化学習課所管について申し上げます。金津創作の森入居作家に対する土地貸付料や施設使用料の滞納がふえている状況であり、市として作家の収入がもっと上がるような活動、方策、支援策を考えるべきとの意見や、創作の森に人が集まるような工夫が必要との意見が出されました。今後は創作の森のあり方について市としての方向性を長期的に考えるよう要請しました。また、公民館の予算については中央公民館で一括管理していますが、各公民館が独自性を持てるような予算配分をしてはどうかとの意見が出されました。放課後子どもクラブ利用料の滞納につ

いては、文書、電話のみの催促ではなく、市として私債権の徴収に対する体制を整えて強く徴収に臨むべきとの意見が出されました。

審査の結果、全般的に言えるのは、税をはじめとした各種料金や使用料の滞納額の増加が市の財政運営上、非常に大きな問題となっており、市民負担の公平性を確保するためにも収納率の向上と滞納額の削減に迅速かつ強力に取り組む必要があるということです。滞納を発生させないよう、口座振替の推奨や啓発、期限内納付の徹底を呼びかけるとともに、滞納に至った場合は、その額や理由、さらには滞納者の経済的状況、資産保有の状況などを勘案した効率的、効果的な債権回収を行う必要があります。特に、生活困窮者や行方不明者などについては十分な調査を行った上で法令に基づいた適切な対応を望むものです。そして、市民の生活の現状に即して強制執行や徴収緩和措置を適切に行使し、徴収の効果と公平性の確保に努めていただくことを求めます。

また、各会計の主要施策の成果報告については、自治法上、決算の審査資料とはされておりますが、その多くは事業結果を述べるにとどまり、事業の評価にまで至っているものはわずかに過ぎません。このため現在、理事者が実施している行政評価について、その結果を資料に反映させるよう求めたところです。これに対し、理事者からは行政評価の結果を資料として提出するとの答弁がありましたので、次年度以降の審査資料を大いに期待するものであります。

以上、審査の経過と結果の概要について述べましたが、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん事務事業の執行方策等について多くの指摘、要請を行っております。委員からの意見や要請、または指摘事項については、後年度の予算編成や行政執行に行かされることを期待いたします。北陸新幹線金沢敦賀間の着工決定はあわら市にとって、今年一番の朗報である一方、今後の財政運営にも極めて大きく影響を及ぼす案件でもあります。また、平成26年を境に合併による交付税の加算措置も徐々に減額されていくこととされています。理事者においては、こうした社会情勢に的確に対応し、市民にとって本当に必要な事業は何かを常に念頭に置きながら行財政改革の推進と効率的かつ効果的な行政経営に取り組んでいくことを望むものであります。

審査の結果につきましては、議案第63号、平成23年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定については賛成多数、その他の10議案については、いずれも全員賛成で認定すべきものと結した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の審査結果を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） これより、決算審査特別委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） これから、議案第63号から議案第73号までの討論、採決に

入ります。

---

議長（向山信博君） 議案第63号について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） まず原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 議案第63号、平成23年度一般会計の決算についての反対の討論を行いたいと思います。

第1は本日、総選挙が公示されておりますが、今回の選挙でも日本の国防のあり方をめぐって大きな争点になっております。一部の政党は自衛隊を改めて国防軍にすべきであるとか、また極端な政党は日本の核武装も検討すべきというような議論もされております。そして、憲法9条を中心とした憲法改正を行うべきという議論も大きな争点になっております。これらの議論は平和主義を掲げた日本国憲法を変えて自衛隊を戦争のできる軍隊に改めていくというものであると考えます。私は従来から、こういう自衛隊のあり方については大変大きな懸念を持っております。自衛隊が昨年3月11日の東日本の大震災等の救援活動、こういうことに対しては大きな役割を果たしたということは十分認めるところでありますけれども、自衛隊を専守防衛から大きく踏み外して海外で戦争のできる軍隊にすることには断固反対するものであります。そういう意味で、市がこの自衛隊員の募集事務に協力することは即時中止すべきであるというふうに考えます。

二つ目には新幹線の問題であります。従来から申し上げておりますが、新幹線が通るということになれば、現在の北陸線は第3セクターとなって市にとっても大きな財政負担を及ぼすということになりますし、日常、北陸線を通勤や通学の足として利用している市民にとっては不便になる上に運賃値上げなどの負担増になる恐れが十分にあります。そういう点では、新幹線の建設促進、これはわずか9万円であったと思いますが、促進既成同盟に出資をしておりますが、こういう新幹線建設促進の費用はやめるべきであるというふうに考えます。

三つ目には、憲法は義務教育は無償と明確に規定をしております。また、市長は若者が住み、産み、育てたくなるまちというのを重要なスローガンに掲げておられます。こういう点から考えれば、小中学校におけるさまざまな父母負担はすべて廃止すべきだというのが憲法上の要請であるというふうに思います。そういう点から考えますと、スクールバスの費用、また給食費の費用、また小中学校でさまざまな名目で徴収されている父母負担、こういうものはすべて廃止して市の責任で行うとともに国や県、特に国に対して、こういう義務教育に対する支援を一層強化するように求めるべきであるというふうに考えます。また若者が産み、住み、育てたくなるまちということを考えますと、現在の保育料についても引き下げを考えるべきではないかと。特に、この数年続いております厳しい不況の中で、若い世帯の収入は減

りこそすれ増えることはほとんどないと。非常に子育て環境は悪くなっているというふうに思っております。そういう点では保育料も引き下げるべきではないかと考えます。

四つ目に社会教育の推進という観点から、公民館と公共施設の使用料は廃止すべきであると。議会は公共施設の使用料を上げるということを認めましたが、私は特に高齢者だけではありませんけれども、高齢者の皆さんたちが公民館活動等に参加することは生きがいを生んでいく上でも非常に重要だと。そういう点では、こういう社会教育活動により多くの市民が参加できるようにするには、使用料は廃止すべきであるというふうに考えます。

以上、4点をもとに、この23年度の一般会計決算には反対をするものであります。各位のご理解とご賛同をお願い申し上げまして討論といたします。

議長（向山信博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 私は今、平成23年度のあわら市一般会計歳入歳出決算に対して賛成の討論を行います。

今、先ほど共産党の山川知一郎議員が自衛隊のことについてご発言をしました。募集は認めないということでございます。私は前回の議会の中でも言いましたとおり、やはり例えば昨年度の東北の大地震のときに、延べ数でいいますと約1,000万人以上の自衛隊の方が一生懸命になって安否の確認とか災害の復旧とか、これはやはり自衛隊あってこそできたことございまして、もしこの自衛隊がなければ生命にかかわることで助かるはずの方も助かっていないのではないかと思います。どうして自衛隊が必要ではないかというのは、私は納得がいきません。

それから今、山川知一郎議員が自衛隊、今の自民党の安倍総裁が国防軍という名前を是非使いたいというような話ありました。私は、この国防軍という名称を変えることよりも、まずは自衛隊が、この日本を守るために自分はどのように守るためのことを、しっかりと国民と議論をしながら、その後に国防軍という名前を使うということに対しては、何ら抵抗はありません。今、非常に尖閣諸島とか竹島なんかでいるんな対外的なことで、非常に大きな問題があります。そういうことを踏まえて安倍総理は強化のために言ったのではないかと思います。まず中身をしっかりと検討してから軍に変えると。そうであれば、私はいいいんではないかと思います。

以上のことがありまして、私はこの予算に関しては賛成をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 私は平成23年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定につき

まして賛成の立場で討論をいたします。

まず自衛隊の件です。この件に関しましては、前日も賛成の討論をいたしました。私たちはまず自分の身は自分で守る、それが大原則であります。そういうことで賛成をしたいと思います。

また新幹線につきまして、これも反対討論がありましたが、新幹線につきましては市の財政負担というのは大体6億円、数億円と言われております。それに対しまして歳入は30年間で約80億円になると試算をされております。また、先ほど第3セクターなら財政負担が多いということでございましたが、私が聞いておりますのは、この北陸線におきましてJR貨物が1日に40本走っております。現在、JR貨物から第3セクターに従来は入っている使用料というのがわずかでございました。しかしながら現在、この使用料がアップをされまして、一部第3セクターでは黒字化になってきております。また、赤字でありましても相当、財政が改善をされております。そういうことで、私は、この新幹線に対しても賛成の立場でございます。議員各位の皆様におかれまして、どうかこの趣旨を酌んでいただき、23年度一般会計の認定につきましては賛成いただきますようお願いを申し上げます。

以上で討論を終わります。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第63号、平成23年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時25分とします。

（午前11時14分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

---

議長（向山信博君） 議案第64号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第64号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長(向山信博君) 議案第65号について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長(向山信博君) 議案第66号について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、平成23年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長(向山信博君) 議案第67号について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成23年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（向山信博君） 議案第68号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、平成23年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（向山信博君） 議案第69号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第69号、平成23年度あわら市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（向山信博君） 議案第70号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第70号、平成23年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（向山信博君） 議案第71号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。



委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第71号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長(向山信博君) 議案第72号について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第72号、平成23年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長(向山信博君) 議案第73号について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第73号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 議案第82号の上程・提案理由説明

議長(向山信博君) 日程第14、議案第82号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第82号、専決処分の報告についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市の公用車による車両破損事故に係る損害賠償の額を定めたものであります。

この事故は、去る 8 月 25 日に市の公用車を福井県立三方青年の家の駐車帯に入れる際、横に停車していたワゴン車に接触し、左後方部を破損させたものであり、損害賠償の額を定めることについて、10 月 24 日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議長（向山信博君） 議案第 82 号は、これをもって終結いたします。

---

議案第 83 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第 15、議案第 83 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度あわら市一般会計補正予算（第 6 号））を議題とします。

議長（向山信博君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第 83 号、専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 24 年度あわら市一般会計補正予算（第 6 号）について、1,430 万円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 140 億 6,586 万 9,000 円とするものであります。

補正の内容につきましては、今月 16 日に執行されます第 46 回衆議院議員総選挙及び第 22 回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上したものであります。

なお、これに伴う歳入としましては、県支出金で同額を計上しており、11 月 19 日付で専決処分を行っております。

よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただ今議題となっております議案第 83 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより討論に入ります、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 83 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第83号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度あわら市一般会計補正予算(第6号))については、原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第84号から議案90号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(向山信博君) 日程第16、議案第84号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第7号)、日程第17、議案第85号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第18、議案第86号、平成24年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)、日程第19、議案第87号、平成24年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第1号)、日程第20、議案第88号、平成24年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)、日程第21、議案第89号、平成24年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)、日程第22、議案第90号、平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)、以上の議案8件を一括議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第84号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第7号)から議案第90号、平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第84号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第7号)ですが、本案は、歳入歳出それぞれ686万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億7,273万2,000円と定めるものであります。

歳出の主なものについて申し上げます。今回の補正予算におきましては、各予算費目に給料、職員手当等及び共済費の増減分を計上しておりますが、いずれも人事異動等に伴う人件費の所要の調整を行ったものであります。以下、これらの説明につきましては省略させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、民生費では、障害者福祉費で、経費の精算に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金492万1,000円、老人福祉総務費で、負担金額の確定に伴う坂井地区広域連合負担金341万2,000円、老人福祉施設費で、措置人員の増加に伴う老人保護施設措置費2,000万円、生活保護扶助費で、生活保護世帯及び人員の増加による生活保護費1,600万円、経費の精算に伴う生活保護費国庫負担金1,358万6,000円を、それぞれ追加計上しております。

次に農林水産業費では、農業振興費で坂井丘陵企業的園芸拡大事業補助金617

万8,000円、農地費で地域水利施設活用事業補助金270万4,000円、水産業総務費で浜坂漁港の浚渫に係る工事請負費200万円を計上しております。

次に商工費では、商工振興費で中小企業振興資金利子補給金175万円2,000円、観光費で観光まちなみ魅力アップ事業の計画策定に係る経費150万円、学生合宿誘致事業補助金550万円を計上しております。

次に消防費では、災害対策費で防災資機材庫購入費600万円を計上しております。

次に教育費では、学校管理費で金津東小学校の用務員業務委託料146万9,000円、教育振興費で小中学校分の要保護及び準要保護援助費212万6,000円、公民館費で臨時職員賃金179万円、JA倉庫の耐震診断業務委託料130万円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。

まず、分担金及び負担金では、民生費負担金で、養護老人施設入所措置事業負担金158万7,000円を追加計上しております。

次に国庫支出金では、民生費国庫負担金で、生活保護費負担金1,200万円を追加計上しております。

次に県支出金では、農林水産業費県補助金で、坂井丘陵企業的園芸拡大事業補助金692万3,000円、地域水利施設活用事業補助金135万2,000円、商工費県補助金で、教育旅行誘致推進事業補助金183万3,000円、観光まちなみ魅力アップ事業補助金100万円、地域防災力向上支援事業補助金500万円などを計上しております。

このほか、財団法人セントピア芦原寄附金4,161万4,000円、前年度繰越金356万3,000円、過年度収入174万3,000円を追加計上する一方、財政調整基金繰入金7,000万円を減額しております。

議案第85号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ56万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億7,326万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において、総務費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費56万5,000円を減額しております。

これに伴う歳入としては、職員給与費等に係る一般会計繰入金56万5,000円を減額しております。

議案第86号、平成24年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費325万6,000円を減額する一方、減価償却費46万9,000円を追加計上しております。

一方、資本的支出においては、人事異動等に伴う人件費18万9,000円を減額しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金18万9,000円を減額し、収支の調整を行っております。

議案第 87 号、平成 24 年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費 9 万 4,000 円を追加計上しております。

議案第 88 号、平成 24 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費 2 万 6,000 円、減価償却費 2 万 1,300 円を減額しております。

資本的支出においては、人事異動等に伴う人件費 1 万 8,400 円を追加計上しております。なお、資本的収入においては、一般会計負担金 2 万 4,000 円を追加計上するほか、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金 1 万 6,000 円を追加計上し、収支の調整を行っております。

議案第 89 号、平成 24 年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費 3 万 9,000 円、減価償却費 1 万円を追加計上しております。

議案第 90 号、平成 24 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、ペットボトル水売却原価 3 万 7,000 円を減額するほか、特別損失において過年度損益修正損 1 万 5,400 円を追加計上しております。

収益的収入の営業収益では、給水量の増加に伴い、給水収益 1 万 2,610 円を追加計上する一方、その他営業収益 4 万 5,000 円を減額しております。また、営業外収益では、雑収益 7 万 0,000 円を追加計上しております。一方、資本的支出においては、送水設備改良費で 1 万 2,500 円を追加計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 万 9,000 円、建設改良積立金 1 万 1,900 円 5,000 円を追加計上し、収支の調整を行っております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 84 号から議案第 90 号までの 7 議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおりであります。それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

議案第 91 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第 23、議案第 91 号、あわら市債権の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第91号、あわら市債権の管理に関する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が保有する税以外の債権について、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3種類に分類し、それぞれの債権が持つ性質に応じて、適正な管理を行うため、新たに条例を制定するものであります。

主な内容といたしましては、債権管理台帳の整備義務の規定、延滞金、督促手数料、遅延損害金の徴収に関する規定、また、非強制徴収公債権、私債権について、明らかに徴収不能なものについては、債権の放棄ができる旨の規定などを設け、平成25年4月1日からの施行としております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(向山信博君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第91号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

---

#### 議案第92号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長(向山信博君) 日程第24、議案第92号、あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第92号、あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、専用指定収集袋の種類を増やし、ごみの分別収集を推進するため、同条例について、所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、これまでの指定収集袋の種類に、より容量の小さな袋を追加するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(向山信博君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第92号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

---

議案第93号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第25、議案第93号、坂井地区広域連合規約の変更についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第93号、坂井地区広域連合規約の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年4月1日から、坂井地区広域連合の負担金の負担割合を変更するため、同連合規約を変更するものであります。

内容といたしましては、規約の別表に定められた関係市の負担割合について、均等割、人口割を実績割に変更するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第93号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

---

議案第94号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第26、議案第94号、工事請負変更契約の締結について（（仮称）あわらし生涯学習館整備工事（建築工事））を議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第94号、工事請負変更契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年6月開催の第61回議会定例会において、議決をいただきました仮称あわらし生涯学習館整備工事（建築工事）について、工事内容の一部変更に伴い、請負金額を変更するものであります。

変更内容は、1,869万円の増額で、請負者、株式会社ウエキグミ建築本部、三越建設工業株式会社、仮称あわらし生涯学習館整備工事、建築工事、特定建設工事

共同企業体、代表者、株式会社ウエキグミ建築本部と工事請負変更契約を締結するものであります。

本案につきましては、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） この工事金額なんですけど、まずもって土間の地盤改良、そして土間のやり直しという形の工事でございます。同一建物で仕方がないということで今、同一建物の追加工事を随意契約で契約されている業者と契約変更に至ったと考えるわけなんですけど、あわら市内にも地盤改良やら土間のコンクリートを施工でしっかりと仕上げる優秀な土木業者が多数あり、その中で施主の判断で地元業者での入札という配慮の考えはなかったのか、この点、お願いいたします。

議長（向山信博君） 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長（高橋瑞峰君） 北島議員の質疑にお答えをいたします。

今回の工事につきましては、総額、既存土間コンクリートの撤去と新設の土間コンクリート工事費で894万9,000円、及び地盤の表層改良費の772万9,000円と、市民の皆様から強いご要望がございましたキッズルームのトイレ、授乳室の新設工事費201万2,000円の合計1,869万円となるものでございます。これらにつきましては、共同企業体への変更契約ということでお願いをするものでございます。

なお、工事費の積算につきましては、設計業者による設計書を市の担当職員が積算、精査しまして出した金額でございます。積算基準につきましては、県の積算基準や単価を使用しているところでございます。

よろしくお願いをいたします。

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 今ほどお伺いした内容と答弁と若干食い違ってるんで、非常に不満に感じているわけなんですけど、そういう配慮はなかったということと認識させていただきます。それならば、今、内容の中で設計業者が積算して、それをまたあわら市の担当課が積算させていただいたということでございます。それが1,869万円。普通に随意契約を考えるならば、この1,869万円に請負率を乗じて契約変更議案を出されるんじゃないのかなと思うんですけど、もともとの設計金額というのは幾らだったんでしょうか。

議長（向山信博君） 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長（高橋瑞峰君） お答えをいたします。

ただいまのご説明申し上げましたのは、実際に請け負う金額、工事費でございま



す。したがいまして、この建築工事につきましては、請負率は69.7%でございますので、それを掛けた後の数字ということでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 非常に土間の改良、土間の差しかえで非常に金額が高いなと実感しているわけなんですけど、当然、委員会でも厳しく審査いただけたらと思ひているわけなんですけど、先ほどざくっとだけ金額の提示がありました。一つの材料だけを見させていただきますと、ざっとコンクリートだけ見ますと、計算ますと23㎡ぐらい入ります。一般的な建築単価ですと190万円から250万円しかかからないんです。今ここで、こう言ってもあれなんで、委員会ですっかりとやっただいて、どうなったら、その1,800万円にたどり着くかというのをご審議願ひたいなと。あと、何が何トン、何が何立米、鉄筋が何トンと、そういったこともやっただいていただきたいなと思ひます。意見です。

議長（向山信博君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これをもって質疑を終結まします。

ただいま議題となつてまします議案第94号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託まします。

---

#### 議案第95号から議案98号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第27、議案第95号、工事請負契約の締結について（あわら市学校給食センター整備（建築）工事）、日程第28、議案第96号、工事請負契約の締結について（あわら市学校給食センター整備（電気設備）工事）、日程第29、議案第97号、工事請負契約の締結について（あわら市学校給食センター整備（機械設備）工事）、日程第30、議案第98号、財産の取得について（あわら市学校給食センター厨房設備の取得）、以上の議案4件を一括議題とまします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めまします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第95号、工事請負契約の締結についてから議案第98号、財産の取得についてまでの4議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第95号、工事請負契約の締結については、去る11月26日に、あわら市学校給食センター整備建築工事の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その結果、株式会社ウエキグミ建築本部・三越建設工業株式会社・あわら市学校給食センター（整備建築工事）特定建設工事共同企業体が落札し、同共同企業体の代表者である株式会社ウエキグミ建築本部と仮契約を締結いたしましたところでありまします。つきましては、本契約を締結いたしたく、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 96 号、工事請負契約の締結については、去る 11 月 26 日に、あわら市学校給食センター整備、電気設備工事の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その結果、上野電機株式会社・近藤電気商会・あわら市学校給食センター整備（電気設備工事）特定建設工事共同企業体が落札し、同共同企業体の代表者である上野電機株式会社と仮契約を締結いたしましたところであり、つきましては、本契約を締結いたしたく、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 97 号、工事請負契約の締結については、去る 11 月 26 日に、あわら市学校給食センター整備、機械設備工事の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その結果、株式会社三和商会あわら支店・土田土建株式会社・あわら市学校給食センター整備（機械設備工事）特定建設工事共同企業体が落札し、同共同企業体の代表者である株式会社三和商会あわら支店と仮契約を締結いたしましたところであり、つきましては、本契約を締結いたしたく、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 98 号、財産の取得については、去る 11 月 22 日に、あわら市学校給食センター厨房設備の取得に係る条件付き一般競争入札を執行いたしました。その結果、株式会社中西製作所福井営業所が落札し、仮契約を締結いたしましたところであり、つきましては、本契約を締結いたしたく、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 95 号から議案第 98 号までの 4 議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

---

議案第 99 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第 31、議案第 99 号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任についてを議題とします。

議長（向山信博君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第99号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、芦原温泉上水道財産区管理委員に欠員が生じているため、あわら市温泉1丁目514番地、小濱弘範氏を新たに選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

氏は、人格、識見ともに財産区管理委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第99号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第99号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、同意することに決定しました。

---

#### 議案第100号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第32、議案第100号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

議長（向山信博君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第100号、人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現人権擁護委員の川瀬範雄氏が、平成25年3月31日で任期満了となるため、引き続き同氏を委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

氏は、人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われるので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第100号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決します。

本案は、適任という意見をつけて答申することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第100号、人権擁護委員の候補者の推薦については、適任という意見をつけて答申することに決定しました。

---

#### 請願第4号の上程・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第33、請願第4号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願、を議題とします。

議長（向山信博君） ただいま議題となっています請願第4号につきましては、厚生経済常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は、厚生経済常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。

（午後0時09分）

---

議長（向山信博君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時24分）

議長（向山信博君） お諮りします。

議案第95号から議案第98号については、総務文教常任委員会に付託し、審査願っております。よって、これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号から議案第98号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

議案第95号から議案第98号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長(向山信博君) 追加日程第1、議案第95号、工事請負契約の締結について(あわら市学校給食センター整備(建築)工事)、追加日程第2、議案第96号、工事請負契約の締結について(あわら市学校給食センター整備(電気設備)工事)、追加日程第3、議案第97号、工事請負契約の締結について(あわら市学校給食センター整備(機械設備)工事)、追加日程第4、議案第98号、財産の取得について(あわら市学校給食センター厨房設備の取得)、以上の議案4件を一括議題とします。

議長(向山信博君) これらの議案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、三上 薫君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番(三上 薫君) 総務文教常任委員会審査の報告を申し上げます。

当委員会は本日、市長、教育長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第95号、工事請負契約の締結について(あわら市学校給食センター整備(建築)工事)、議案第96号、工事請負契約の締結について(あわら市学校給食センター整備(電気設備)工事)、議案第97号、工事請負契約の締結について(あわら市学校給食センター整備(機械設備)工事)、議案第98号、財産の取得について(あわら市学校給食センター厨房設備の取得)の4議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案4件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

坂井市の給食センターが、あわら市より多い4,800食で落札金額があわら市より低いのはなぜかとの問いに対し、理事者からは坂井市の場合、調理方法がベストミックス方式であり、あわら市のオール電化に比べて金額が低いことと、厨房機器の一部を既存のものを使用していること、そして、土地が県有地等であることが理由であるとの答弁でありました。また委員からは結果的に、議案第98号、財産の取得について(あわら市学校給食センター厨房設備の取得)、入札に値しなかったように思うとの発言がありました。理事者からは、プロポーザルコンペをするときに

随意契約でなく入札を行うようにと指示したとのことで、全国的に厨房設備会社が少なく、競争原理を働かせるために、通常はプロポーザルの後は随意契約だが入札させたとの答弁がありました。また、落札率を見ると競争の原理が働いたと思っており、入札に値しなかったとは思っていないとの答弁もありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果報告を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） これより、総務文教常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。  
これから、議案第95号から議案第98号までの討論、採決に入ります。

---

議長（向山信博君） 議案第95号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。  
議案第95号を採決します。  
本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。  
したがって、議案第95号、工事請負契約の締結について（あわら市学校給食センター整備（建築）工事）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第96号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。  
議案第96号を採決します。  
本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。  
したがって、議案第96号、工事請負契約の締結について（あわら市学校給食センター整備（電気設備）工事）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第97号について討論はありませんか。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議案第 97 号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立多数です。

したがって、議案第 97 号、工事請負契約の締結について(あわら市学校給食センター整備(機械設備)工事)は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(向山信博君) 議案第 98 号について討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) まず原案に反対者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8 番、山川知一郎君。

8 番(山川知一郎君) 先ほど採決をされました 95 号から 98 号まで、私は基本的には今まで主張して参りました学校給食は食育や地産地消の推進というような観点からセンター方式ではなくて自校方式でやるべきということで、いずれに対しても反対でございます。ただ、特に、そのほかに、事業費の点でも、この間の議論をずっと見ておまして、いまだに自校方式の方が学校給食センター建設よりも安くできるのではないかという疑問が消えません。自校方式の整備費については当初、18 億円かかるという説明でございました。それが高すぎるという指摘をいたしました結果、半年ぐらいたってから昨年 2 月、12 億ということになりました。ところが、今年に入りましてから、これがまた 16 億、18 億と、わずか 10 日間ぐらいの間に何億と金額がはね上がりまして、給食センターよりは高くなるという説明でございましたが、私は 12 億かければ十分、旧芦原地区の小中学校も含めて自校方式でやるのではないかというふうに、今でも思っております。なぜ、自校方式が 18 億もかかるのかということについての詳細な説明はこの間、ありませんでした。

もう一つは、今回の建設費が非常に高いのではないかという疑問がございます。先ほど委員長の報告にもありましたが、今、坂井市も給食センター建設をしております。あわら市のセンターが 3,000 食というのに対して、坂井市の給食センターは 4,800 食、1.5 倍以上の規模でございますが、にもかかわらず坂井市の給食センターの方が安いと。なぜ高いのかということについて説明は、特に厨房設備をオール電化方式ということにしたので、それで高くなったという説明がございますが、ところが、これも先ほど委員長の報告にありましたが、この厨房設備の入札は結果的には三者が入札はしたけれども二者は金額が記入されていなくて無効であったと。結局、2 月のプロポーザルコンペでオール電化方式を提案した中西製作所の設備が採用されて、そして入札に当たっては、50% 近くは品番指定がされていたと。入札そのものがおかしいと、法的に問題はないかというふうには思いますが、

結果としては競争原理が働かなかつたのではないかと。そもそも2月にプロポーザルコンペをやって、そこで実質上、結果的に見れば中西製作所に、もう決まりというようなことになってしまったのではないかと。そして、それが金額的にも非常に高いものになったと。オール電化の方がベストミックスよりはランニングコストは安いという説明でございますが、私は全体としては、やっぱりどうしても、ちょっと高すぎるなというふうに感じております。

以上の理由で、この給食センターの98号、厨房設備の取得については反対をするものでございます。同僚各位のご理解とご賛同をお願いして討論といたします。議長（向山信博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） ないようですので、これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第98号、財産の取得について（あわら市学校給食センター厨房設備の取得）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12月10日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後2時38分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成25年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



## 第63回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成24年12月10日(月)

午前9時30分開議

### 1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時28分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番、東川継央君、18番、杉田 剛君の両名を指名します。

---

### 一般質問

議長（向山信博君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（向山信博君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 通告順に従い、1番、吉田、一般質問をさせていただきます。

今回は教育委員会に質問をさせていただきます。大きく分けて二学期制について、小学校の統廃合について、中高一貫教育について三つの質問です。

10月9日、10日と大阪府茨木市、大阪府狭山市に行政視察研修に行ってきました。狭山市においては二学期制について研修をしてきました。あわら市は小学校10校、中学校2校です。狭山市は小学校が7校、中学校が3校です。あわら市の中学校は22年4月から二学期制を試行導入していますが、試行の経緯を見ると21年春から22年にかけて新型インフルエンザが世界的に大流行したことにより、あわら市内の各学校においても学校閉鎖や学級閉鎖による授業時間の確保が危惧される状況になったことと、23年度から小学校、24年度から中学校に新学習指導要領が完全実施されることに伴い、中学校だけが二学期制試行導入されたと記憶しております。

まず、1点目の質問です。試行導入されて約3年が経過しております。3年間の試行での成果と改善点はどのようなもののでしょうか。2点目、いつまで試行期間でいくのでしょうか。3点目、狭山市においては16年に小学校から二学期制を導入しており、18年度から中学校の二学期制を実施していました。まず小学校からということが、あわら市と大きな違いです。研修では狭山市の二学期制導入の狙いは4点、一つ目は教育過程の充実として授業時間数の確保、そして基礎、基本の定着、

二つ目は学びの連続性として長いスパンでの学習指導計画、強化や総合的な学習の時間の充実、三つ目、教育活動の見直しとして評価、行事等の見直し、教職員の意識改革、四つ目、学校と家庭、地域との連携として教育相談の充実、児童生徒理解の充実を掲げています。今回の研修の中で、特に小学校の二学期制導入について、私は中学校よりも小学校の方が二学期制に適していると感じました。理由は、二学期制としての枠組みを変えることで、小学校では夏休み直前まで授業が行えること、また、夏休みの7月の後半に学習支援日を設けたりで、小学校では夏休みの努力が反映できると思います。したがって、授業日数の確保により、ゆとりを持った指導で基礎、基本が定着できるのではないかと思います。狭山市教育委員会も小学校の方が中学校よりもスムーズに二学期制に移行でき、大きな成果が出ているとのことでした。一方、中学校は、進路指導、部活動において他市との足並みをそろえなければならないことなどの意見も出ておりました。これは、あわら市においても同じだと思います。このような考えからも、小学校の方が二学期制を導入すべきと思うが、どう考えますか。

以上3点、1回目の質問を終わります。教育長のお考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の二学期制の成果については、制度導入に伴い、年間指導計画を見直し再編成したことにより標準授業時間数が十分確保されるとともに、より継続的に学習指導や学習支援が可能になるなど教科学習の充実を図ることができました。あわら市の中学生の学力は年々上昇傾向にあり、これが二学期制導入によるものかどうかは実証できませんが、授業時数の増加により、これまで以上にきめ細やかな指導ができるようになったことが好影響を及ぼしているものと考えられます。

次に改善点についてですが、二学期制についての現状や取り組みについて積極的な情報発信等を通じて保護者や地域への理解をさらに得ていく必要があると考えております。

2点目の試行期間についてですが、現在3年目を迎えた本年度は学校も徐々に順応してきており、教職員の意識改革も進んでいる一方、先ほども申し上げましたように、現段階では保護者や地域の理解が十分得られているとは言いがたい状況もございます。本制度はあくまでも教育改革のための手段であり、目的ではありません。二学期制の導入は、教育活動を見直すことや、ゆとりある教育活動を展開し確かな学力の向上を目指すこと、さらには子供一人一人に応じた指導方法の改善と教職員の意識改革や資質向上を目指すものであり、それらを広く発信していくことが大切であると考えております。

したがって、これまでの成果をさらに充実していくとともに、課題の改善を図りながら両中学校との協議、検証を深め、今後の方向性を明らかにしていきたいと考えております。

3点目の小学校への二学期制導入についてですが、この件については今後、中学校の状況を見ながら、さらには各小学校の意向を踏まえながら導入の有無について判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 他市と比べると、どれぐらいの授業時間が増えているのでしょうか。それと、先ほど教育長は、中学校の状況を見ながら、さらには各小学校の意向を踏まえながら導入の有無を判断したいと発言されましたが、私は中学と小学校とは違うと思うんです。中学校と違い、中間テストとか期末テストがないので、試験の範囲に関係なく教育ができると思いますが、教育長はどう考えられますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) まず授業時間数についてでございますが、中学校の場合、国が定めた標準時間数というものもございます。まず標準時間数でいきますと、1年、2年、3年とも980時間という標準時間がございまして、これを3年間合計しますと2,940というような数字になるかと思っております。本市の場合、今の3年生が完全に最後までいきますと3,160時間という形で、かなりの時間数が違います。他市と比較しますと、大体本市の場合、3年間で130時間ちょっと多いかと思っております。これ、1日6時間で計算しますと大体22日となります。22日とは、大体1カ月の登校日に該当するかと思っておりますが、3年間でよその市よりも1カ月余分に授業をしているという形になるかと思っております。これがゆとりの中で、じっくり子供たちに学力をつけるということにつながってきているのではないかというふうに思っています。

次は小学校の件でございます。小学校も二学期制をというふうに当時は考えましたが、ちょうど指導要領の移行の時期で重なって、非常に先生方が多忙であると、まず指導の内容を先生方がご理解いただかないと、新しい指導要領、中身もかなり増えましたので負担をかけるということから、切実に中学校は入試につながるものですから、必ず指導内容を確実にやらなければならないということで、小学校につきましても今、現状では本市の場合、学力的に県平均程度のところにいますので、悩むことではないと思っておりますが、これは今後、学校の方へ投げかけておりますので、学校が必要というんですか、そういうことを感じれば移行していただけるんじゃないかと思っておりますし、教育委員会も中学校の状況をしっかりお伝えして検討の判断にはしていただいておりますので、協議しながら進めていきたいというふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 今聞いたところ、大体130時間以上の授業日数が増えている

ということなので、じっくりと学習に取り組めるということですから、2学期制のメリットは大きいと思います。

再度言いますが、中学校と違い、小学校は進路指導、部活動等もないので、他市との足並みのそろえはあまり関係なく、あわら市独自に進められると思います。研修に行った狭山市でも小学校の2学期制は中学校よりも適していると言っていました。ぜひとも検討委員会等など、いろんな立ち上げをし、よいというものは早く取り入れるよう、小学校の2学期制を検討してください。

続いて2問目の小学校の統廃合についてお伺いします。

あわら市内の小学校では、既に複式学級があります。来年度の入学予定者も1人という小学校もあると聞いております。まず1点目、複式学級について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。いろいろ考え方はあると思いますが、私個人の考えですが、学校では何を学ぶところと考えると、私は学習だけでなく学校はスポーツ、集団生活のルール、マナー、道徳などを学ぶところと私は思っています。児童生徒が社会に出て、大人になって国民として生活をしていく上での基礎を学ぶところと考えています。幼児から児童へ、そして生徒へと、日本国は義務教育として小学校、中学校と進みます。学習だけでよいのであれば、ごく少数人数で学べる状態がベストだと思いますが、先ほども言いましたが、小学校は学習だけではなく、ほかの部分が大きいと思います。まず1点目、複式学級についてどのように考えておられますか。2点目、10月の議会報告会でも、父兄の方から小学校の統廃合の意見が複数の地区から出てまいりました。生徒数を考え学校規模の適正面からも統廃合のお考えをお聞かせください。3点目、今まで述べた理由からも検討委員会を立ち上げる時期に来ていると思いますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) お答えします。

1点目の複式学級についてですが、複式学級となった場合、1学級を2学年以上で構成することから、先生にとっては学習指導の工夫が必要となったり、一方、児童にとっては個人差と学年差が生じやすくなったりと、先生、児童ともに負担が大きいことから、本年度は複式解消として市内4校に6名の講師を市単費で配置し、これらの負担の軽減を図っております。

2点目の小学校の統廃合についてですが、本年11月1日現在、市内小学校の児童数は1,479人で、10小学校のうち6小学校が100人未満となっております。小規模校が抱える教育上の課題としては、一般的に各種学校行事の運営上の支障や交友関係の固定化、大きな集団での学習活動に限りがあることなどが挙げられますが、各学校においては、近隣学校との合同学習や異学年との交流、小中連携事業などにより、それらの課題を補いつつ、それぞれの学校規模による特色を生かした教育活動を展開しており、市教育委員会としても、今後もこれらの活動を支援してい

きたいと考えております。

一方で、一部の保護者からは小学校統合の要望もお聞きしておりますが、私は小学校そのものが学校という教育施設であると同時に地域のシンボルとしての性格を有しているものと認識しております。したがって、学校規模の適正化については今後、十分時間をかけて検討していく課題であると考えております。

いずれにいたしましても、これからも子どもたちのことを最優先に考えると同時に、あわら市の現状を把握し、市民の皆様のご意見をいただきながら、教育環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の統廃合を考える検討委員会の設立についてですが、今ほど、学校規模の適正化については今後、十分時間をかけて検討していく課題であると申し上げましたことを念頭に、来年度の検討委員会設立を視野に入れ検討を始めたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 少人数複式学級などでは、例えばスポーツにおいて、体育の授業などでチームもつくれないですね。ということは、スポーツを選べないということになります。これは子供たちにとってどうでしょうか。このことについて、教育長はどう考えますか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 今、議員のご指摘でございますが、チームを1学年で、または1学級でつくるということは、確かに困難かと思えます。ですが、先ほども答弁させていただきましたように、異学年という5、6年でやるとか、4、5、6年でやるとかということが可能かと思えます。それで多少、いわゆる人数の多い種目を経験すると。また、小学校でございますので、完全にバレーボールするには6人いなければならないというのではなく、ボール運動という表現でやっていきますので、ボールの扱った運動で楽しさを味わっていくということで、必ずしもサッカーは11人いなければならないのではなく6対6で小さいコートでやるということもサッカーを経験するという形になるかと思えます。今ご指摘のように、正式な大会へ出るには、その人数は必要かと思えますが、授業で取り扱う分につきましては、そこまでは要求しておりませんので、また、多人数でできることは中学校へ行って経験していただければというふうに思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 統廃合は大変難しい問題です。市内小学校すべて耐震補強が終わっています。さらに各小学校のプールの改修も終わっているところもあり、多額

の予算をかけた中での統廃合による通学の問題も出てきます。さらに、小学校は地域のシンボルという考え方もわかります。しかし、純粹に子供たちの将来を考えなくて、子供たちのことを中心に考えなくてよいのかと思うこともあります。今回、地域の父兄からも統廃合のご意見が幾つか出てきております。

先ほど教育長も答弁されました、来年度検討委員会を立ち上げるという考えをお示しいただきました。検討委員会を立ち上げ、地域の人たちを含め、しっかりと検討していくべきだと思います。

最後に、中高一貫教育についてお尋ねいたします。あわら市は現在、金津高校と中高一貫教育を実施していますが、一貫教育を受けている中学生の人数と金津高校への就学率を教えてください。2点目、県は、併設型中高一貫教育のあり方の中間報告と、年度内に実施高校やスケジュールを決定すると報道されましたが、金津高校との一貫教育の影響は、どのように考えておられるのか、お聞かせください。3点目、私は、義務教育でもある小学校、中学校の一貫教育が専門的な中高一貫教育よりも大事だと思いますが、いかがでしょうか。小学校から中学校へと、児童から生徒へと、学習もスポーツも基礎の段階でしっかりと連携をとって一体性のある学校教育で子供たちを育てていくことが大事だと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) お答えいたします。

1点目の中高一貫教育を受けている中学生の数は、芦原、金津の両中学校で23年度が47人、24年度が38人となっており、また金津高校への進学率は23年度が96%、24年度が100%となっております。

2点目の県の併設型中高一貫教育校のあり方の中間報告についてですが、この件につきましては、11月28日に第3回県立高等学校改革検討委員会が開催され、併設型中高一貫教育の導入について議論が進められているところであり、金津高校への影響については、今のところはっきりしておりません。今後の検討委員会の動向を見守り対応したいと考えております。

最後に小中一貫教育についてですが、現在、市が行っております小中連携教育は、一体性のある学校教育の実現につながり、子供たちの不安や戸惑いを解消するなど、有効に機能しているものと考えています。したがって、現在のところ、小中一貫教育までは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 先ほども出てきましたけれども、現在、市が行っている小中連携教育とは、どのようなものでしょうか、教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。



教育長（寺井靖高君） 小中連携の件でございますね。

小学校から中学校へスムーズ入学し、つながっていくという形で、ややもすると小学校から中学校へ入って、1年生で非常にギャップを感じて、子供たちが悩むというようなことを解消するために、いろんな情報交換を行っております。まず、子供たち同士の連携という形で、子供たちが、小学生が中学校へ授業体験、または部活動見学というような、いろんな行事に参加して見学するというようなもの、また、中学生が小学校、母校へ行って話をするなどというようなことから行っておりますし、教師サイドでは、まず子供たちの成長過程記録の情報交換を行っております。と同時に、各教科、主要教科の授業内容について、お互いが小学校で何を学んでいるか、中学校で何を教えているかということをお互いの先生、また中学校の先生が、お互いが話し合っただけ知るといことが、いきなり中学校へ来て、何や、こんなことも知らんのかというような話じゃなく、きちっと小学校の状況を知った上で、中学校の先生が指導できるというようなことも考えております。

また、道徳などにつきましては、小学校でどういう価値観を指導してきているのかということがわかった上で、中学校でまた、さらにその上を目指して行くというようなものもございます。

生徒指導面でいえば、どういう基準で中学校は指導しているかということをお互いについて、小学校で指導していたと。また小学校でどういう指導をしているかということをお互いについて、中学校で指導していくと。

単純な笑い話でございますが、小学校ではショートパンツ、トレパンの中に体操服を出していると。中学校は入れると。これ、違いがありますと、いきなり、何や、そんな出して、きちっと入れると、いきなり怒られるんじゃないかと、そういう指導を小学校でしているという、中学校の先生がわかれば、いきなりしかるんではなく、やんわりと、中学校へ来たならこうしてくださいという形でいけば、何も子供たちがそこでギャップを感じることはないんじゃないかというような、いろんな面での連携でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 先生方の連絡、小中連携教育がしっかりとできていることをお聞かせいただきました。子供たちのために機能しているのであれば、それは、それでいいことだと思います。最後に一言、教育委員会は、あくまで子供たちのことを最優先に考えていただきたいと思います。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終わります。

---

牧田孝男君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） 13番、牧田です。通告のタイトルは、ふるさと創造プロジェクトで通り名を復活させるべきではないかというタイトルであります。

このあわら市、ここが誕生する前、つまり十数年前に、旧金津町は新住居表示法を施行して、そして現在に至っております。当時は市民の間で反対の声もあり、私自身もラジオでしゃべったことを覚えております。あれから十数年たちましたが、しかし、現在でも市民の方々から新住居表示に対する不満とか戸惑いの声を聞くことがよくあります。例えば、先々月か、10月に行われた議会報告会の中でも、ケーブルテレビでのお悔やみや出生のお知らせに関して、出生は行政区で表示されているが、お悔やみは新町名となっている、行政区に統一してほしいというような市民からの声があったことを聞いております。

この新住居表示法が施行された背景というのは、考えてみれば、元を正せば、市街化が進んだ地域では地番で住居を特定することが困難であるとの理由で、住居表示に関する法律が1962年、つまり昭和37年に制定されたことが基本にあります。しかし、この住居表示に関しては、わかりやすさのみが重視され、従来からの地名の保護体制が十分にとられなかったという意見も多くあります。また、行政上の事務、あるいは事務の合理化に主眼が注がれて、住民の目線に沿ったものではなかったというような反省点もあると思います。住居表示法の施行は、例えば地域が火事になった場合に、119番電話連絡を受けた消防署が速やかに場所を特定できる利点があるとも当時盛んに言われました。しかし、施行もしばらくして、私の家の近所が火事になったときに、119番通報で新住居表示を言ったら、消防署の受付から新住居表示ではわかりにくい、地番を言ってくれと言われたというような、そういう冗談のような話もありました。

インターネットで検索してみると、新住居表示法が施行された結果、行政区名は残っているとしても、多数の歴史的な地名が消滅したので、町名、地名の戦後の地名殺しと呼ばれているところもあるというような文章にも出くわしました。実際、地名には、その地名がつけられた歴史的背景があります。そして、その歴史とは地域の特性を表すものであったはずであります。そう考えれば、私には従来の地名をしっかりと残してほしいという、そういう思いがとても強いのであります。

例えば、古老から聞いた話ですが、JRの芦原温泉の駅前からちょっと考えていくと、例えば新富なんてのは、国鉄の金津駅が完成したことによって乗降客でにぎわう地域となった、つまり新たに富み栄えたというような語源を持っていると聞きました。水口というのは、竹田川に入る宮谷川という意味と上水面が比較高い地域であるという地形上の特性からつけられた名前であるということも聞きました。十日町は、7月10日に、定期的に、この地で市が開かれたのであり、あるいは八日町、六日町も同じように定期的に市が開かれたという由来を持っております。坂ノ下なんていうのは、友平山、上の方にある山ですけども、からの段だら坂をおりてきたところにあるというふうな地名の由来を持っております。

そうなんですけれども、住居表示を施行することに至ったのは、行政上の事務簡素化など、うなずける理由も確かにあるのであり、今聞かれる不満も、世代が変わっていけば数十年後には淘汰されていくということも言えると思います。ところが、そのときは、逆に歴史の名前を失ったまちとなってしまうのではないかというようなことを私は危惧するわけでありまして。そこで、JRの芦原温泉駅からずっと続いている通り、そういうところ、駅前幹線通りというか、そういうところの幹線道路沿いに、代表的な地区名、新富の十日町でも八日町でも、そういうところに通り名を与えれば、ふるさと創造プロジェクト、そういうもので往時のにぎわいを復活させていくことにつながるのではないかというようなことを考える次第であります。その施策で、当時の町名を生かした通りの再現を考えるべきではないかというふうに私は思うのでありますが、いかがでしょうか。そのご答弁をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 牧田議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと創造プロジェクト事業でございますが、この事業につきましては福井県が創設いたしました補助事業でございます。各市町がオンリーワン、またはナンバーワンのふるさとづくりを行うために歴史や文化などの地域資源を積極的に活用し全国に発信していくということを目的とする事業でございます。あわら市におきましては、北陸新幹線の敦賀延伸と平成26年度末の金沢開業を見据えましたまちづくりを推進するために、本年度から3カ年計画を持ちましてJR芦原温泉駅前から現在整備中でございます仮称生涯学習館までの区間で、市街地のにぎわいづくりを目的とした整備を行うということで事業の採択を受けたところでございます。

本年9月には、基本計画策定委員会を地元の市民を中心に立ち上げまして、これまでに3回のワークショップと1回の先進地視察研修を実施しており、今年度中に計画を取りまとめる予定となっております。これまでのワークショップにおきましては、地域資源を活用したにぎわい再生の方策といたしまして、本陣飾り物や狂言、金津地蔵の活用など、活発な議論がなされております。加えまして、かつて開催されておりました八日市や十日市の復活につきましても議論されておまして、これらの実現に向けた検討も進めていただく予定となっております。さらには議員ご提案の旧町名を活かした通りの再現というアイデアでございますが、これにつきましても、これまでのワークショップにおきまして、宿場町らしさ、金津らしさを生かした通りの整備をすべきという意見も出ておまして、これらに含めた形で引き続き検討していただきまして、その結果を踏まえて今後の事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 生涯学習館までの話というのは聞いています。3回ワークショ

ップが開かれたということかな。今の部長の話にもありましたけれども、この金津というところは、昔から宿場町として栄えたところであり、いわゆる旧北陸道、北国街道というんかな、そういうのの通り道としても有名な宿場町であったわけであります。そのラインというのは、いわゆる生涯学習館までの道とは、また、ちょっとずれたところにあるので、もう少し総合的な大きな目で考える必要があるのではないかなというふうに思います。

これもちょっとインターネットで見たんですけども、例えば福井市なんかでも住居表示はなされていますが、江戸時代の福井城下には、本町とか片町とか京町とか呉服町とか由緒ある地名がたくさんありましたが、明治初期の1870年の町名整備が行われ、ほとんどが失われてしまった。さらに60年代の住居表示によって二度目の町名変更が行われていると。しかし100年たった今でも、例えば自治会名や通称地名として、市民の力でそれが残り、定着しており、例えば北ノ庄通りとか、お泉水通りとか、片町通りとか、呉服町通りとか、長者町通りとかいった通り名残っている。そういうふうにして、市民というのがそういうことに対しての愛着を強く持って、そして当然そういう名前を通り名として持したいという思いが強く出てくるはずですから、それを行政がサポートするという形をとっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

それで、今ちょっとわかりにくかったんですけども、オンリーワン、ナンバーワンという、そのこのところの意味を、もう一回説明してもらえないですか。ちょっとわかりにくかったの。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、金津らしさ、または、あわらしさ、そのらしさを全面的に押し出したにぎわいづくりと、こういうことで説明させていただきたいと。また、これを、あわらにしかないんだというような、そういう形のものを全面に押し出して、つくり上げて、これからの誘客を第一といたしましたまちづくりに当たっていくという考え方でございます。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今の説明だと、要するに独自性ということだと思いますね。独自性ということになると、やっぱり金津の場合の独自性というのは、いわゆる北陸街道の要所にあったということですね、そのところが一番強いのではないかなというふうに思いますし、いろんな通り名のつけ方というのはあるんですけども、やっぱりそういう部分を踏まえて、歴史的に意味のあるものを残しておくような通り名にするということが、僕個人は非常に大切だと思っております。

これは全国的にも、そういうような通り名をつけることによって、まちの名を保存していこうと、地域の名というかな、その特性を保存していこうというような動

きが、いろんなところであるということを知っています。今から一生懸命、そういうことに対して頑張っていってほしいなというように思います。

それから、例えば土地に不慣れな方なんか、その土地に行ったときに、そういう通りの名前があれば、あるいは距離を表すような番号を記載した標識板等があれば、目的地への案内をスムーズにできるという利点があるという、そういうことも知っています。通りの名前をつけるということは、そういうインパクトという観点からも、とても大事だというふうに思っています。

そういうことで、ぜひこの考え方を推し進めていってほしいということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

---

#### 八木秀雄君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） それでは、通告順に従いまして、6番、八木秀雄が一般質問をさせていただきます。題は、無職少年の心の居場所づくりと青少年立ち直り支援について、真政会、八木秀雄が一般質問をさせていただきます。

昔から、小学校、中学校、高校におかれても、学内、学外の中で交友関係がうまくできず、悩み、いじめに遭う、対人関係、心身症、家庭問題等、いろいろな要因で不登校になる子供たちが年々増加し、また中身は非常に複雑かつ陰湿になっているそうです。義務教育の中でも不登校ぎみな高校生に進学しても、その状況が変わらず退学してしまう。高校生や学習学力についていけず、また素行不良などの理由で高校を中退してしまう高校生が増えています。中学校のころから不登校で高校に進学できなければ、社会的には無職少年になりがちです。

このように青少年から大人になる過程において、1人で悩み苦しんでいる学童、生徒が自立できるようにと、教育委員会においては、心の教育の充実を図り実践するために次のような事業が行われるとお聞きしております。中学校、高校生を対象に、スクールソーシャルワーカー配置事業では、児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関とのネットワークを構築、活用して、問題を抱える児童生徒の支援をする。また、適応指導教室、いきいき教室配置事業では、児童生徒、保護者の相談に応じるほか、不登校児童生徒の早期発見対応をはじめ学校へのさまざまな支援を行う。ライフパートナー事業にては、不登校児童生徒に対し、児童生徒に近い大学生等が学校や適応指導教室に派遣し、話し相手等になることで不登校の未然防止を図っております。子供と親の相談配置事業では、不登校、問題行動等の早期発見、早期対応や未然防止を図っております。スクールカウンセラー配置事業では、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する人を配置し教育の相談体制の充

実を図っています。教育委員会では、以上のように児童生徒にきめ細かい知識や経験を有する人を配置し、教育相談の体制を図っております。

児童生徒の問題解決は長い時間がかかると思います。中学校、高校までは先生方も一生懸命に面倒を見てくださいますが、退学をしてしまうと縁が切れ、その一歩が踏み出せなければ、やはり無職少年になってしまいます。それで、あわら市の現状について4点質問をさせていただきます。

まず最初は、平成22年、23年度の中学校、高校生の不登校生の数。2番目に、平成22年、23年度の中学校、高校生の不登校生の就職数と進学数。3番目に、あわら市の平成19年から23年度別の15歳から二十歳未満までの無職少年の数。4番目に、無職少年が働くまでの過程で悩んだりつまずいたりしている方、人と接し方で悩んでいる方、いろいろときめ細かい問題を解決できる相談窓口、居場所、自立支援場所は身近にあるかと。以上の4点でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 八木議員のご質問にお答えします。

1点目の、市内中学生の不登校者数は、平成22年度が23人、23年度が22人となっております。高校生については、県の管轄になるため、あわら市のみの数字は把握できませんが、県の児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査によると、県立高校全体で平成22年度が304人、23年度が284人となっております。

2点目の市内中学校の不登校生徒の就職者数は、平成22年度がゼロ、23年度は1人で、高校等への進学者数は22年度が8人、23年度が1人となっております。また、先の同調査によると、県立高校全体では就職者数のみの把握はできませんが、この数字を含めた進級、卒業等は、平成22年度が196人、23年度が177人となっております。

3点目の、市内の平成19年から23年までの年度別の15歳から19歳までの無職少年数についてのご質問ですが、この数は把握しておりません。

4点目の、無職少年が働くまでの過程で、さまざまな問題を解決できる相談窓口、居場所、自立支援場所は身近にあるのかとの質問ですが、当市には専門的な公的機関はございませんが、市少年愛護センター等で、あわら警察署や民生委員、児童委員などと連携、情報交換により、非行少年の早期発見と生活指導及び継続指導を行っているところでございます。また、相談事業につきましても市少年愛護センターにおいて少年に関する相談を受けているほか、あわら警察署においても非行青少年への立ち直り、不登校児童等の居場所づくり支援活動及び相談事業を行っているとお聞きしております。

なお、今後は関係機関と連携を図りながら、市としての対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 今、教育長がご答弁していただきました。教育委員会というのは、教育長が私の質問に対して、いろんな数字を出していただきましたと。その現状、これをやはり言うていただきましたと、最後に教育長は、いろんな警察とか愛護センターとか、そういうところと連携をしながらという具合のご報告を今、質問にお答えいただきました。これは、教育委員会関連では、もう、これ以上のご答弁はないと、私は、このように感じております。

それで今、3番目の、あわら市の平成19年から23年度別の15歳から二十歳までの無職少年の数はという具合にあれして、教育委員会としては、それはまだ全く把握していないということなんですね。それで、私なりに、そのことについてもちょっと調査をしました。そうしましたら、厚生労働省新規学校就職・離職者状況調査という、そういうのがありまして、平成20年度の15歳から18歳までの完全失業率は全国平均8%という具合に、そういうデータがあります。それを、あわら市において、12月1日の時点で、15歳から18歳では1,219名いらっしゃると。そうすると、この8%を充てますと、数字的には97名の方が無職という具合に計算ができるわけです。これは正確ではないかと思えますけど、そのように私は、と思えます。

それで今、そういう数の不登校を原因として、学校に行きたくても行けない、なかなか自分で踏み出すことができない。今、私も言いましたように、中学校、高校時代は、本当に義務教育、高校時代は本当に、先生方も一生懸命になって一人一人に、不登校の子供たちを何とか学校に来ていただいて、そして勉強していただいて、そして進学なり就職したりということなんですけど、繰り返しますけど、もう退学してしまうとなると、どうしても全くそういう相談する相手がないということで、非常に、私も県へ行きまして、そういうような支援活動はどうしていますかというような話も聞いてきました。そうしましたら、県の方も、こういう方法でやっていますということで、そういうことでございます。あと、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる少年がいることは、先ほど何回も言いましたのは事実でございます。そこで、これらの課題を持つ少年たちを立ち直らせ再非行を防止するために、生活習慣の改善、それから就学、就労の支援、家族環境の改善、心身症のカウンセラー等、その必要な、やはり僕はプログラムを査定し、ここほどの少年の非行過程や少年を取り巻く環境に応じた体系的な支援を行う、僕は必要があるんじゃないかと思えます。

それで、福祉部長には、ちょっとお聞きしたいんですけど、今、教育委員会では、こういうような数字的な出ました。これは、やはり市も全般的に考えなければならぬということで、福祉の部長として、どういような支援をしていったらいいかというご感想を、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部長、志田尚一君。

市民福祉部長（志田尚一君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず今、八木委員の方から、厚労省の発表しております無職少年の数の話、8%、あるいは97名というふうな数字を申されましたが、これにつきましては、やっぱり地域においてある程度差があるといえますか、ちなみに、福井県あわら市等につきましては、この8%というのは合致しないのかというふうに私は思いました。

あと、あわら市の今後の取り組みというふうなことでございました。今ほど教育長の方からご答弁があったとおりでございますが、あわら市の現状につきましては、少年愛護センターをはじめ個別の機関で対応をしているというふうな状況でございます。あわせまして、県の方では、就労支援の方になります。いわゆる福井市の商工会議所の中にジョブカフェを設置しておりますし、もう一つは、福井県の社会福祉協議会の中に若者サポートステーションを設置して対応をしているというふうな状況でございます。若者サポートステーションの方につきましては、専門の職員を設置しているというふうなことで、先ほど八木議員の質問にもございましたが、社会福祉士、あるいは臨床心理士その辺の専門員を設置して、いわゆる精神的なケアを含めて、就労支援の活動を行っているというふうな福井県の状況でございます。

いずれにいたしましても、現状の若者、引きこもり、あるいは不登校、あるいはニートというふうな形の大変大きな問題になっていることは事実でございます。したがって、いわゆる社会生活を円滑に行えない若者が増えているというふうなことで、それらを支援するネットワークの整備は必要であるというふうに我々も考えているところでございます。専門の機関の設置につきましては、やはり雇用の関係、あるいは教育の関係、福祉の関係、あるいは警察関係、あるいは更生保護の関係というふうな大変複数の機関での対応が必要になっているというふうに今思っております。それらにつきましては端的に、あわら市で設置をするというふうな考え方もあるかと思いますが、もう少し大きなエリアで、例えば坂井地域で設置をしていく、あるいは、もう少し大きなエリアで福井、坂井地域をエリアとして、いわゆる若者の支援の機関を設置していくというふうなこともあるのかなというふうに思っております。そうしたことが、もう少し時間をいただいて、できれば、そういう設置の方向で検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 本当に、志田部長、全くそのとおりです。私も、部長が言われたように、ジョブカフェというんですか、それから若者サポート支援、このことも調べました。ただ、範囲が非常に広い。福井県を中心にして、県がやっていることですからね。私は今、部長の中で、あわら市だけでなく、坂井市と取り組んだり、福井市とも一緒に取り組んだりということ、これは全くそのとおりだと思います。しかし今、どの市が一番最初に何かを手を着けてやらなければならない。人を待っているんでは、僕は、なかなかこの行動には難しいと思います。



そこで、今、市長にちょっと答弁をお願いしたいんですけど、私、一つの滋賀県の例を挙げて、ちょっとお話をさせていただきますので、それについて市長は、どのようなお考えをしているかということをお聞きしたいと思います。

私の調べた結果、滋賀県の健康福祉こども部というのがあります。この青少年局において、平成14年度から非行少年立ち直り支援事業を行っております。そのときに、知事局、総務部、県民生活部、健康福祉部、商工観光部、農水産部、土木交通部、地域振興局、教育委員会、警察、この構成機関で青少年対策本部構成機関を立ち上げました。そして、平成16年に、あすくるという一つの名称で青少年の支援サポートを公募して、約50のボランティアを登録しました。そして、就労支援プログラムを立ち上げ、支援協力企業も公募しました。これを県内の4カ所で実施しました。そして、平成17年には6カ所、平成9年には県内9カ所あります。現在も9カ所でございます。そして、支援協力企業は24社。その中に五つの支援プログラムがあります。生活改善支援、自分探し支援、就学支援、就労支援、家庭支援の五つがございます。ちなみに平成19年度の支援実績の九つのセンターをトータルしますと、支援少年、例えば犯罪少年、不良行為とか問題行動少年、それは180名の方、それを支援完了、例えば就学、進学、復学の目標達成、これは135人。それから、継続支援46名。そして、平成23年度は、支援実績、支援少年は270名、支援完了は186名、継続支援は96名の実績を上げています。そういう具合な支援活動で実績を上げていると。滋賀県は非常に全国でも先駆けて、非常に県外から視察にたくさん来ているということもお聞きをしています。

ちなみに、私の調べた結果、あわら警察署管内で平成23年度に青少年の補導件数は64名です。そして、その内容としましては、路上での深夜の徘徊が19件、コンビニでの9件、また刑法にかかわることが12件で、うち5名の万引き少年がいたと。24年はどうですかという具合に聞きましたら、23年は64件でしたけど、今は既に100件を超えていると、このような状態です。これは、あわら警察署からのデータをいただいているわけでございます。

このように、非行少年立ち直り支援事業は、県下市町村では今、部長が言われたように、具体的には取り込んでいるところが少ないということでございます。先ほど言いましたように、滋賀県では、非常に、こういうよい事例がありますので、ぜひ、このあわら市において、本当にミニ版でもいいですから、ぜひ、私の書いてある、この題、無職少年を何とか働く場所を見つけ、我々みんなでチームを組んで支援をする。そして、青少年の今、非行少年に対しての立ち直る支援というものを含めて、ぜひ、やっていただきたいと思うんですけど、市長のお考えを、ぜひお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 議員ご指摘の分野というのは、非常に正直手薄な分野でもあり、なおかつ非常に大事な分野であるかなというふうには、私も以前から認識しており

ました。と申しますのは、学校関係者とか、あるいはソーシャルワーカー、あるいは市の職員からも、別々なところから、そういう話を以前から聞いておりまして、何とか対応すべき課題であるなというふうには、実は思っておりました。

ただ、今ちょっと議員のご質問を伺っておりまして、いわゆる離職少年と非行少年とを、ちょっと混同されているのではないかなという印象も持ちました。まさに、その辺が難しいところでありまして、義務教育、学校に在る間は、教育委員会の所管としていろんな対応はしております。問題は、義務教育を卒業した後の、いわば二十歳までの青少年の生活に対して、どんなサポートができるかというようなお話かと思えます。ただ、これは学校に在る間ならば教育委員会としてきちっと対応する根拠も権限も持っておりますが、一たん卒業しますと、これはなかなか、そういう分野が、所管する場所がないわけでありまして、そこが非常に難しい課題です。例えば、じゃ、それを専用に1人、あわら市がソーシャルワーカーを配置して、それで解決するかといえば、決してそんな単純なものではないと思えます。こういう分野に対する対応を規定した法律もかなり昔にできていたようでありまして、なかなかそれに対応した施策を行っているところは、まだ少ないようであります。今ご紹介のありました滋賀県などは早い段階から対応しておるといふふうに私も聞いております。いろんな分野が総合的に絡み合って対応しなければ、そのシステムが構築できない分野かと思えます。

先ほど部長も答弁いたしましたように、できれば、これは福井県において何らかの形をつくっていただければ、各自治体は大変取り組みやすくなるのではないかなというふうに思われます。これから県に対しても、こういう分野に対しての新たな取り組み等につきまして、あわら市として検討した上で、また県に対しての要望等を行っていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今の市長のご考えも、よく理解できました。県が一つの核になってやっていただきたいということで、それに、あわら市もぜひ従っていくと。なおかつ今、市長がそのために精進し、もっともっと早くすることを約束していただきました。

本当に、市長もご存じだと思いますけど、夜の6時以降になりますと、芦原温泉街でバイクの音がばーっと聞いたり、芦原庁舎の方も来るかもしれませんけど、本当に、その子たちといろんなことで接する警察官とか、いろんな方が接すると、あの子らは本当にいい子だと。そこを本当にレッテルを張られる前に、彼らを何とか立ち直らせてやりたいと、これがひしひしと思うし、彼らも何とか、ここに私が言いましたように、居場所というんですか、相談相手を本当に探しているということでございますので、本当に、市長の言うH E E C E構想、若い者が、そこで住んで産んで育てたいという、そういう構想を持っていますので、あわら市は、やはりそういう方たちをも一生懸命支援しているんだと、これがあわらの売りだという具合に、

もちろん、そういう具合にご理解していると思いますけど、市長、彼らのために、ぜひお願いというんですか、要望もしまして、私の質問を終わります。

議長（向山信博君） 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

（午前10時45分）

---

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

森 之嗣君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、2番、森 之嗣君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 2番、森 之嗣君。

2番（森 之嗣君） 2番、森、真政会、通告順に従い一般質問をさせていただきます。今回は、住みよさランキングの結果とまちづくりについてお尋ねをいたします。

会社四季報などで知られる東洋経済新報社では毎年、全国の市を対象に、さまざまな統計指標の分析結果をもとに都市の住みよさをランクづけして発表しています。ことしも6月に東京都の特別区、23区を含む全国788の都市を対象とした住みよさランキングの結果が発表されました。これによりますと、坂井市が全国第3位、福井市が11位、敦賀市が17位と、ベスト20に県内3市がランクインしています。以下、県内各所を見ていきますと、鯖江市が54位、越前市が104位、勝山市が133位、小浜市が238位、大野市が369位、そして、我があわら市は県内では最も低い429位にランクづけされました。前回は491位だったので60位ほどアップしておりますが、前回625位と県内で最も低かった大野市があわら市を抜いて大きく250位余りも順位を上げたのに比べると、少しさみしい気がします。なお、10月にも、同じ東洋経済新報社が人口5万人以上の都市を対象に実施した裕福なまちランキングでも、坂井市は全国4位にランクインしています。

話を、住みよさランキングに戻しますが、隣の坂井市が全国3位なのに対して、あわら市は429位、この差は一体何なのでしょう。あわら市民として大変プライドを傷つけられたような思いがいたしております。福井市のベッドタウン化などで、坂井市は大きく数値の補正が行われるなど、指標のとり方にも影響されるのですが、実際に住んでいる私たち市民からすると、あわら市と坂井市とを比較しても、そこまで順位に差があるとは思えません。しかしながら、こうしたランキングは世間一般に周知され権威あるものとして認められていくようであれば、実際、最近はそのようになってきつつあるんですが、あわら市にとって大きなイメージダウンとなるように思います。

そこでお伺いをいたします。市長として、今回の住みよさランキングの結果を、どう考えていらっしゃるでしょうか。また、これを踏まえたまちづくりについて今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お答えをください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 森議員のご質問にお答えをいたします。

住みよさランキングは、東洋経済新報社が東京23区を含む全国の都市を対象に公表しているもので、ことしも788の都市の、いわゆる住みやすさが、安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度に着目した14の指標をもとに算出され、6月に公表されております。その結果は、ただいまご紹介いただきましたように、あわら市は全国788の都市の中で429位と、中のやや下に位置づけられました。一方、坂井市は全国3位となっています。

このランクのもととなる観点、そして指標を坂井市と比較してみますと、快適度、富裕度及び住居水準充実度については両市に大きな差はありませんでした。差が生じているのは安心度と利便度で、安心度については、あわら市が631位であるのに対し坂井市が75位、利便度については、あわら市743位に対し坂井市79位となっています。このうち安心度は、合計特殊出生率、人口1万人当たりの病院、診療所数、そして介護老人施設の定員数をもとに算出され、利便度については、人口1人当たりの小売業年間販売額と人口1人当たりの大型小売店舗の床面積で算出されております。

坂井市があわら市を上回っているのが、合計特殊出生率と介護老人施設の定員数、そして利便度を構成する二つの指標です。介護老人施設の定員数は坂井地区広域連合において調整されるため、数字の改善は困難ですが、合計特殊出生率については、あわら市が1.38なのに対し、坂井市は1.47と0.09ポイント上回っており、このあたりに改善の余地があるかと思われれます。また、利便度を構成する大型小売店舗の床面積や販売額で差があるのは、坂井市に大型のショッピングセンターが複数立地していることに起因するものですが、このことのみをもって都市の利便性が評価されることには若干の疑問を持っております。

先ほども申し上げましたように、住みよさランキングは14の極めて限られた指標で算出されるものですが、さらに、各指標には都市の条件による補正措置が講じられており、福井市のベッドタウンとしての側面を持つ坂井市などは、前々回からのランクづけにおいて各指標に上位補正が行われるようになりました。ちなみに、補正措置導入前の2008年のランクを見ると、あわら市が446位で坂井市が413位と、そう違いはありません。

さて、ただいま議員が述べられたように、ことしの結果を見たときには議員同様、私も非常にプライドを傷つけられました。しかしながら、住みよさランキングの各指標や算出方法などを検証する中で、今ほど申し上げたように、これは都市の状況を、ある視点から見るための目印にすぎないのではないかと考えるようになりました。本来、住みよさというものは、数字で表せない基準や住む人の心情などによって、その人その人が感じるものであり、決してだれかにはかってもらうものではないと思います。ブータンの幸福度に対する考え方などは、そのよい例ではないでし

ようか。ただ、いずれにいたしましても、あわら市の住みよさというものが、こういうランクづけで公表されているわけですから、対外的なイメージとして固定されることのないよう、例えば先ほどの合計特殊出生率や転入転出の差から求める社会増加率については、その改善に取り組んでいかなければならないと考えております。これこそが、まさに市の重要政策である若い世代が住み、生み、育てたくなるまちであり、その実現ツールとしてのH E E C E構想の推進につながるものであります。今後も、この重要政策の実現に向けて全力を尽くすとともに、市のイメージアップに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、森 之嗣君。

2番(森 之嗣君) 大変細かく分析をしていただいて答弁をいただいたと思います。

ここに、住みよさランキングの調査資料があります。いろいろ調べてみましたが、私も坂井市との差の大きい点は、安心度と利便度の中の幾つかの指標であろうかと思っております。その他の指標では両市に大きな差はありませんし、それから、中には、あわら市が上位の市指標もあります。それから、これは、この住みよさランキングとは別に、いろいろな調査目的でランキングが全国レベルで発表されております。その中には、全国上位にあわら市がランクされている、そういうランキングもあると聞き及んでおります。ですから、市長が言われるように、私も、この住みよさランキングは絶対だとは思っておりません。ただ、自分が暮らす、このあわら市が他人から低い評価を受け、それが対外的に認知されていることを大変残念に思っております。一方、隣の坂井市は高い評価を受けております。少ない数の指標で決められているとか、福井市のベッドタウンとしての数値補正があるとか、そういうことも一因かと思っております。ただ、そのことを理由に、このランキングを否定するのではなく、これが一つの調査方法における、あわら市の評価であることも行政として認識しておくべきだと私は思います。

先ほども申し上げましたように、住みよさランキングは都市の住みよさをはかる指標として認知され、結果が1人歩きするようになると、市民は市の将来に失望してしまうかもしれません。私は、そのことが一番危惧をされます。そうしたことになるまいよう、このランキングの結果も真摯に受けとめていただいて、安心度の改善に取り組むだけでなく、利便度を高めるための施設が立地しやすい環境の整備にも努めるべきだと思っております。

これからのあわら市は、マイナス要因を跳ね返すだけのプラスの要因を探し出して、それを磨きにかけることが必要であります。と同時に、今ある、あわら市の輝きを、より一層輝かせることが重要であると考えております。どうか市長には、今後こうしたことを十分踏まえながら住みよいまちづくりに努めていただくように要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

山田重喜君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、4番、山田重喜君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 通告順に従いまして、4番、山田、一般質問をさせていただきます。

質問は2点ございまして、森林保全に向けての施策について、もう一点は空き家対策についてでございます。

最初に、森林保全に向けての施策について質問をいたします。あわら市の総面積は116.99平方kmのうち、森林面積は国有林、市有林等を含め44.52km<sup>2</sup>で、約40%を占める面積であります。ご案内のとおり、森林は水源の涵養、災害の防止、地球温暖化の防止といった機能も有しており、地球環境を考える上からも保全を図る必要があります。昨今の林業を取り巻く環境は非常に厳しく、収益性の低下、就業者の減少、さらには高齢化等、生産活動を維持することが困難な状況になっております。市当局におかれましては、広域基幹林道劔ヶ岳線の事業促進、坂井森林組合に対しての各種事業補助、刈安山森林自然公園の維持管理、さらには東京都港区との間伐材の活用促進に関する協定の締結等々、一部分を評価をするのであります。しかしながら、今後においては後継者の確保に加え、生産コスト削減のための林業施設の整備、県産材の需要拡大に取り組むとともに、森林の持つ多面的機能を総合的に進展させることが必要であると思う次第であります。

質問の第1点でございますけれども、外国資本の山林取得は県内にあるのか、また、あわら市にあるのかをお尋ねいたします。10月4日付の福井新聞に、南越前町で県外在住の地主と外国人が接触した可能性もあるという記事も載っていましたが、外国資本による山林取得は県内にあるのか、また、あわら市にあるのかをお尋ねいたします。

2点目の、仮称、あわら市森・水保全条例を制定する考えがあるのかをお尋ねいたします。水源地域の保全に関し、市、市民、土地所有者等及び施設設置者の責務を明らかにするとともに、水源地域の機能の維持に寄与することの意味におきまして、仮称、あわら市森・水保全条例を制定する考えはあるのかをお尋ねいたします。

3点目は、林業団体に対する林業補助でございます。植林、下草刈り、枝打ち、間伐等々、山林育成の事業を行っている団体が劔岳文化共栄会、坪江愛林会が市内に存在しておりますが、国、県の指導により、社団法人から一般法人への切りかえが余儀なくされ、決算等を見ても芳しくない状況であります。このような団体に対して、幾らかの運営補助を支出する考えはあるのかをお伺いいたします。

4点目につきましては、木質バイオマス事業の進捗状況についてお尋ねいたします。木質バイオマス事業の進捗状況については、東京都港区との間伐材の活用促進に関する協定にも関連しますが、坂井森林組合が事業主体となって総事業費2億8,

356万5,000円で、市補助1,417万8,000円で、バイオマス供給施設整備について事業進捗率、工期内完成はできるのかをお伺いいたします。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 山田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、外国資本による森林取得につきましては、北海道や山形県、群馬県などでは事例があるようでございますが、現在のところ、あわら市を含め福井県内での事例はございません。また、一時、新聞に掲載されました南越前町の榎谷ダム周辺森林の売買につきましては、県が所有者に事情聴取をいたしてありまして、その結果、現時点では所有者の変更もなく、売買された形跡もないことが確認されております。

市といたしましては今後、外国資本の山林取得を防ぐために、県及び関係市町などで平成22年に設立いたしました外国資本等による森林買収に関する連絡協議会で情報の共有を行いまして、さらには県の定めました、ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱、これに基づく監視の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、仮称ではございますが、森・水保全条例を制定する考えはあるのかとのご質問でございますが、これにつきましては、平成23年の森林法の改正によりまして、森林の土地の取得届出が義務づけされまして、以前に比べますと森林の所有権移転につきましては、より把握しやすい状況となっております。また、県におきまして、山林買収を監視いたします、このために、所有者に事前届出を義務づける条例の制定を進めているということをお伺いいたしております。今後は、このような状況を踏まえまして、本市においても条例の制定について検討してまいりたいと考えてございます。

次に、林業団体に対する運営補助についてでございますが、森林組合作業員に対しまして、退職金共済掛金の補助は行っておりますが、団体の運営は行っておりません。しかし、林業団体所有林の一部を県が費用の負担を行い、管理を行っているほか、間伐等においても、森林組合に作業を委託する中で国、県、市が補助をいたしております。また、市といたしましては先般、議員も言われましたが、東京都港区と協定を交わした、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度、これらを活用いたしまして、あわら市産材の有効活用を積極的に進めまして林業団体の収益向上に努めてまいりたいと考えております。まずは、林業団体の収益を第一に向上させることを主体といたしまして施策を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、木質バイオマス事業の進捗状況につきましては、これまで地元との調整がはかどらずに、事業に若干の遅れが出ていると伺ってございましたが、現在は地元調整も終わり、来年3月の完成に向けまして工事が進められております。あわせまして、フクビ化学の工場建設も進められており、来年度より港区との協定木材とし

て、あわら市の間伐材からできました製品が港区の建築物に使用されるよう協力してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの答弁でございますけども、1番目の質問の外国資本については、県内もあわら市もないということでございまして、安堵しているところでございますけども、なお一層の指導監督をお願いするものであります。

次に、2点目の森・水保全条例の件でございますけれども、これは40%山林を占めているということで、検討していただくということでございまして、きょう、あすとは言いませんけれども、近い将来には、ぜひとも条例化をお願いするものであります。

次に、3点目の質問でございますけれども、これは、農業、林業、水産業が第一次産業でありまして、24年度の当初予算で、坂井北部土地改良区の、いわゆる運営補助として740万4,000円、それから農業団地センターの管理費として290万3,000円を補助しているわけでございますけれども、今、非常に厳しい状況でございますので、第一次産業の農業関係には補助している、しかし林業には補助していないということでございますので、この点につきましては再度、ご答弁を願いたいと思います。

それから4点目の、ちょっと事業進捗率を質問したわけでございますけども、これ、答えなかったのではないかなと思いますので、答弁をよろしくお願いします。それから、順調に工事が進捗しているということでございまして、4月からの、いわゆる事業の業者との連携でございますけども、これがスムーズにできるようにお願いをするものであります。

進捗率についてと、それから運営補助について再度答弁を願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

林業団体に対しますところの運営補助というところでございますが、議員ご指摘のとおり現在、運営補助は行っておりません。現在行っておりますのは事業補助というような形で行っております。それと、先ほど申し上げましたように、まずは先般、港区と協定を締結いたしました保有協定の中で、市といたしましても、その間伐材等の有効利用に関しますところの施策を積極的に進めまして、収益性そのものを高めていただくということを念頭に置きまして、現在進めているところでございまして、運営補助につきましては、現在のところ考えていない状況でございます。

それと、バイオマス施設関係でございますが、進捗率そのものの率的なものは具体的に何パーセントというのは申し上げることは、ちょっと把握してございません。ただ、国の予算の関係もございまして、3月いっぱいでの完成を現在目指して進め



ているということでございまして、建築業者、積極的に工事を進めておりますし、補助団体でございます坂井森林組合につきましても、今後、年度内完成を必ずなし遂げるよう指導を進めてまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) 森林の団体の補助でございますけども、これは、やはりちょっとおかしいんじゃないですかね。農業の方に補助して、これ今、社団法人から一般法人に変化するときに、いわゆる公益的なものに使って、しかも、土地も立木も、これ全部処分してしまいなさいと、そういうような厳しいんですね。実態は、これは両団体とも、いわゆるボランティア精神にのっかって、いわゆる林業の作業に出て、出ない場合は罰金、さらに運営的なものも組合に負担をさせているんですね。ですから、これは、やはり何らかの形で補助をしていただきたいと思います。この点について市長の考え方をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) これは、山田議員ご自身も以前、市の幹部でおられたので、よくご存じだと思いますが、一般的な団体補助を行革の観点からやらないと、あるいは縮小するというのが流れであります。今、他の農業団体に運営補助を出しているから森林組合等にもというようなご指摘かと思っておりますけども、その流れからいえば、逆に、それが他の農業団体に対する一般的な運営補助も、むしろ縮小するべき流れにあるのかなというふうに考えております。繰り返し申し上げますけども、なるべくビジネスとして成り立つように、いろんな側面からの努力を今、一生懸命やっているわけであります。これは、かなりやり方としては先進的なやり方でもあるし、かなり組合としても市の努力に対しての評価はいただいているというふうに私も感じております。したがって、一般的な団体補助ということは当面は考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) 言わんとすることは一応はわかりますけれども、ただ、この両団体の組合員が、何の魅力もないとって、やめていく傾向にあるのですってね。言わんとすることはわかりますけども、この厳しいときでございますので、そういった歯どめにもなるのではないかなと思いますので、ひとつ英断ではございませんけど、何か補助をするように検討していただきたいと思いますということを要望いたしまして、第1点目の質問は終わらせていただきます。

次に、2点目の空き家対策についてご質問をいたします。現在、全国各地で空き家が増加し、社会問題となっておりますが、総務省が2008年に行った空き家調査では、5,759万戸に対して、空き家は757万戸、空き家率は13.1%であり

ます。このような空き家は倒壊や崩壊、屋根、外壁の落下、火災といった防災上の問題だけではなく、犯罪を誘発したり、ごみの不法投棄、衛生の悪化、景観の悪化など、多くの問題を引き起こしている状況にあります。先般、議会報告会の席上で、ある集落の区長さんがいみじくも言っておりました。昔は、戸数72戸あったが、現在は62戸しかない、10件減少したが、家屋等がそのまま残っていて、集落内の子供さんが、その付近を通学道、あるいは遊び場として利用しているが、非常に危険であるとの意見があり、また加えて、市政懇談会の中でも区長さんから市で何か対策はあるのかとの質問もございました。こういった現実を踏まえ、あわら市として生活環境の保全と市民の安全安心な生活の確保として、どのような対応をするのかお伺いをいたします。現在、あわら市には、どれくらい空き家があるのかを、まずもって、お尋ねをいたします。

2番目の、空き家等の適正管理に関する条例化についてでございますけども、既に、お隣の坂井市では、空き家対策関係条例が制定されているところであります。民民の問題、個人情報等々の問題もありますが、本条例の周知を図り、所有者等の管理意識を高める意味においても、空き家対策の早期条例化を強く望むものであり、市の考え方をお伺いいたします。

3点目の空き家バンクについてでございますけども、放置された空き家は荒れ、周辺の地の荒廃化も深刻であります。このため空き家を資源として位置づけし新たな定住者を呼び込もうとして始まったのが空き家バンク制度であります。売買、賃貸を希望する所有者と、購入、賃貸を希望する人を登録し、市が相談に応じる。このことがうまく運ばば空き家対策は無論のこと人口減少にも歯どめがかかるとの期待感があります。空き家バンクについての市の考え方をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) お答えいたします。

まず、空き家の状況でございますが、平成20年の調査時点における市内の空き家戸数は405戸、割合としては4.2%でありました。そして、本年9月の調査におきましては、空き家は493戸で、割合は5.6%と増加傾向となっております。この493戸のうち、今後住むことが難しいほど傷みの激しい住宅が約2割程度となっております。

次に、空き家バンクについて先にお答えいたしますが、市では平成19年から、あわら市空き家情報バンク要綱を定め、まだ十分に住むことのできる住宅について、有効活用と定住促進を目的としてホームページや広報紙で広く情報提供を行っております。5年間の実績といたしまして、空き家登録数が延べ64件、うち入居したものが45件となっております。このほか、情報誌などとも連絡をとり、都会への情報発信を行い、空き家対策に取り組んでいるところでございます。

また、最後になりましたが、空き家等の適正管理に関する条例の制定につきましては現在、法制上の問題点、また、実際に制定した場合のメリット、デメリット等

について、先行事例等を参考に現在詳細な検討を行っているところでありますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) 市内の空き家については493戸、率にして5.6%、これは、どういう方法で調査されたかは別といたしまして、まだシビアに調査すると増えてくるのではないかなと思っております。この件については5.6%ということで、全国平均を下回っているわけでございますけども、やはり区長さんと連携しながら、もう一步突っ込んだ調査を、ぜひお願いしたいと思っております。

それから2点目の条例化でございますけども、いろいろ問題点もあろうかと思っておりますけど、これについては、ぜひとも早期に条例化することをお願いするものであります。

それから、空き家バンクについては、やっているということでございまして、64件のうち45件、これは、もうちょっとPRをして、5年間の64件というのは、ちょっと少ないような感じもします。と申しますのも、先般、厚生経済常任委員会で県外研修に兵庫県の三木市に行ったわけでございますけども、これは、もっと活発にやっているような感じでございますので、この点については、もう少しPRをしながらやってほしいと思うわけでございます。これについて再度、どのような方向か質問したいと思いますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) 今のご質問の件でございますが、今現在、情報誌としましては『田舎暮らし』と連携をとってございます。さらに、さらなる情報発信に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) 条例化についてでございますけども、先進地の事例、条例などでは、取り壊しの勧告とか、その勧告に従わない場合は氏名等を公表すると。それでも従わない場合は、行政が代執行して取り壊し措置するというような規定を設けているところがございます。ただ、行政代執行ですけども、行政代執行法によりますと、いわゆる法律、または、その法律の委任に基づく条例で規定したことにより、その命令に従わなかった場合は、行政庁が代執行できるというような形になっております。

問題は、その法律なんですけども、建築基準法に、その法律の根拠を求めることは、中身をずっと詳細に調査していきまして、ちょっと難しいのかなと。先進地では、地方自治法の第2条に、その根拠を求めているところもございまして。ただ、法律の専門家によりますと、地方自治法に、その根拠を求めるのは、ちょっと難しい

のではなからうかといったような議論もなされているところでございます。また、固定資産税の問題とか、個人の所有権、財産権の問題、あと、まだ起きてはおりませんが、行政訴訟の問題、そういったもの、また、行政が解体するということになりますと、住民の中には、ほうっておけば行政が片づけてくれるといったようなモラルハザードを起こしかねないというような問題、そういったさまざまな問題が今、懸念をされております。このため、あわら市でも北信越市長会を通して国の方に法律の整備と財政支援等を、要望しているところでございます。

いずれにしましても、全国的に条例化の動きがございます。福井県内でも、先の9月議会で2市ですか、この12月議会で1市が上程をするというようなことでございまして、県内でもそういった動きがございますので、先進の事例をよく調査研究しながら、これについては前向きに検討をしていきたいなというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) 条例のことでございますけれども、確かに代執行の問題はあると思います。しかしながら、条例化することによって、やっぱり所有者等の管理意識が変わってくるのではないかなと思いますので、そういう問題あるかと思えますけれども、早期に法律等の研究をなされまして条例化をお願いするものであります。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長(向山信博君) 暫時休憩します。再開は13時といたします。

(午前11時38分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

山川知一郎君

議長(向山信博君) 通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 2点にわたって一般質問させていただきます。

第一は産業廃棄物の不法投棄の問題でございます。昨年、私は、市民の通報によって不法投棄を確認し、担当課に知らせて適切な対応をしていただくように要請をいたしました。昨年末に投棄した業者が判明をし、担当課は県とともに指導を行い、本年5月末までにすべて撤去されるということでございました。しかし、5月末までには、ほとんど撤去されず、先月、環境調査特別委員会で現地を視察したときにも、一部が撤去されただけで大部分は残ったままでございました。業者は見える部分は撤去するが、土をかぶせて下になっているものは議会が撤去しろと言うなら撤去するが、同じようなことをしている業者はたくさん知っているのと開き直りとも取

れる発言をしております。なぜ、このようなことになっているのか、まず不法投棄というものに対して法律はどのような規定になっているのでしょうか。また、この業者に対して、どのような指導をし、それは守られているのでしょうか。さらに最終的にいつまでに完全撤去されるのでしょうか、伺いたいと思います。

私は、今回の事案を見ると、指導、監督が非常に生ぬるいと考えていますが、なぜ、こういうことになるのか、どこに問題がありどうすべきと考えているのか伺いたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 山川知一郎議員のご質問にお答えをいたします。

不法投棄に対する法律についてでございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないというふうに投棄禁止がうたわれております。不法投棄が発覚し、その原因者が判明した場合でございますけれども、県は原因者に勧告書というものを交付いたします。この勧告書を交付し改善報告書及び改善計画書の提出を求めることになります。そして、この改善計画書に記載された内容が適正に実施されることを県と市が連携しまして指導、監視を進めてまいります。

廃棄物の量によりましては具体的な処理期限を明確にできない場合もございますが、原因者が県の指導に従い原状回復の意思を持って撤去作業を実施している場合でございますけれども、県と市は撤去作業の継続を監視、また指導をしてまいります。

不法投棄は後を絶たないのが現状でございます。不法投棄廃棄物処理法についての認識不足が、この不法投棄につながる場合もございます。この12月は不法投棄等防止啓発強調月間であり現在、あわら市役所ロビーにおいてパネル等の掲示も今、行っているところでございます。このような市民への啓発活動、それから関係機関と連携してのパトロールの強化、これらを行いまして地道な作業を継続し、不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) この業者に対して勧告をし、業者からは改善報告書が出されたということでございますけれども、もう少し突っ込んで伺いたいと思いますが、ここに不法投棄されているごみの総量はどれだけでしょうか。それから、5月末までに撤去するというふうに業者は回答しているということですが、今現在もって、まだほとんどと言えないかもしれませんが、少なくとも半分以上は残ったままでございますが、このことについて、どういうふうな指導をしているのか。また最終的に、このごみは、いつまでに撤去されるのか。それから、こういう報告書を出していても、これを実行しない場合の罰則というのは、どういうふうになっているのか、伺

いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 事例の総量でございますけれども、総量的には今、現段階では把握をしてございません。なお、今までに撤去した量としましては、瓦れき類が約5トン、プラスチック類、一般廃棄物で約4トンを処理されているようでございます。今、今回の事例の場合でございますけれども、そういう量を今、処理をしたということでお聞きをしております。また、いつまでに、先ほど5月末までという期限、切られておりましたけれども、私ども、県の方に確認いたしますと、特定の物質ということをお聞きをしております。それらにつきましては、現在処理されているわけですが、それ以外の廃棄物、これが今、ご指摘のように、まだ残っているという状況でございます。これらにつきましては、県及び私ども市といたしまして、できるだけ早くという形で継続的な指導、監視をしているところでございます。期日的には、まだいつまでに撤去という明確な指示はいたしておりません。今ある量をすべて処理するまで継続監視をしていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) ちょっとお答えがありませんでしたが、ずるずると、そのうちする、すると言いなからしないと。この場合に罰則というものは、どうなっているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 大変申しわけございません。先ほど法的措置ということでございますけれども、今、県といたしましては、この廃棄物、処理している間は、先ほど答弁いたしましたように、継続して、これを監視、指導し続けると。処理を終わるまで指導し続けるということでございます。現段階で法的措置をとることは考えていないというふうにお聞きをいたしております。ただ、確かに議員ご指摘のとおり、この不法投棄というのは重大な犯罪ということでございます。罰則規定も設けてございます。また、最終的には処理しなければ許可の取り消しというところまで及ぶというふうにごうたわっておりますので、今現段階では監視を、また指導をし続けるということでご理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 撤去している限りは、ずっと指導しながら見守っていくということですが、そもそも最初に申し上げましたが、この業者は、そもそもこの不法投棄した場所は自分の山だと。そして、もう二十数年、ずっと投棄しているということですが、以前は自分の山にごみ捨てるのは別に認められていたという

ようなことも言っておりますし、それから先ほど申し上げましたが、こんなことをやっている業者はほかにもいっぱい、わしは知っていると。どうも本人は、これが明確な違法行為であるという認識が余りないのではないかなというふうに私は思いますが、その点について指導はどうなっているのか。それから、こういう、ほかにもたくさんいると、このことについては県に対しても、きちんと行って、私は当然、この業者にほかにも同じことをやっている、不法投棄やっている業者がいれば当然、全部聞き出して指導をすべきだというふうに思いますが、そういうことは県との間ではきちんとされているのでしょうか。それで、県は、これでこの業者は2回、改善報告書を出したと思いますが、5月末までに。その後、いつまでに撤去させると、しますという報告書は、なぜ出させないのか、そこら辺について、どうなっているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 確かに現場視察、行かれたときに、そういう発言があったというふうなことでございますけれども、以前から投棄されていると、これは問題なかったという発言もあったように記憶いたしておりますけれども、この自社の土地、これにつきましては、廃棄物処理法というのが最初はあったわけでございますけれども、これらの経過の中で、いろいろと法的変遷が実はございます。まず昭和46年に廃棄物処理法が制定されたわけでございますけれども、それ以前であれば安定型で3,000㎡以下の場合、届け出が必要なかったということもございます。それらを受けて、実は処理しても大丈夫というような、こういう意識の問題でございます。そういうとらえ方をされたようでございます。ただ、先ほど申しましたように、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これについては16条で何人も不法投棄してはならないと定められております。それらを、ちょっと事業者が認識不足であったのかなというふうに、実は考えてございます。そういう意味では、私どものPR、県とあわせながら不法投棄に関するPRを強化していく必要があるというふうに考えております。

また、他にもたくさんあるということでもございましたけれども、こちらにつきましても、県の方と連携しながら、まだ確認は取れてございませんけれども、事情等との調査は必要かなというふうに考えております。先ほど、また県と連携して指導強化をする必要があるというふうなご指摘でございますけれども、私どもも、これにつきましては県及び警察、それから関係機関、これらと十分連携、協議しながら指導をしていきたいというふうに考えております。

それから、2回改善報告が提出されてございます。再度の報告書の提出ということでございますけれども、これらにつきましても、先ほど申し上げましたように、県と連携しながら、引き続き指導、監視、これをさせていただきたいというふうに思っております。その中で再度の報告書、処理期限の定めた報告書等につきましても協議して提出させるように考えていきたいというふうに思っておりますので、よ

ろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 市長にちょっと伺いますが、今、理事は業者に対して再度指導をして、いつまでに撤去するか、はっきりさせるとかと言っておりましたけれども、とにかく私が通報してから、もう1年半たっているわけですが、実際には、ごく一部撤去されただけで、あとは撤去されてないと。現場に行きましたけども、土の下にあるものは、あんまり問題あるものではないのではないかとということでしたが、実際に、それじゃ、どういうものがあるか、ボーリングしたのかといえば、それはしてないと。この問題、いつも担当課に言いますと、いや、市には指導権限はないと。指導監督というのは県にあるんで、市としてはなかなかやりにくいという回答ですが、これでは、とても不法投棄を取り締まるということではできないのではないかなと。

もっとほかにもたくさん同じようなことをやっているというのは、実際はこの前、現地に行ったときだけでなく、その前に担当課の課長には、本人は言って開き直ったというふうに私は聞いております。しかし、そういうことについて、それじゃ、県ときちんと協議して具体的に事情聴取して、だれがやっているのかというようなことをやっているかといえば、それはやってないと。こういうことは別に市に指導権限があるとか、ないとかということではなくて、できるのではないかなというふうに思いますが、この不法投棄の問題を何とかなくしていくためには、現状の市の取り組み、それからまた法的にはどこに問題があると考えているか、ちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 不法投棄がなされないような、いろんな啓発運動だとか、あるいは取り締まりの事務、これは市としても行っておりますし、小規模な不法投棄等ですと市においても対処しております。ただ、やや規模の大きい、既に投棄されたものについての対処方法につきましては、これはやはり所管であります県の方との協調しながら行わざるを得ないのは、やっぱり現状だろうというふうに思います。

今、議員が市にそういう通報をしてから、もう1年ぐらいたつというお話でした。その間、あんまり進んでいなかったのではないかとのお話でありますけども、その辺の進捗の度合いにつきましては、ちょっと私も把握しておりませんが、先般の委員会での視察等を見ましても、やはり基本的には、やっぱり県の方と、さらにもう少し綿密な打ち合わせを行いながら今後の対処法については、やっぱり十分考えていかなければいけないというふうに思っております。

先ほどご指摘のありました5月末までの撤去についての約束云々のお話も、これも担当の方から報告は受けておりますが、多少認識の違いがあったのかもしれないけども、石こうボードについては5月末までの撤去を検討して約束をさせたとい



うふうに聞いております。その他のものにつきましては、先ほど理事が答弁いたしましたように、ある程度の期間はかかるかもしれませんが、何ゆえにある程度の期間を持たせるのか、本当のちょっと理由は、私もよくわかりません。ただ、一般論として言えば、一気に撤去させることによって、その業者が事業そのものを継続できなくなるというようなことになりますと、逆に撤去させることの実現性が極めて実現できなくなるというようなことも現実問題としてはあるのではないかなというふうに思われます。議員もご存じのように、市内でほかの地区で不法投棄されたところは何年もかかって今、撤去を進めている例もございます。これも、やはり撤去については、かなりの経費がかかりますので、ある程度の年限を認めながら不法投棄の撤去をさせることが、より現実的な判断ということも、県の方では勘案しておられるのではないかなというふうに今、考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今市長が言われた、ほかのケースでなかなか一気に進まない。主に経済的な事情によって遅々として進まないという例は聞いていますし、現場も見に行っておりますが、その業者は少なくとも処理する取り組みは、ずっとやっているわけですね。ところが、今回のやつは、まず第一に、さっきのほかのケースのやつは、いつまでに処理するというを一応出させた上で、実際には計画どおりにいかない。再度また延ばすというような形になっていると思いますが、今回のやつは、石こうボード以外は、そもそも初め、まだ1回も、いつまでにきちんと撤去しなさいという指導をしたことがないのではないかなというふうに思うんですが、そんなんでは全然進まないというふうに思うんですけどね。だから、県に対して、そういう指導をするように、そして指導したけどうんと言わないのか、そこら辺については、きちんと県とは話をしているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、坂東雅実君。

市民福祉部理事(坂東雅実君) 先ほど期限切りましたのは石こうボードということでしたが、先ほど市長答弁もございましたように時間を要するというのは間違いございません。それから、2回目でご質問に対する回答で、今現在も何トンもの不法投棄物件を処理しているのも現実でございます。そういう経過を見ながら県と連携して、今後とも指導、監督、監視をしていく必要があるというふうに考えております。こちらにつきましては、確かに石こうボード以外のもの、期限は切られてございませんけれども、すべて投棄されたものについては撤去するという事業者の約束もございます。これらにつきましては引き続き定期的な観察というのが必要になってまいろうかと思っております。そこで指導をしていくというふうなことをご理解をいただきたい。また、今、見える不法投棄物件につきましては、改めて県と再度協議をさせていただいて、ご報告させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) まず現在の不法投棄されているものについて、いつまでに撤去させるかということは、きちんと指導をしていただきたいと。そして、もう一つは、先ほど言いましたが、ほかにも同じようなことをやっている業者がたくさんいると。このことについても、県ときちっと協議をして、そういう業者が本当にいるのであれば、それは明らかにして指導、監督をしていただきたいと。そのことは、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それでは、二つ目の問題に移りたいと思います。職員の人事についてでございますが、合併から8年を経過して職員は大幅に削減されました。必要のない人員を削減することは、もちろんやむを得ないと考えますが、現状は削減し過ぎではないかと懸念を持っております。市民へのサービス低下になっている面はないか、また、職員の過重負担や多忙化が精神的な疾患や疾病の原因になっている面はないでしょうか。まず現状について伺いたいと思います。

合併時と現在の正職員数と臨時職員数、現在の臨時職員で実質1年以上勤務している者の人数、そのうち臨時で実質何年も、1年ごとには、もちろん契約更新という形だと思いますが、実質、最も長い方で何年勤務しているか。また現在、病気等で休職している者の原因と人数、及び合併後の休職者数、病気等で休む者の数の変化はどうなっているのでしょうか。

また、市には職員の定数条例がありますが、条例上の定数は何人となっておりますでしょうか。条例と現状には非常に乖離があると思いますが、このことについてどう考えているのか、伺いたいと思います。

私は、臨時職員はあくまで臨時的な業務に従事する者であって、通年的な業務に従事する者は正職員とすべきだというふうに考えます。また、この間、小中学校の耐震工事や給食センターの建設、エルディの改修工事等が進められておりますが、工法や工事費についての説明、追加工事の妥当性について疑問を抱かせるケースが再三ありました。これらは建築に関する専門職員がいなかったためだという声はかなり聞こえてきます。私は、土木建築、農林、文化財などについては専門の資格を持った職員を配置すべきと考えますが、これについての市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長(小坂康夫君) お答えいたします。

まず、合併時と現在の正職員数と臨時職員数についてですが、正職員数は合併時398人で、本年4月現在では265人となっております。一方、臨時職員数は合併時132人で、本年4月現在で168人となっております。また、現在1年以上勤務している臨時職員数は118人で、このうち勤務年数が最長の職員は、児童館の児童厚生員として雇用している職員で34年であります。

さて、議員ご指摘のように、正職員数については合併後8年間で133人と大幅に減少をしております。今のところ市民サービスの低下はないものと考えておりますが、行政サービスを維持向上するためには適正な職員数を確保する必要があるものと考えており、現在、職員数は、そのギリギリの数値であるとの認識を持っております。

なお、職員数が減少していることで、職員の過重負担や多忙化が精神的な疾患や疾病の原因になっている面はないかとのご質問であります。部署によっては若干過重負担が生じているところも一部見受けられます。しかしながら、このことによって精神的な疾患や疾病につながっているような事例はないものと考えております。

ところで、臨時職員の任用については、先の決算特別委員会の中でも山川議員のご質問にお答えしているとおり、あくまで補助的、定型的な業務への任用が原則であり、今後とも正職員の補助的業務への従事を基本に考えてまいります。

次に、現在、病気等で休職している職員は1人です。詳細につきましては、該当職員が1人であり、個人のプライバシーの関係もあることから控えさせていただきます。また、合併後の休職者数は、疾病による休職者が延べ12人、精神疾患による休職者が延べ9人の合計21人となっております。なお、直近3年間の休職者は、疾病による休職者、精神疾患による休職者とも1人ずつで減少してきており、これを見ても職員数が減少してきていることにより職務が過重負担となっていることが精神疾患等の休職の直接の原因ではないものと考えております。

いずれにいたしましても、正職員及び臨時職員については、今ほど申し上げた考え方に基づき、今後とも適正な任用と人員配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員定数条例上の職員定数は、兼務職員を除くと386人で、議員ご指摘のように、現状の職員数とは大きく乖離しておりますが、現在、定員管理計画を策定中であり、その後、定数条例の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

最後に、土木建築、農林、文化財などについては専門の資格を持った職員を配置すべきとのご意見でございますが、土木技師につきましては計画的に採用を行っており、建設課、上下水道課、農林水産課、教育総務課等に適正に人員配置を行っているところであります。また、文化財の学芸員についても昨年1人採用しているほか、各種資格専門職についても計画的な採用に努めているところであります。しかしながら、建築専門の職員は長年採用を行っていない状況であり、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 実質1年以上勤務している臨時職員は118人、そのうち最長者は34年ということでございますが、臨時職員はあくまで正職員の補佐的業務

という説明でしたけども、児童館の職員というのは実際には、そういう補佐の仕事だというふうに考えているわけですか。私は、児童館の職員というのは非常に責任もあるし、子供を預かって、いろいろ事故等の防止とか、いろんな面があるというふうに思いますが、これが34年も臨時職員で続いているということは、どう考えても異常だというふうに思いますが、そのあたり、どういうふうに考えているのかということと、この職員の待遇というのは、保険とか退職金とか、そういうものは、どういうふうになっているのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務部長、小坂康夫君。

総務部長（小坂康夫君） 臨時職員、本庁よりもいわゆる出先機関に多くいるわけでございます。臨時職員にもいろんな形態がございます、1日仕事を、例えば学校の複式学級開始のための職員とか、産休代替の職員とか、そういったいろんな職員もいますけども、児童厚生員につきましては、いわゆる午後からの仕事ということで、子供が学校から帰ってきて児童館に遊びに来たときに、その児童の面倒を見るというような職務内容になっております。いわゆる半日勤務ですんで、そこを正職員を配置するということが、ちょっと非常に困難なのかなというような感じで思っております。臨時職員は今申しましたように、1日、職務に従事している方もいますし、時間的に仕事に従事されている方もいますし、半日だけというような方もいらっしゃいます。その中で児童厚生員に34年というのは非常に長いわけですけども、この方は児童厚生員の資格も持っておりますし、民生員とか民生児童員の資格も持って、本人がお子さんが非常好きだということで、一生懸命働いているわけで、本人がやりたくないのを、うちが引きとめて、ずっといてもらっているような現状ではございません。あと、月給、日給とか時給とか、いろいろな形がありますけども、長い、そういう方は、要するに月額ということでやっておりますし、期末手当等も払っておりますし、休暇も職員と同様、最長二十日間というふうなことでやっております。また雇用保険、労災保険なんかも加入をしているというようなことでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） この方は、本人が正職員になることを拒否しているというか、臨時職員のままの方がいいというふうに言って、こうなってるんですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務部長、小坂康夫君。

総務部長（小坂康夫君） 本人が拒否しているということではございません。ただ、職務として半日という中で、そこに正職員を果たしてずっと置いておけるのかというようなことでございます。議員ご存じのように合併以来、職員数、ずっと削減してまいりました。合併時から比べると133人ですか、削減されております。市長も事あるごとに発言しておりますけども、その間の人件費の削減額が40億以上と

というようなことになっておりまして、今、削減されている人件費の中でも、いわゆる性質別の歳出に占める割合が、当初予算の額によりまして、人件費が大体、歳出に占める割合が16から17%というような形になっております。要するに、人件費と公債費と扶助費、この三つは義務的経費でございまして、絶対払っていかなくてはならないという中で、こういった義務的経費をなるべく抑えていきたいという中で今、職員がぎりぎりの中で頑張っているというようなこととでございます。今申しましたように、要するに時間的なもの、あと半日的なもの、そういったものは、こういった臨時職員の賃金の中で雇用形態を保っているというような状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私は児童館の仕事は、それは半日だということはわかりませんが、今言われたように、いろんな資格も持っているし能力もある方だと。当然、例えば午前中はほかの職務をしてもらおうとか、正職員として十分能力も発揮できる方ではないかなというふうに思うんですね。だから、先ほど1年以上勤務している者は118人ということですが、その中には、そういう方もたくさんおられるのではないかなと。だから、児童館の仕事は、確かにそれは子供が来るのは午後でしょうけども、ずっともうあるわけですね。一時的に夏休みだけとか、そういうことではないわけで、こういうものは、きちっとした正職員にすべきではないかなというふうに思います。

この1年以上勤務している118人については、今後もこのままでいくというつもりなんでしょうか。それは財政を考えて、できるだけ義務的経費を抑えたいという、そういう点で努力しておられるということは重々わかっておりますけれども、やっぱりほかで聞きますと、例えば保育所とか、そういうところの臨時職員というのが、どこでもかなりたくさんおります。そうしますと、臨時職員は時間になると残業は一切ほとんどしないと。管理者も余り臨時職員には残業はさせないと。結局、責任はあんまり持たせないと、こういうふうにしていて、その分が全部、正職員に負担がかかっていると。非常に大変だという話を、よく聞きますが、そういう点では、私は保育所なんかも含めて通年的にある仕事、これについては基本的には正職員にするというふうにするべきだというふうに思います。

それから、建築関係についての専門職はいないと。この間、先ほども言いましたが、大規模ないろんな改修工事等がありました。それらの説明が、なかなか委員会でいろいろ聞いても納得できないケースというのが何件もありましたが、これについて、単に1級建築士の資格を持っていれば何も経験がなくてもいいかということ、そうはいかないと。資格と、きちんと経験も持った者を配置するという必要があると思いますが、その点について、どう考えているのか、2点伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、小坂康夫君。

総務部長（小坂康夫君） 今、建築士の資格を持っている職員は、1級建築士はおりませんけども、2級建築士を持っている職員が2名おります。1人は建設課、1人は教育委員会に配置をしております。ことしも事務職等、職員採用をしたわけですけども、事務7人と土木関係の技士を1人採用するというような形をとっております。ただ、先ほど答弁いたしましたように、建築関係の職員が、やはり不足しているという中で、今後は建築士の資格を持った方、1級建築士の資格を持った方が即、市役所を受けてくれるかどうかは、ちょっと疑問ですけども、大学等で、その分野にいれば2級建築士の資格は取れると思いますんで、そういった方の採用も積極的にやっていきたいなというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 今、答弁なかったのですが、実質1年以上勤務している臨時職員118人ということですが、この人たちについては、今後もこのままというつもりですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務部長、小坂康夫君。

総務部長（小坂康夫君） 今の118人ですけども、ほとんど出先機関が多いというふうなことでございます。保育士の話も言及されましたけども、いわゆる保母さんなんか、例えばゼロ歳児が入ってきたときには、その1年なり2年なりを加配をしなくてはいけないというような業務体系もございます。その118人が、ほとんど、先ほども言いましたけど、丸一日仕事をしているのかということ、時間給の方もいらっしゃいますので、人件費を抑えながら、なるべく効率的な仕事をしたいと、地方自治法でございまして、そういった観点で今後とも人事配置等を十分考慮しながら検討をしていきたいなというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 118人は、そういう出先が多いということですが、臨時職員の一覧表をいただいておりますが、30人ぐらいは本庁におられると思いますが、例えば、総務課にも6人、監理課に2人、税務課にも2人、これらの方はどういう職務をされているんでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務部長、小坂康夫君。

総務部長（小坂康夫君） 総務課ですと、運転手の方とか、あと用務員の方とか、あと安全安心ということで警察OBの方と、そういった方でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 今言われたように、運転手というのは、ずっと仕事があるわけですね。だから、こういう方も、ずっと臨時でしておくというのは、私はおか

しいのではないかなというふうに思います。運転手も、それは非常に人命を預かる仕事ですから、責任も非常にありますし、そういう点では、この臨時職員については、ぜひとも職務内容を見直しをして通年的な仕事についている者は基本的に正職員にしていくと。もちろん、保育所なんかで人数が減ったり増えたりしますから、そういうのに対応するという点では、それはある程度、臨時もやむを得ないかなというふうに思いますが、図書館なんかも5名、臨時職員おりますけれども、図書館なんかも、ずっと通年的な仕事ではないかなと思います。

最後に、このことについて市長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 基本は正職員になっていただくためには公務員試験を受けていただかなければならないということは、まず原則としてあります。それは現実問題としてあります。今現在働いていただいている嘱託の職員を正職化するということは、基本的には、これは試験を受けて合格すれば別ですけども、これはできませんし、するつもりはありません。今後の課題として、ある程度の正職と嘱託、臨時職員とのバランスということは考えなければならぬと思います。現実的に、去年でしたか、お隣の市で保育士さん方の中で、そういう問題がちょっとクローズアップされたということも聞いておりますし、その辺は十分バランスも考えていかなければいけないというふうに思っております。

そのことと、それから本庁の職員であっても、補佐的な、補助的な仕事は、これは意識的に正職員ではなくて嘱託でやっていただける方にやっていただいた方が、財政効率的にもいいというふうに思いますので、これは、やはり維持していくべきだというふうに考えております。

具体的に運転手の話も出ましたけれども、総務課の運転手というのは市長車の運転手でありますので、人命を預かっているとおっしゃっていただきましたけども、そういう意味では、確かにありがたいんですけれども、以前は正職でした、確かに。彼が定年を迎えてから、しばらく臨時職として仕事をさせていただきましたけども、都合によってやめましたので、また新たに臨時職で1名、嘱託で運転をいただいておりますが、仮にこの運転士についての正職ということを考えるのであれば、私は1人の職員として雇うよりも、場合によっては外部、民間事業者への委託といいますか、そういうことをしてでも、やはり人件費の抑制には努めていかなければ、やはり財政規律上は難しいのではないのかなというふうには考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) もちろん私は今、臨時でおられる方をすべて無条件に正職員にしろと言っているわけではありません。もちろん、それは公務員試験を受けていただく必要はあるというふうに思っておりますが、財政的なことだけで、ず

っと通年的な仕事をしている者、そして実際には、もう34年も勤めて、34年勤めておられる方が、どう思っておられるかはわかりませんが、118人おられる1年以上ずっと臨時として勤務されている方は、基本的には、やっぱり市の職員という自覚もあると思いますし、そこで正職員といろんな面で差がついているということについては、やっぱり不満もあるというふうに思います。だから、そういうことをなくして、本当にきちっと仕事ができるというふうにするためには、ぜひ臨時職員は本当に臨時的な職務に限るということで、今後とも努力をしていただきたいということを申し上げて、一般質問を終わります。

---

卯目ひろみ君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 通告順に従いまして一般質問させていただきます。

まず、私は北潟湖畔公園の利活用と整備についてということで質問したいと思います。五つの質問を考えております。

開園後10年以上がたちました。観光資源としても見直す時期に来ているとは思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。高台部分にある四季の森公園は余り活用されていないという印象があるのですが、この部分の整備をする考えはありませんか。3番目、管理棟のトイレは管理棟の終了時間と同時にトイレが使えなくなります。時間外にも使えるようにする考えはないでしょうか。4番目、公園内のゾーン化を図り、それぞれのゾーンに合った利活用を考えてはどうでしょうか。5番目、全体的にはだれがどのような方法で維持管理をしているのでしょうか。以上について質問していきたいと思います。

いろいろな人に北潟湖の湖畔公園ってどんなところですかと聞いてみますと、アイリスブリッジ、観月の夕べ、サイクリングロード、桜並木、カヌーポロ大会、グラウンドゴルフ大会、芝生のきれいなところなどなど、北潟湖に面したところという答えが返ってきます。ですが、実際には湖畔公園前の駐車場から入ったところに四季の森というのがある高台の部分と階段でつながれた湖側の部分に分かれています。現在、公園を利用する人は整備された下の部分にほとんどが集中しています。自然の雑木があり四つのガラスハウスがある高台部分、特に自然いっぱいの秋冬の森ですが、ここが広いということもあるんですが、どうしても整備が遅れがちになるのか、したがって人の出入りも少ないという結果を招いているのではないのでしょうか。家族連れ、それから学校の遠足、自然教育など、訪れる人が高台も湖側も共に大いに活用して、全体として満喫できる公園として少しずつでも整備をしていく必要があると思います。公園がつくられてから10年以上がたちましたので、そろそろ、このあたりで、いろいろなところを見直す時期に来ているのではないかと思



いますが、いかがでしょうか。

四季の森については、最初に言ったように余り使われていないのか、遊具があるんですが、それもペンキが塗ってあるんですが、ちょっとペンキがはげかかっていたりとか、秋冬の部分のところは手入れも何となく歩いているとさみしげな印象があります。先日の県民福井の投稿でしたかね、そこにも、ちょっとこれが書かれていましたので、あらっと思ったんですが、春夏秋冬とゾーンが分かれていって、もっと整備をするといい公園になるのに、もったいないなという話も時々お聞きします。上のところに行きますと木や草で覆われてはいますが、北潟湖や集落の家並み、またそういうところが一望できる絶好のビューポイントがあります。冬の晴れた日には真っ白い白山が目の前に見えます。このあたりも景観がよくなり、それなりの観光資源をつくり出すことができると思いますが、いかがでしょうか。

次に、トイレの問題があります。トイレの問題はデリケートな問題ですが、やはり、そこを訪れる人にとっては大切なことではないかと思うので質問させていただきます。この公園には4カ所のトイレがあります。管理棟のトイレと駐車場そばのトイレ、高台の秋の森と湖側、赤尾側にはエコトイレというのが1カ所ずつ、計4カ所トイレがあります。管理棟のトイレは管理棟が閉まると内側からかぎがかけられて、外側からは一切使えなくなります。現在は閉鎖期間ですので、現在は使われておりません。最初、聞いたときは、外から入れないというのが何のことかわかりませんでした。管理棟とトイレを仕切る小さなシャッターがあって、そのシャッターのかぎがトイレ側についているんです。トイレ側からかぎをあけると管理棟へ入っていけるので、防犯上からでしょうけど、管理棟の終了時間と同時にトイレ入り口の戸にかぎがかけられて、夕方からは使えなくなるのです。冬の間はいいかもしれませんが、季節的に夕方にも明るい時期には、カヌーポロ会場にも近いところです。そこで練習している人たち、また散歩中の人など、そこにトイレがあっても使えないということになっています。解決法はシャッターを反対につけかえればいいのかと思うのですが、そのところはいかがでしょうか。

高台の秋の森にはエコトイレがあります。話を聞いてみますと、余り人の行かない場所にあって、ほとんど使われていないそうです。常時、循環水が流れていて、その当時言われ始めたエコ社会にふさわしいトイレであると評判を呼んだものですが、あれから10年以上経過し、だれにも使われないのに、ずっと電気を使って水を流しているというのも、今の時代には合わないような感じがします。ところが、そのトイレに行ってみますと、故障中の紙が張られていまして、現在は使われていません。それでは、修理をして管理棟のトイレが使えないのなら、そのかわりに、ここも使えるようにするといいのではないかなと思うのですが、下から山道があるんですが、周りが整備されていないといいますが、ちょっとさみしい山道となっているので、下のところからは、それと上り口に案内板がないんですね。それで使いづらくなっているのかなと思います。管理棟のトイレを、このままにするのでしたら、これは一つの提案なんですが、一層のこと、そのエコトイレを下におろして、

下にトイレを増やすということも一つ、考えられるかなと思うのですが、私は工事的なことはわかりませんので、検討に値するのか、これもお聞きしたいと思います。

次に、下の湖側の公園部分についてですが、芝生の公園、ここは三つのゾーンに分けられると思います。北潟公民館側からアイリスブリッジまでのゾーン、また管理棟を中心としたゾーン、カヌーポロ会場、スワンボート、貸し自転車の発着所などがあり、ここの管理棟を中心としたゾーンは、ここに一番人が集まります。そして、赤尾側駐車場から入って、倉庫までに至るゾーン、ここにはもう一つのエコトイレがあるところです。大方、この三つに分けられると思います。公民館側には桜並木、お花畑などがあり、先日にはしだれ桜も植樹されました。また、この公園では年に数回グラウンドゴルフ大会などが行われています。見ていますと、グラウンドゴルフは北潟公民館側と赤尾側とに分かれてグラウンドゴルフ大会は行われると思います。見ていますと、芝生があって適当な木々もあり、環境は抜群です。プレーされた方は、どの人も楽しかった、よかったと口をそろえておっしゃいます。が、その割には余り活用されていない、年に何回ぐらいしか大会がないので、余り活用されていないのが現状ではないかと思っています。

そこで、赤尾側のゾーンについてなんですが、ここでお尋ねしたいのですが、例えば常設のグラウンドゴルフ場とか小学生のスナッグゴルフというのがあるそうです。これは先日、議会報告会をさせていただいたときに、ある場所でのおられた方からも、そういう意見を出されておりました。スポーツ広場として整備することはできないかということです。赤尾側は管理棟から離れているためか、ほとんど利用されていないのではないのでしょうか。ここにいますと、余り人の通りも少ないように思います。しかし、そこには駐車場とトイレがあるので、それを生かす方法もあるのではないかと思います。常設といっても、グラウンドゴルフに関してですとスタート板からゴールまでの距離、またはゴールの位置がわかるようにしてあれば、あとは使う人がゴールなどを設置すればいいのではないかと思います。健康増進のため、またいつでもプレーができる場所、そういうものが必要かと思っています。今、たまたまグラウンドゴルフ人口が増えていますので、考えてもいいのではないかなと思います。今現在、市内にある公共のグラウンドゴルフ場というのが、もしあるとすれば、幾つあって、どのように運用されているのか、それもわかればお聞かせください。

これは興味深かったんですが、丸岡の霞の郷というおふるがあります。あそここのところの横にグラウンドゴルフ場があります。そこは芝生の上に置いたスタート板の上からしば刈りをしていまして、しば刈りで、それが邪魔になるとか大変ということはないということ、そこの方はおっしゃっておりました。囲いをしてグラウンドゴルフ場という専用のものであるのではないんですが、例えば、その使われていないときは普通の公園としても十分に利活用できる、そのような方法がないのか検討してもいいのではないかなと思います。

最後に、この公園は、だれがどのような方法で維持管理をしているのでしょうか、

それもあわせてお聞きしたいと思います。お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の北潟湖畔公園は、北潟湖周辺のサイクリングパークと高台部分の北潟湖畔公園を総称したもので、年間約10万人が利用している施設となっております。この公園の高台部分は、基本テーマを人と自然が共存できる快適空間の創造、森の再生と水辺の整備とし、季節を感じながら散策できる安らぎの空間として春夏秋冬の森を整備したものでございます。サイクリングパークは動の部分、高台の湖畔公園は静の部分を担当しており、公園としては、このように静と動のそれぞれの顔があることも一つの魅力となっているものと考えております。とはいえ、自然を残した安らぎの空間だからといって手放しにしておいてよいものではございません。今後は議員ご指摘のように季節感を感じる草花の整備などを積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

次にトイレの問題ですが、エコトイレは当時、時代の先駆けのような存在だったものの、現在では経年による劣化や電気代などランニングコストを考えた場合、必ずしもエコとは言いがたい施設となっております。北潟湖畔公園には現在4カ所のトイレがございしますが、高台部分の駐車場前のトイレとエコトイレは近い距離にあることもあって、エコトイレ自体の利用は非常に少ない状況でございます。したがって、この高台部分のエコトイレは廃止の方向で検討したいと考えております。また、管理棟のトイレにつきましては、管理棟と同じ建屋にあり、防犯上の問題から管理棟を施錠した場合使えない状況となっております。この施設は県の施設でございますので、今後、議員ご指摘のような改修ができないか協議してまいりたいと存じます。

次に赤尾側ゾーンにスポーツ広場を整備してはどうかとのご質問ですが、市といたしましては、専用のコートを整備するのではなく、グラウンドゴルフ以外にもスナッグゴルフ、ターゲットバードゴルフなどさまざまな種目の利用が可能な芝生広場として維持し、それぞれの競技に利用していただく形態がよいのではないかと考えております。

最後に、この公園に隣接して県立青少年活動体験施設の整備が計画されております。この施設の幅広い活用においても、現在のままの状態でご利用いただき、市体育協会、各種競技団体、各地区団体との連携も視野に入れながら緑豊かな芝生の上で多くの人々にいろいろなスポーツを楽しんでもらえるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、この公園の維持管理方法ですが、まず常駐の臨時職員が1人と常駐以外の臨時職員が4人の計5人体制で、主にボートや自転車の貸し出しに係る業務をいたしております。また、トイレを含めた清掃、草刈、花壇の整備などの業務はシルバー人材センターに委託いたしております。これは冬期間を除いて、ほぼ毎日3人

程度で行っております。このほか、芝の管理については業者委託いたしております。  
以上、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) この季節を感じられる公園というのは、もう私も全く同感です。さっき、お答えの中に動の部分ですとか静の部分ですとかというのがあったんですが、それはつくるときのコンセプトとして、作り手側のメッセージなわけですよ。ただ、受ける側には、そこのところは、どっちがどうかというのはわかりません。どっちにしても両方が元気になってくれるということが、実は一番なわけなんです。この森には季節ごとにガラス張りの四つのガラスハウスというのがあります。もう10年ぐらいたつんですが、建物自体はとてもしっかりしています。維持管理は大変かなと思うんですけども、こういうものがあることを、もっと前面に押し出して、北潟にほかにはない、こういういい公園があるんだというようなところを、もっと情報を発信するべきではないかと考えるんです。春夏秋冬を通して、その季節ごとの。そういうのが、これまでには余りなかったように思うんですけども、そういうところはいかがかなと思います。

それから、またトイレのことなんですが、管理棟のトイレは県の施設ということで、なかなか自分たちの思うようにはいかないというのもあるでしょうし、私ら素人からいったら、ただシャッターをかえるだけで簡単につけかえができるのかなと思うんですけど、中に考えてみると自販機などもありますし、防犯上、ちょっと難しいのかなと今、お答えを聞いていて思いました。ただ、あそこにトイレがないとありますと、今度、下側にはトイレが赤尾側まで行くか、北潟の公民館まで行くかしかないんですね。そうすると、かなり場所が広いので、今は案内板も確か余りないと思うんですが、そういうときのことは考えていらっしゃるのかどうかということですね。上の高台部分のトイレを廃止にしたいということですが、年中水を流しているということで、維持管理の費用もかなりかかっていると思うんですけど、どのくらいかかっているのかも、わかれば教えていただきたいと思います。お話を聞いていて、歩いてみるとわかるんですけど、確かにあそこのトイレはわかりづらくて、もしかして使いにくいかもしれませんね、実際につくってみたものの。維持管理がよっぽどかかるというんでしたら、それもいたし方ないかなとは思いますが、それにかわるものを、やっぱり考えてあげるのが、作り手側からのメッセージではないかと思うんですね。それをカバーする方法を、どのように考えていらっしゃるのか聞きたいと思います。

それと、また別の角度なんですが、北潟公園側の湖側の駐車場から公園に入っていきますと、右手に秋の森へ上る山道があるんです。もう1カ所あるんですけど、そこは、もうずっと前から閉鎖されてしまっていて使えなくなっています。ただ、あそこの高台と下をつなぐという意味でいいますと、階段以外には、この山道しかないんです。上まで行こうと思うと、ずっとぐるっと回って行って階段を上がらな

いと上に行けないというふうになっているんですね。春と夏の部分の公園というのは、階段とか管理棟とかも含めて結構、人の手が入っていて、お花なんかも結構ありますし、わかるんですが、秋冬の部分というのが、どうしても取り残されたというのはちょっと言い方が悪いんですけど、あの辺をもう少し開発、整備してもいいんじゃないかなと私は、ちょっと常々考えているんですね。その道が上のエコトイレと、その山道が続いているんです。もし、その山道を開発、きちっと整備して誘導する案内板なんかがあるとすれば、そこから先の駐車場のトイレも行けるということになりますので、私は、ここの山道と、それから案内板などを、ぜひ見直してほしいなと考えているんですが、この辺はいかがですかね。

それから、ずっと歩いていて思うことは、公園内全体としては、やっぱり看板ですとか案内板に多少問題があると思っています。方向が違っていたり、そっちの方向に行っても、その場所がなかったりとするんですね。それで、知らない人ですと、やっぱり看板を目当てに行きますので、看板をやっぱり見直していただきたい。広いところだと、そういうものは頼りなんですね、行った人には。そのこのところを早急に検討してもらえないか、お願いしたいと思います。

それから、あとさっき管理のことを聞いたんですが、その人数では、とても大変だと思います。それで、こういうところに協働の精神といいますか、自助、公助、共助、協働、そういうボランティアの精神、そういうものを取り入れて、イベントを兼ねながら手入れのお手伝いをしていただくような、そういう方法をつくり出すというのができるのではないかなと思うのですが、このあたりのことについてお聞かせいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) お答えいたします。

湖畔公園のよさを、情報を発信してはどうかとのご質問でございますが、先ほどもお答えしましたように、この高台部分は春夏秋冬の季節感を感じる部分でございます。今後につきましてはホームページ、またはフェイスブックなどを活用しながら、花、紅葉、白山など、それぞれの季節に見せる北潟湖畔公園のよさを情報発信してまいりたいと考えております。

次に、トイレに関するご質問でございますが、まず高台部分のトイレの維持管理経費につきましては、電気代や、し尿処理費用で1カ所当たり年間20万円かかってございます。このほか、日々の清掃費用が必要となっております。この費用に対し、利用頻度につきましては、大変低い状態を考えますと、先ほど申し上げましたように、廃止することも視野に入れざるを得ないと考えてございます。しかしながら、議員ご指摘のように、公園におけるトイレの配置はとても重要でございますので、高台部分のトイレを廃止する場合や管理棟のトイレを閉館と同時に閉鎖せざるを得ない場合につきましては、既存の案内板を利用に優しくなるように手を加えたいと考えております。

最後に、民間ボランティアの力を借りて、よい公園にしてはどうかとのご質問でございますが、湖畔公園は観光地として重要な拠点ではありますが、やはりあわら市民から愛される公園でなければ、市内、県外からの観光客にも愛されないと思っております。市民のお力をお借りすることは簡単ではございませんし、費用もかけられませんが、今後は市民と協働で行う小さなイベントなどで、あわら市民から、自分たちの庭として愛されるような仕掛けをこつこつやってみりたいと考えておりますので、議員のお力添えもいただけますよう、よろしく願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 今、お話を聞いていまして、方向性としては、私たちが思っているのと同じような方向を向いているんだなと思って安心いたしました。ぜひ、そういう気持ちでお互いに整備を、私らも手伝わさせていただきますし、加えていただきたいと思います。

たまたま、ことしの5月ごろでしたが、あそこの公園に55本のライラックの木が植わっているというのを知りました。発見しました。ほかの人で知っている方いらっしゃるかもしれないんですが、ただ、いつごろ植えられたかわかりませんが、まだ、小さい木なんですね。それで、花も全然ついていません。ただ、それが駐車場から見ると、対面のがけの上にとずっとその木があるので、その木を大事に育てて大きな木にすれば、5月にはライラックの花の咲く公園としても、女性とかそういう方には多分人気が出るようになる可能性のある公園だと私は思っています。また、そういうところにもボランティアの方の力をかりるとかして整備をしていくと、ますます、いい公園になるのではないかと思います。私もボランティアは嫌いではありませんので、また、みんなに声をかけて手伝いもしていきたいと思っております。ほかの市内、いろんなどころの公園にも、こういう方法というのは使えるのではないかと思いますので、北潟湖のここだけではなくて、ほかのところにも、また手を広げていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

議長(向山信博君) 暫時休憩します。再開は14時30分とします。

(午後2時18分)

---

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時30分)

坪田正武君

議長(向山信博君) 続きまして、告順に従い、11番、坪田正武君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) 通告順に従い、11番、市政会、坪田正武、一般質問を行います。

す。

私は最後の質問でありますので、質問も簡潔にいきますので、回答も、よい回答をいただければ早く終わりますので、ぜひ、よろしく前向きな発言をお願いいたします。

まず、北陸新幹線の正式認可が正式に決定し、長年の夢が実現しようとしております。最近では事あるごとに、テレビ、新聞等で新幹線のことを報道されております。また、これに並行して、平成26年度には金沢までの開業のための対策として、あわら温泉をはじめ、途中の加賀温泉等も、いかに観光客を誘致するか施策を考え、これから、ますますヒートアップすることが考えられます。以上のことを踏まえまして、北陸新幹線認可に伴う駅周辺のまちについて質問をいたします。

私はまず、あわら市を知っていただくことと、市民の方に新幹線の整備をわかる範囲で発信していくことが第一の責務ではないかと思ひ、それで、次のことをお尋ねします。また、提案をいたします。まず、芦原温泉駅周辺に新幹線早期着工の看板、平成37年度開通の看板を設置できないか。新幹線、芦原温泉駅及び駅周辺の整備計画を踏まえた見取り図、それも鳥瞰図で描いた大型看板を一、二カ所設置できないか。これには、石川県からあわら市へ、そして坂井市へ向かう路線が提示したものがあれば、よりわかりやすいと思ひますが、いかがでしょうか。また、駅ホームの東側に、新幹線早期着工の看板を設置できないでしょうか。ちなみに、JR武生駅には、新幹線早期着工の看板がホームの東側に設置されております。これは、福井市、越前市、敦賀、あわら市と一体となりムードづくりが必要だと思ひますが、本件は、ことし2月の一般質問のときに、以上のことを提案しましたとき、そのとき市長は、新幹線整備が正式に認可されれば前向きに検討する旨の回答をいただいた記憶がありますので、後ほど回答をよろしくお願ひします。

続きまして、私は、看板をたくさん設置できないかと。看板というのは、現在のあわら市の看板がありません。強いては、あわら温泉に入る旧芦原町の各入り口、あわらの看板があります。これは、ある意味では片手落ちではないかということが考えられます。旧金津の入り口には看板を取りつける必要があると思ひますが、県外の方から見れば、あわら市の、この看板を見てから、この先があわら市だということを勘違いされる方もいるのではないかと思ひますし、現在記載している、あわらの、この看板には、小さい文字で、創作の森だとか、トリムパークの表示がありますが、近くに寄らないと全くわかりません。余り意味がないように思ひますが、余白がたくさんありますので、大きな文字で描いたものはいかがでしょうか。皆さんも県外へ車、または電車等ででかける機会がたくさんあるかと思ひますが、合併したため、案外地名がわかりません。特にJR駅は、合併したからといって駅名は変更しておらず、また、高速道路のインターチェンジも変更されておられません、ただし一部には、カーナビでは変更されておりますが、なかなか地名がわかりません。そういう意味では、あわらという看板をつけたらどうかと。その意味で、高速道路も山側ののり面に、ここはあわら市ですと、新幹線のことと同じ記載してPR

することが一番の効果があるんじゃないかということで思いますので、以上、これを質問いたします。

よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) 坪田議員のご質問にお答えいたします。

芦原温泉駅周辺における看板設置について、駅の西口及び東口付近への設置は、北陸新幹線本体の工事や西口広場の整備により、数年先には支障となる恐れがあるため困難であると考えております。このため、当面の措置としまして、駅西口の南側階段をおりた付近に、県同盟会と連携して新幹線の案内看板を今月中に設置することになっております。この看板には、早期開業に向けて、北陸新幹線、金沢、敦賀間の概要、芦原温泉駅から目的地までの所要時間、あわら市の観光PR写真などを掲載する予定です。

次に、あわら市入り口への看板設置についてですが、議員ご指摘の芦原地区に設置されている看板は、平成17年度にあわら市の誘客促進及びイメージアップを目的に、温泉街周辺の主要道路4カ所に歓迎塔として設置したものであります。将来の北陸新幹線開業を見据えますと、これから、あわら市や福井県を初めて訪れる観光客に対し、このような看板などの設置は有効であると思われまますので、今後、新たな設置についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) ありがとうございます。何か前向きの回答をいただきまして、今、JRの正面に向かって右側、派出所側の方につけるといことですね。ちょっとこれ、何か鳥瞰図か何かでできるんですか、それとも、何か平面でできるんですか、そこだけちょっとお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) 今現在つけようとしております看板につきましては、県の同盟会のご支援もいただいてやっているところがありまして、ちょっと鳥瞰図的なものは今のところございませんが、先ほど議員のご質問の中にありましたルート図とか、それから質問でお答えいたしました芦原温泉駅から東京や長野方へ向いて、どれぐらいの時間短縮効果があるかというふうなことなど、先ほど言いました観光PRですね、そのような写真なども掲載して、みんなの力で早期開業を目指そうというお題目で、看板を設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。



11番（坪田正武君） 看板、私も、北陸道も、のり面にどうかということをお尋ねして、これも返事なかったんですが、再度聞きますけども、皆さんご存じのことですね。北陸道を走っていて、看板で一番、皆さんインパクトの強かったのはあるかと思うんです。

これ言えば、はあということ、皆さんわかると思うんですけど、どうかと言いますと、小松から美川、いわゆる金沢へ行くときに、美川憲一という歌手を当て字で美川県一の町ということで看板が左側に、海側にあったことを皆さんご存じだと思います。これは、たまたま聞けば、美川憲一ですけども、字を見れば、いわゆる美川の町名をいじった県一の町ということで、なかなかインパクトの強い看板があったことを、皆さん記憶したと思いますけど、今は白山市になりましたから、この看板は撤去されていますけど、こういうユニークな看板で、今、あわらは、あ、笑ってるという、ちょっと一見、やっぱり、くっと悩んだら、あ、あわらかというようなユニークな看板のことをもじってるんで、こんなことも、やっぱりほかから見えてやっていただきたいなと、そんなことが思います。

看板は、一遍につくったときにお金がかかりますけども、耳から入ったものは、すぐ案外忘れてしまいます。ところが、目から入ったものは、案外自然と、ぼけっと景色を見ていても、ここがあわらかということで、案外記憶ができるんじゃないかと、そんな思いがありますので、今現在、福井県内で高速道路で看板があるのは、眼鏡の鯖江市というのがある程度で、あと、どこも公に自分のところの町名、市名を書いた看板はないような気がします。これはぜひ、高速道路を走る方に、こういうことをするのも一つのインパクトではないかということと、先ほど申し上げました、旧あわら温泉街に入る、いわゆる観光誘致のための看板で宮王の交差点、それから本荘の入り口、それからゴルフ場の舟津、それから北のところから入ってくる、こういう看板がありますけども、ここへ来て初めて、皆さんは、あ、あわら市へ入ったなと、来る方もいるんじゃないかと。いわゆる旧金津、いわゆるあわら市に入ったら、どこから来ても、ここがあわら市だということは、わかるようにするのも一つのPRではないかなと。

皆さん、釈迦に説法かもしれませんが、今、衆議院選挙が行われております。これは、いかに自分をPRするかということで、党名、それから自分の名前、ポスターであり看板なんですね。これは、自分を売るということでやっています。一番のこれ、ちょっと昔の、この間もですけども、テレビ放送でNHKが3分間バーッと映りますと、約7,000万円の商業効果があるそうなんですね。民放ですと、その近くしか映りませんから、コマーシャル範囲、しれてますけども、NHKですと、それこそ津々浦々まで映りますし、これは何回もビデオで流れてくるわけですね。あるスポーツ記事を見たとき、大きなマラソン、これ、その方は、絶対トップになれないけども、いわゆるトップ集団にいて、常にわきの方に走るんだと。ゼッケンの上に、必ず自分の企業を書いてあるわけですね。これは、黙ってたって3分間すれば、みんながみんなそこを注目するかは別としまして、やっぱりそこへ画面目が

いきますから、非常にやっぱり企業の効果がある。同じようにトップ集団で2時間走ってれば、これは相当、金額に加算したら、大きな大きな広告ですから、あわら市の職員なり、だれかが、あわら市と書いて、そういったマラソンに書いていただければ、黙っていても、あわらは全国的に放映されますので、せめて3位でもいいから、トップ集団に行ってやるという、一つの策という言い方おかしいですけども、そんな策も一つの変った施策ではないかと、こんなことは単純ながらに思いましたんで、ぜひ市長、そういうことで、今、埼玉県の川内君ですかね、あの方は自分で、県庁職員ですけども、常に走っておりますわね。あの方、一介のどっかの高校の事務職なんですけども、やっぱり黙っていても、ああやって埼玉県の市が売れてきますから、これは、あの方自身はそう思っていないでしょうけども、県から見れば、これは非常にPR効果だということを認識して、ぜひひとつ、お若い方に、せめてそういう、NHKって、なかなかあれは、いろんな時間、タイムなどがありますから、簡単にエントリーできませんけども、そういうこともひとつ頭に入れてやっていけないかなと、そんなことを思っておりますので、以上のことで、ちょっと、その、あわら市だけの看板はつくるんか、つくらんだけ、ちょっとお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) 先ほどのご質問にありました高速道路などの見えやすいところということもございましたけれども、実は今、福井県屋外広告物条例というのがございまして、実は高速道路から500m内には看板が設置できないというふうなことがあります。一部の地域を除いて、特定の家屋連担でありますとか、そういうところを除くと、そういうところにはできないということもございます。また、国道8号線ですと、300m区間というふうな規制などがありますので、場所等については十分検討させていただきながら、議員ご指摘のとおり、あわら市を売り込むといえますか、ここからあわら市というのがわかるような看板というのについては、今後検討していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) ぜひ、よろしくをお願いします。

ちょっと余談ですけど先般、先々月かな、市長も含めて金沢市の芸術村へ、ちょっと我々の議員会で視察に行きました。そこに金沢大学の生徒が、いろんな絵だとか彫刻を展示しておりますして、そこに受け付けの金沢大学の生徒が3人おりまして、1人は森本、1人は津幡の子だったですわ。もう1人が中国の方なんで、その方に、あわら市を知っていますかと聞きましたら、正直言って全く知らないんですね。東尋坊というのは知っていると言いました。こんなん言っちゃおかしいけども、お隣のは、そこそこの大学の生徒さえ、あわら市を知らないんかなということで、ちょっと啞然として、視察のときに、市長に、あわら市も知らんやつ、たくさんいるよという話を、ちょっと雑談でした記憶があるんですけども、それぐらい、やっぱり

我々が思っていたと思っても、なかなか、わかってないのかなということで、自分の思いで思っているのか知りませんが、もっともっと、やっぱりPRする必要があるのかなと。こんなことがありますので、ぜひひとつ、そういうことも含めて看板ですね、いわゆる規定外で、端のところにつくっていただければ幸いです。よろしくお願いします。

と、1番の質問の最後なんですが、これ通告をちょっとしてなかったところもあるんですが、教育委員会にお尋ねします。先般の12月8日の福井新聞に記載されました桑野遺跡から出土した耳飾りほか85点が9月に、国の重要文化財の指定を受けたと。この出土品は、今建設中の生涯学習館に常時展示されますが、私がお願いしたいのは、桑野遺跡までの場所を市民の皆様にも知らせることも大事だと思います。そのためには、ここまで行くまでの看板、案内板、すなわち看板、または、観光マップ地図等で記載ができないかということ、ちょっとお尋ねしますが、わかる範囲で結構ですからお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長(高橋瑞峰君) それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、重要文化財の桑野遺跡につきましては、現在工事中の仮称、生涯学習館に展示予定でございますが、展示館では、これの位置的なものを案内をする予定でございます。また、現地の方につきましては、今後また検討いたしまして、位置的な表示を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) わかりました。ぜひひとつ現地の方にも、そういった案内板等をかけるように、ぜひひとつ提案をいたします。

これで、ちょっと一つお尋ねしたいんですけど、この記事の中に、国の重要文化財の認定を受けたというのがありますが、この重要文化財を受けるとのは、メリットはどういうメリットがあるんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長(高橋瑞峰君) これといったものはないんですが、ただ、例えば重要文化財に指定されたものが故障を起こしたとか壊れたとか、そういった修理につきましては国の補助がございます。そのほかはございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) ちょっとしつこいようですが、じゃ、今度出土した場所というのは全く重要文化財じゃなくて、その耳飾り自身が重要文化財として認定されて

いるんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長(高橋瑞峰君) そのとおりでございます。そのものに対して重要文化財ということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) 了解しました。

では、2番目の質問に入らせていただきます。まず、芦原温泉駅前、温泉街を踏まえた景観形成に、電線を地下ケーブルにできないかということであります。まずお客様が駅前に立つと、まず、駅前の景観を見ると思いますが、一つのおもてなしで観光客を迎えるに当たり、町並みの視界が広がっていると背伸びをしたくなるような気持ちになると思うときがあります。そのことを踏まえ、芦原温泉駅前及び沿線街の電線を地下埋設にできないか。きれいな山を見ると視界が広がるが、これ、まさに釈迦に説法かもしれませんが、非常に気持ちのよい風景が別の世界のように浮かんでいくと思えます。それと、もう一つは、景観、まちづくりの施策で、歩道をカラー舗装、または石畳のような歩道にする企画はありませんか。

現在の主なる駅前の、及び商店街を見ますと、まちづくり景観として電線の地下埋設があります。福井市においては東口、西口、旧8号線、いわゆる、ちょうど裁判所前までかな、これ埋設になっていきますね。だから敦賀駅前、また旧8号線通りなんかが地下埋設になっておりますし、これは特に比較がちょっと背伸びしますけども、大都市は、ほとんどが地下埋設になっております。特に京都など、祇園祭の祭に繰り出される山車人形においては、ほとんどケーブルがなくて、山鉾がずっと何も障害物なく巡行していることがありますけども、こういうことを踏まえ、金津祭に山車が出ますが、山車の上には何人かが、通称、何か電線マンという方らしいんですけど、電線を上げる方、これが非常に、外から見ると、非常に危険です。特に夕方の歩行は危険で、一度でもこれが解消されれば、ありがたいことだし、また、山車を遠くから見ることもできますが、あわらとして、そのような計画がありませんでしょうか。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) お答えいたします。

まず電線の地中化についてであります。電気は社会活動や生活をするうえ上で重要なライフラインであります。一方、電柱は景観の面や災害時の倒壊による交通障害などの課題があります。このため、県内においても、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上などの観点と、電気及び電気通信事業などの健全な発展の観点から、県内の道路管理者と電気事業者からなる福井県無電柱化地方部会を組織し、

計画的な無電柱化を推進しております。また、無電柱化の方式についてもさまざまな方法があり、従来の地下に埋設する電線共同溝方式に加え、敷地の裏側へ通す裏配線方式、民家の軒先を借りる軒下配線方式などがあります。市内ではJR芦原温泉駅周辺地区において現在事業を進めております西口アクセス道路の市道105号線の一部と、県道芦原温泉停車場線の一部で無電柱化を計画しております。今後、電気事業者や県と実施時期や方式などについて協議調整しながら、駅周辺整備事業に合わせて整備していきたいと考えております。

最後に、景観を考慮した歩道のカラー舗装や石畳については、電線地中化と同じ区域を対象にインターロッキングや平板ブロックによる施工も含め実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) ありがとうございます。今、駅前の県道105号線、約150mと聞きましたが、ここは、どこを指しているのでしょうかね、どこら辺を。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) 今の県道でなくて、市道105号線でございまして、市道105号線は、今の線路と平行に入っている駅前の道路でして、現在、西口駐車場が整備されておりますけれども、あそこまで、県道からそこらまでを大体計画しております。それから、県道につきましては、県の方ですが、今現在出ている計画としましては、交番所の前あたりから宮谷川付近までの区間を計画区間として今、とらえられております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番(坪田正武君) ということは、新しい道はわかりましたで、県道に関しては、ちょうど派出所から、ちょうどニシタ時計といいますが、宮谷川の橋のあそこまでだということですね。そうですか、わかりました。その先は全くないんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事(松浦好孝君) 現在の県の方で持っていらっしゃいます計画は、そのように聞いておりますが、多分こういうことだと思っんですけど、今、駅前の方でにぎわいづくりとかで、いろいろと検討を進めております。そのエリアとしては、今の生涯学習館のあたりまで行く計画もありますので、そこら辺の絡みも含めまして、今後必要な部分については、例えば延伸、範囲を広げるというふうな話につきましては、市道については市の方で、また県道に関しては県の方に要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 11番、坪田正武君。

11番（坪田正武君） ありがとうございます。ぜひ、何か前向きな、非常に何か、まちづくりの、あそこら辺が一画、視界が広がるということで、非常にうれしい、何か質問したかいたったような気がいたします。

私も、これは都市計画は、県の都市計画でいろいろ聞きました。ちょっとそのとき、あわら市がどの範囲かよく見えなかったんですが、ちなみに福井県は、敦賀市の駅前と、それから武生市の蔵の辻通りというんかな、それから坂井市は東尋坊の道路が石畳と、そんな計画の図面がありましたので、ひとつこれ、1日でも早く施工していただきたいと思うんですが、ちょっと最後にお尋ねしたいのは、これにかかる負担の割合ですね、経費の。これは、1m当たり幾らぐらいの工賃がかかるのか、それから県なり、あわら市なり、北陸電力さんが払う出資率というんですか、比率はどうか。いつごろやろうとしているんかだけをお尋ねします。わかる範囲で結構です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事（松浦好孝君） お答えいたします。

まず費用の面でございますけれども、国土交通省などのホームページなどを見ますと事例が幾つか載っております。また、県内事例も少し調べましたけれども、今の地中埋設方式が一番費用かかるわけでございますけれども、実績として70万円から100万円、メートル当たりかかっております。歩道などの中に既に埋設されている浄水道管、下水道管が支障になることが予想されます。これらの移設など、その場所場所によって条件がかなり異なりますので、費用についてはかなり差があるものと思われま。

また、費用負担についてでございますけれども、原則ルールとしまして、道路管理者が、歩道でありますと、歩道をまくって表面撤去しまして、中に管を埋設して、また埋め戻すというふうな行為が道路管理者の役割になります。市道でありますと、市、県道でありますと、県の方をお願いするわけです。電気事業者は、その中に電線を通す行為と、一部、メートル当たり500円ちょっとの負担金を出すということでありまして、法律的に何対何は決まっています。ただ実例として、それらを総称しますと、先ほど70万円から100万円ほどかかると言いましたけれども、そのうち、ざっとですけど7対3ぐらいで、7が道路管理者、3が電気事業者ぐらいの比率になっている事例があるというふうに聞いてございます。あわら市のところで採用するに当たって、どれぐらいの比率になるか、これからの詳細な検討になるかと思います。

時期については、先ほど申し上げましたとおり、駅周辺整備事業の促進に合わせて整備していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 11番、坪田正武君。

11 番（坪田正武君） すいません、具体的に、大体何年ぐらいから着工しようとしているんですか。わからなければいいですけども、わかっておるのであれば。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 土木部理事、松浦好孝君。

土木部理事（松浦好孝君） 既に、105号線ですが、実は一部、ちょっと電柱が1本残っているんですけども、105号線の整備に当たっては、それを念頭に置いた整備を先に進めております。それから今、105号線の延伸に合わせても、その辺、考慮しながらやっていきたいので、ちょっと年といいますと、適宜、新しく新設する部分については、そのような形で考慮して進めていきたいというふうに思っております。ただ、県道の方に関しましては、これから県の方とも協議いたしまして、芦原開業、敦賀開業までには、何とかなるように進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 11番、坪田正武君。

11 番（坪田正武君） いろんな経費もたくさんかかりますので、直前で変わるかと思っておりますので、ぜひ、ひとつ途中で中折れしないように、ぜひ市長、注目しながら事の事業を、ひとつお願いしたいと思っております。こういうことで、地下埋設にしますと、除雪なんかでも、ブルでも何でも、思い切り走れますし、電柱が1本、外灯1本あただけで、非常に除雪でも、何かにおいれ不具合が生じますので、ぜひひとつ、そういう形で進めたいと思っております。

国道8号線を、ちょうど今、森田の方とか、横の、いわゆる並木道といいますか、木の、ケヤキの木なんですけども、相当今、木の枝を伐採しています。これは冬に備えてなんですけども、空港道路も相応枝を伐採しております、伐採というか整理しているんですね。こういうところを走りますと、非常に視界が広げて、本当に今、別の世界走っているのかなと、こんな思いがありますので、こういった電線が1本ないだけでも、相当視界が遠く見えますので、そういうことを踏まえて、新しいひとつまちづくりに、お互いに成功させ前に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

---

#### 散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で一般質問を終結します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

明日から19日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、12月20日、再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後3時1分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年12月10日

議 長

署名議員

署名議員



## 第63回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成24年12月20日(木)

午後1時30分開議

### 1.開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第84号 平成24年度あわら市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 3 議案第85号 平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第86号 平成24年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第87号 平成24年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第88号 平成24年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第89号 平成24年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第90号 平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第91号 あわら市債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第92号 あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第93号 坂井地区広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第94号 工事請負変更契約の締結について((仮称)あわら市生涯学習館整備工事(建築工事))
- 日程第13 請願第 4号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願
- 日程第14 発議第 8号 市長の専決処分事項の指定について

1 閉議の宣告

1 市長閉会あいさつ

1 議長閉会あいさつ

1 閉会の宣告

---

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

---

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

---

### 開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時26分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番、東川継央君、18番、杉田 剛君の両名を指名します。

---

### 議案第84号から議案第94号、請願第4号の

#### 委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第2、議案第84号から日程第13、請願第4号までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案については、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月11日、12日の2日間にわたり、市長、副市長、教育長及び担当の部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第84号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第7号）所管事項、議案第91号、あわら市債権の管理に関する条例の制定について、第94号、工事請負変更契約の締結について（（仮称）あわら市生涯学習館整備工事（建築工事））の3議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第84号、91号、94号については全員賛成、可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第84号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第7号）所管事項について、所管課ごとに申し上げます。

総務部所管について申し上げます。

人件費の大幅な減額については、主として人事異動に伴うものであります。また、防犯灯設置事業補助金として43万7,000円が計上されました。委員からは防犯上、緊急を要する場合の対応について危惧が出されましたが、理事者からは、

緊急を要する場合は予備費で対応し、大幅な新增設については予算化で対応したいとの説明がありました。

防災資機材庫購入費600万円については、今まで未整備であった金津地区拠点避難所12カ所へ資機材倉庫を設置するものであります。現在、榛ノ木原倉庫に保管してあります発電機、灯光器、毛布等の備品を分配して配備し、チェーンソー、緊急工具については来年度の予算の中で整備していくとの答弁がありました。委員からは、資機材の定期的な点検と防災組織の立ち上げを推進するべきとの意見がありました。

教育総務課所管について申し上げます。

施設修繕料23万円については、本荘小学校音楽室の窓が老朽化により落下する危険な状況にあるため、取りかえるための補正であるとのことでした。委員からは、以前に耐震補強したときに気がつくべきことであり、他の学校で同じようなことがないように強く要望いたしました。

要保護及び準要保護援助費、小学校費、中学校費合わせて212万6,000円については、経済的理由により就学困難と認められる保護者に対して学用品、給食費等の援助をするものであり、小学校で31名、中学校で10名増加したための措置であるとの説明がありました。委員からは、景気の低迷により増加傾向にあるが、該当者に対しては、しっかり精査して対応するよう要望いたしました。

文化学習課所管について申し上げます。

JA倉庫耐震診断業務委託料130万円は、本荘公民館に隣接するJA倉庫を公民館施設として利活用できないかを判断するため耐震診断を行うものであります。JA倉庫については、JAから正式ではないが無償譲渡で前向きに検討中との説明がありました。委員からは、耐震診断委託料がむだにならないよう要望いたしましたが、理事者からは、診断しないことには耐震補強費の算定もできない、診断結果によっては委託料がむだになっても耐震補強費に多くのお金をかけるよりもよいとの判断で実施するものであり、場合によっては撤去も視野に入れているとの答弁でした。また、土地については、公民館と同じく春日神社のものであり、借りることになるとの説明もありました。

次に、議案第91号、あわら市債権の管理に関する条例の制定について申し上げます。

市が保有する税以外の債権について、債権管理を適正に能率的に行うために新たに制定されたものであります。委員からは遅延損害金の率が高いのではないかと意見が出されましたが、理事者からは、納めないことに対するペナルティーであり、全国一律との説明がありました。また、遅延損害金が発生する前に分納等の納税相談の実施も合わせていくとの答弁でありました。

次に、議案第94号、工事請負変更契約の締結について((仮称)あわら市生涯学習館整備工事(建築工事))申し上げます。

((仮称)あわら市生涯学習館整備工事中に一階土間コンクリート下に空隙が見つ

かったための土間改修工事と、授乳室、キッズトイレ増設として1,869万円を増額するものであります。委員からは、土間改修工事費が巨額であるため、工事の必要性、ほかの簡便な工法について協議するため、今回は特別に設計業者に出席を求め、詳細に質疑を行いました。

委員の質問点は、地盤改良の必要性和、施工箇所も必要な部分だけでよいのではないか、また地盤改良の工程で、地中梁、基礎杭を痛めるのではないか、解体時に重機が乗らなければ大丈夫でなかったかの4点でありました。

まず、地盤改良の必要性については、現在、土間が地中梁の上に乗って建物を支えている状況で、杭の余力の範囲を超える可能性があり、建物に危険を及ぼすと判断している。建物の基礎構造には土間の荷重を含んだ計算はされていないので、土間の荷重を建物に流すと建物が危険になるので、土間の荷重は地盤で受けるべきである。地盤の現状は、自然沈下により一部閉め固まっているが、土間からの荷重を均一に下の弱い地面に伝えるには、地盤改良して土の硬性を上げて荷重の伝達を円滑にする必要がある。荷重が偏在した場合、その影響を下の地面に抑えて伝える必要があり、地盤改良が最適であると説明でした。

土間下の地盤で受ける長期荷重1.2トンの数値については、図書館の書庫配置、配列等、移動も考えられ、書庫の計画の荷重に合わせて設計するのではなく、建築基準法の構造設計基準の一般書庫の積載荷重数値を使用するとのことで、安全率については、材料強度、コンクリートが割れる強度と設計の荷重を計算上3倍と見ているとの説明でした。

地中梁を重機の重さで痛める恐れについては、保護できるよう養生して痛めないようにし、改良範囲についても、できるだけ地中梁ぎりぎりまで実施すれば、上からの集中荷重を分散できると考えているとのことでした。

地盤が下がった理由については、工事施工において地中梁の際の土間を取ったのが原因と考えられ、土間を取る前は、地中梁に鉄筋がささっていて、引っ張りで土間の下がり抑えていたが、その中の鉄筋を切ったことにより、拘束がなくなったため下がったのであり、重機で下がったとは考えていないとの答弁でした。

また、施工に当たっては、地中梁に影響がないよう施工管理するとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 厚生経済常任委員会の審査の報告をいたします。

当委員会は12月13日、14日の2日間にわたり、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第84号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第7号）所管事項をはじめ9議案、請願1件について慎重に審

査いたしました。

審査の結果、議案第93号については賛成多数、その他8議案については賛成全員で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず議案第84号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第7号）所管事項について所管課ごとに申し上げます。

福祉課所管について申し上げます。

生活保護費1,600万円の追加補正について、委員から大幅な増額の原因は何かとの問いに対し、理事者からは年度当初101世帯125人であった生活保護者が、現在117世帯144人に増加した。特に医療扶助が増加したとの答弁がありました。

次に子育て支援課について申し上げます。

すみずみ子育てサポート事業45万円の追加補正について、委員からは当初予算6万3,000円に対し7倍を超える補正を行う理由はとの問いに対し、理事者からは昨年まではNPO法人に委託していたが、本年7月からシルバー人材センターに委託した。保護者に対しニーズ調査を行い、要望に応える形で、平日午後8時まで延長させた保育や、土日、祝日の保育も可能にしたためであるとの答弁がありました。

次に健康長寿課所管について申し上げます。

養護老人保護施設措置費2,000万円の追加補正について、委員から、あわら市の住民のみを措置しているのかとの問いに対し、理事者からは市に住所がある生活に困窮している高齢者を市内外の養護老人保護施設へ措置しており、当初見込み57人であったが、10人程度増加したための追加補正をお願いするとの答弁がありました。

次に建設課、上下水道課について申し上げます。

両課とも、人事異動等による人件費の補正であり特に質疑はございませんでした。

次に農林水産課について申し上げます。

浜坂漁港しゅんせつ工事費200万円は、漁港から海に出るまでの航路に土砂が堆積し、航行不能になることを防ぐために行うものであります。委員から200万円でしゅんせつ工事ができるのかとの問いに対し、理事者からは大聖寺川のしゅんせつを毎年、石川県大聖寺土木事務所が台船を使って実施している。今回は大聖寺土木事務所の協力が得られ、大聖寺土木事務所が発注する業者とあわら市が随意契約することにより、大聖寺川で使用している台船を利用することができ、低額の予算で実施できるとの答弁がありました。

次に、坂井丘陵企業的園芸拡大事業617万8,000円の追加補正について、委員から坂井北部丘陵地に進出している企業だが、経営が厳しいと聞いており、撤退の恐れはないのかとの問いがありました。理事者から、企業は遊休農地の解消、雇用の創出に寄与している。今回も事業変更により新たな販路を見出すなど努力して

おり、状況は厳しいが支援しながら指導していきたいとの答弁がありました。なお、委員から毎年丘陵地に投資しているが効果がないのではないかと。精査が必要である。市として強い指導力を発揮してほしいとの意見がありました。

次に観光商工課について申し上げます。

観光まちなみ魅力アップ事業（計画策定事業）150万円は、北陸新幹線金沢開業に向けた新たな補助事業で、平成29年度までの芦原温泉周辺エリアのハード整備に関する計画策定事業であります。なお、ハード事業費の限度額は7億5,000万円であります。委員からはさまざまな意見が出でました。芦原温泉の活性化を図るために7億5,000万円もの巨費を投じる。どのような温泉街にするのか、何を目玉にするのか、まち歩きをさせるための旅館と商店街とのタイアップという面など、行政が強く計画策定を行う推進会議のメンバーに指導すべきであるという意見等がありました。理事者から、今回の事業は芦原温泉街への最大であって最後の支援であると思っている。メンバーにはハード整備以降の自分たちの役割を果たしてほしいと確認をしながら事業を進めたいとの答弁がありました。いずれにしても、お客様へのニーズに合うように、そして時間的問題もあると思いますが、慎重かつ大胆に取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、議案第85号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第86号、平成24年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第87号、平成24年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）、議案第88号、平成24年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第89号、平成24年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、以上5議案については、いずれも人事異動等にもなう人件費の補正で特に質疑はございませんでした。

次に議案第90号、平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

送水ポンプ場改良工事1,250万円の追加補正について、委員からは、9月補正で計上したばかりで、どうして今回増額になったのかとの問いがあり、管理者からは、9月補正予算は時間的な問題で詳細に見積ることではできなく、あくまでも概算であった。安易に補正予算を要求したことについて反省をしている。今後は、見積りを厳しく査定したいとの答弁がありました。

次に議案第92号、あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この改正は、ごみの分別収集を推進するため、ごみ専用指定収集袋の種類を増やすものであります。委員からは、新たに小さなごみ袋を作成するが、単価はどのように決定したのかとの問いに対し、坂井市と概ね合わせた単価とした。なお、資源ごみ、廃プラスチックのごみ袋は資源として再利用でき、分別収集を促す観点から燃やせるごみ袋より安く設定させてもらっているとの答弁がありました。また、委員から、ごみ処分費に年間3億円以上の経費を要している。市民1人当たり約1万

円である。ゴミ減量化を意識してもらうためにも、実態を市民に示し、コスト負担について理解を求めるべきとの意見がありました。理事者からは、広報等で周知したいとの答弁がありました。

次に議案第93号、坂井地区広域連合規約の変更について申し上げます。

この改正は、平成25年4月1日からあわら市と坂井市で構成する坂井地区広域連合の負担割合を変更するものであります。主な内容は、介護保険給付に要する経費、代官山斎苑等の運営に要する経費、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する経費、水道用水に関する経費の負担割合について、均等割、人口割を実績割に変更するものであります。

委員からは、介護給付に係る負担割合だが、給付費割100%の方があわら市として負担が軽くなる。今回、2年間の経過措置を設けているが、どうして経過措置が必要なのかとの問いがありました。理事者からは介護保険の事業計画を3年ごとに策定しており、現在の計画は24年から26年度までの計画である。正式に改定を行うのは、27年からの第6期の計画からにするため、2年の経過措置を設けた。なお、1対1の協議であるため、慎重に協議を行わなければならないとの答弁がありました。

次に継続審査となっております請願第2号、特急列車廃止、削減反対の意見書提出を求める請願については、前回同様、継続審査すべきものと決しました。

次に請願第4号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願については、審議の結果、賛成なしで不採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託された案件の審査経過と結果を申し上げ報告といたします。

---

議長（向山信博君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） これから、日程第2から日程第13までの討論、採決に入ります。

---

議長（向山信博君） 議案第84号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第7号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第84号を採決します。

本案に対する両常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。



したがって、議案第 8 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 8 5 号、平成 2 4 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 8 5 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 8 6 号、平成 2 4 年度あわら市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 8 6 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 8 7 号、平成 2 4 年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 8 7 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 8 8 号、平成 2 4 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 88 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 88 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 89 号、平成 24 年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 89 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 89 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 90 号、平成 24 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 2 号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 90 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 90 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第 91 号、あわら市債権の管理に関する条例の制定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 91 号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第92号、あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第92号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第93号、坂井地区広域連合規約の変更について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第93号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 議案第94号、工事請負変更契約の締結について（（仮称）あわら市生涯学習館整備工事（建築工事））について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第94号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（向山信博君） 請願第4号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 原案に賛成者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書を求める請願について賛成討論をしたいと思います。

ご承知のように我が国の生活保護受給者数はマスコミでも報道されておりますように今や211万人を突破し、本市においても生活保護受給者がどんどん増えているという状況でございます。こうした中で、請願書でもあり、国は平成15年から17年の3年間で老齢加算約2割をカットいたしました。さらに今、厚労省は生活保護基準そのものを引き下げようとしております。これは一部の生活保護受給者が不正をしているということを含んにマスコミ等でキャンペーンがされておりますが、そういう不正受給者はごく一部でありまして、圧倒的多数の生活保護受給者は今、本当に厳しい経済状況の中で、請願にもあり食費も切り詰めるというような状況にあります。こういう中で保護基準を引き下げるということは、第一には憲法25条に規定しております、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するということが明確に違反するというふうに考えますし、この生活保護基準の引き下げが最低賃金や年金、就学援助など、各種制度の引き下げにつながっていくというふうに考えます。

そして、生活保護法は、そもそも生活保護受給者がこの生活保護によって、いずれ自立、生活保護を受けなくても自立できるようにするという趣旨でありますけれども、現在の実際の制度上はとても自立はおぼつかない。まじめに少しでも働いて自立しようとしても、わずかの収入を得ても、その分は保護費から引かれると。これでは、どんなに働いても自立はできないというのが実態であります。こういう中で生活保護基準引き下げはしないということを国に強く求めたいと思います。

請願項目にもありますように、第一は老齢加算を復活する、そして保護基準を引き下げない。また生活保護は最後のセーフティーネットと言われております。現在は国が保護費の75%を負担しておりますけれども、これは国がつくった制度でありますし、生活保護受給者が増えている現状は国に大きな責任があるというふうに考えます。そういう点からしても全額、国庫による負担を強く求めるべきであるというふうに考えます。

議員各位のご理解とご賛同を心からお願いして討論といたします。

議長(向山信博君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) これで討論を終わります。

議長(向山信博君) これより、請願第4号を採決します。

この請願に対する厚生経済常任委員長の報告は不採択であります。  
請願第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立少数です。

したがって、請願第4号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

---

発議第8号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(向山信博君) 日程第14、発議第8号、市長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

議長(向山信博君) 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 12番、丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) 議長のご指名がありましたので、発議第8号、市長の専決処分事項の指定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、あわら市債権の管理に関する条例の制定に伴い、市長の専決処分事項の指定について、所要の改正を行う必要があるため、提出するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、指定の改正案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

議長(向山信博君) 本案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

議長(向山信博君) ただいま議題となっております発議第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、発議第8号、市長の専決処分事項の指定については、提案のとおり可決されました。

---

#### 閉議の宣告

議長（向山信博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
これにて、会議を閉じます。

---

#### 市長閉会挨拶

議長（向山信博君） 市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は12月4日以来、長期間にわたりまして議員各位のご質問をいただき慎重にご審議を賜りました。平成23年度決算をはじめといたしまして、提出いたしましたすべての議案につきまして妥当なご決定を賜りました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、この会期中に衆議院議員の総選挙が執行されました。政治の枠組みも大きく変わりました。今、新しい政権が誕生しようとしております。この新しい政権には安定した政権運営と、そして特に今、疲弊している地方を十分ご配慮いただいた行政を、是非とも実行していただきたいと強く望んでいるところでございます。

さて、今年は何といいましても北陸新幹線の福井延伸が決定したことが大きい動きであったかというふうに思います。まずは平成27年度春の北陸新幹線金沢駅開業をめどといたしまして、もう余り時間は残っておりませんが、短期間のうちにまちづくりを進めなければならない状況でございます。これから短期間に大きな投資を行うこととなると思いますけれども、それに関連いたしました事業につきましては議員各位のご理解とご協力を、是非ともお願いを申し上げたい次第でございます。

さて、本年も残すところあと10日余りとなりました。これから議員各位には年末年始に向けていろいろな地域の会合等へのご出席等々、大変忙しい時期をお迎えになるかと思っておりますけれども、どうかご健康には十分ご留意されましてご活躍いただきますようお願い申し上げます。そして、よいお年をお迎えになることをお祈りいたしまして閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### 議長閉会挨拶

議長（向山信博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、4日からの開会でございますけれども、上程さ

れました全案件につきまして慎重な審査、そしてまた妥当なる結論をいただきまして誠にありがとうございました。

また、先日行われました衆議院選挙におきましては、開会中にもかかわらず、皆様方のご活躍に敬意を表する次第でございます。自民党が圧勝いたしましたけども、これからは過去の反省をしていただきまして、政策を中心とした安定政権を目指し国民の負託にこたえていただきたいというふうに思っているところでございます。

今年も残すところ10日余りとなりました。皆様方におかれましては年末年始と大変ご多忙と思いますが、健康に留意されまして新しい年の初めをお健やかに迎えられますことをご祈念申し上げまして、私の閉会に当たっての挨拶にかえさせていただきます。誠に疲れさまでした。

---

#### 閉会の宣告

議長（向山信博君） これをもって、第63回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後2時15分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

平成25年 月 日

議 長

署名議員

署名議員